

湘南港指定管理者募集要項

参 考 資 料 等

平成 25 年 4 月

神奈川県

[目 次]

- (別紙 1) 「湘南港施設平面図・管理業務対象区域図・施設位置図」・・・別紙 1-1～4
- (別紙 2) 「管理施設・設備一覧表」・・・・・・・・・・・・・・・・別紙 2-1～5
- (別紙 3) 「貸付物品一覧表・指定管理者帰属物品一覧表・設置予定物
品一覧表」・・・・・・・・・・・・・・・・別紙 3-1～13
- (別紙 4) 「湘南港の各年度想定収支・積算内訳」・・・・・・・・別紙 4
- (別紙 5) 「湘南港管理運営業務基準」・・・・・・・・・・・・・・・・別紙 5-1～24
- (別紙 6) 「新港湾管理事務所設計図（建築）」・・・・・・・・別紙 6
- (別紙 7) 「新港湾管理事務所設計図（電気）」・・・・・・・・別紙 7
- (別紙 8) 「新港湾管理事務所設計図（空調）」・・・・・・・・別紙 8
- (別紙 9) 「新港湾管理事務所設計図（衛生）」・・・・・・・・別紙 9
- (別紙 10) 「新船具庫設計図」・・・・・・・・・・・・・・・・別紙 10
- (別紙 11) 「クレーン施設図」・・・・・・・・・・・・・・・・別紙 11
- (別紙 12) 「新港湾管理事務所整備に伴う工事等スケジュール」・・・別紙 12
- (別紙 13) 「新港湾管理事務所整備に伴う船舶保管地配置図」・・・別紙 13
- (参考資料 1) 「湘南港管理業務区分表」・・・・・・・・参考資料 1
- (参考資料 2) 「現指定管理者の業務実施体制・運営状況」・・・参考資料 2-1～2
- (参考資料 3) 「現指定管理者の収支決算状況」・・・・・・・・参考資料 3
- (参考資料 4) 「利用承認等の状況・利用料収入実績等」・・・参考資料 4-1～5
- (参考資料 5) 「湘南港クルーザーヨット係留施設年間利用者募集要項、
湘南港ディングーヨット保管施設利用者募集要項」・・・参考資料 5-1～13
- (参考資料 6) 「現行湘南港利用者案内」・・・・・・・・参考資料 6-1～5
- (参考資料 7) 「みなとまちづくりの開催内容について」・・・参考資料 7
- (参考資料 8) 「現行指定管理業務日報、月報等様式」・・・・・・・・参考資料 8-1～14
- (参考資料 9) 「現行湘南港の施設の利用承認等に関する事務処理要綱」・・・参考資料 9-1～60
- (参考資料 10) 「現行湘南港駐車場管理規程」・・・・・・・・参考資料 10-1～4
- (参考資料 11) 「緑化協力金制度実施要綱」・・・・・・・・参考資料 11-1～7
- (参考資料 12) 「津波発生時行動マニュアル参考例・避難経路」・・・参考資料 12-1～11
- (参考資料 13) 「前回募集時における質問への回答事項」・・・参考資料 13
- (参考資料 14) 「港湾の設置及び管理等に関する条例・港湾の設置及び管理
等に関する条例の施行等に関する規則」・・・・・・・・参考資料 14-1～28

湘南港施設平面図



A 新港湾管理事務所(イメージ図)



D ヨット船揚場



B 船舶保管地



E 北緑地



C ヨット泊地



F 臨港道路附属駐車場

◎主要施設

<新港湾管理事務所(計画)> <係留施設>

- 管理事務所 A≒3,536㎡
- ミーティングルーム 6室
- 大会運営室 1室
- メモリアルルーム 1室
- トイレ、更衣室
- 津波避難施設 A=100㎡
- 水上警察署
- 喫茶・軽食、売店
- 浮棧橋(クルーザー・バース) N=96バース(L=1,238m)
- 浮棧橋(ディンキー・バース) N=3基(L=278.1m)
- ヨット船揚場 L=110m
- 物揚場 L=316m

<陸置施設等>

- 船舶保管地 A=34,931㎡
- ディンキー・バース 28,224㎡
- クルーザー・バース 6,707㎡
- 北緑地 A=7,449㎡
- 中央緑地 A=2,263㎡
- 東緑地(センタープロムナード) A=6,476㎡

<監視施設>

- 監視塔 H=14m

<泊地>

- 本船泊地 A=7,500㎡
- ヨット泊地 A=29,000㎡

<耐震岸壁等>

- 東野積場 A=2,278㎡
- 本船岸壁(2,000t級) N=1バース(109m)

<船具庫・燃料保管庫(計画)>

- 船具庫 A≒658㎡
- 救助艇燃料保管庫 A≒14.3㎡

<緑地等>

- 西緑地 A=1,272㎡
- 南緑地 A=1,952㎡
- 南防波護岸遊歩道 L=540m
- 釣り護岸(南防波護岸)

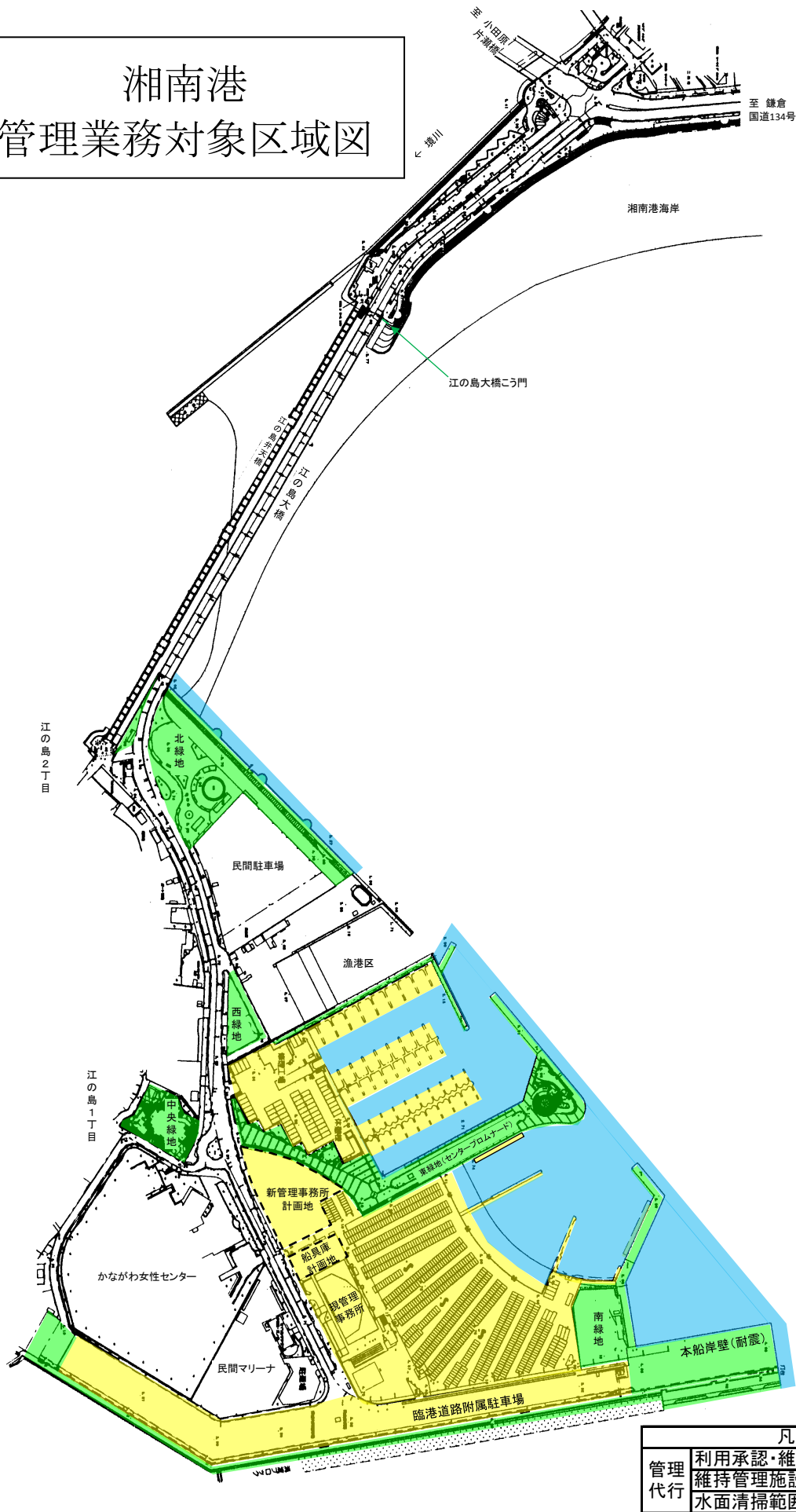
<臨港道路附属駐車場>

- 駐車台数
 - ・普通車 331台
 - ・大型車 5台 (普通車22台分)

<クレーン設備>

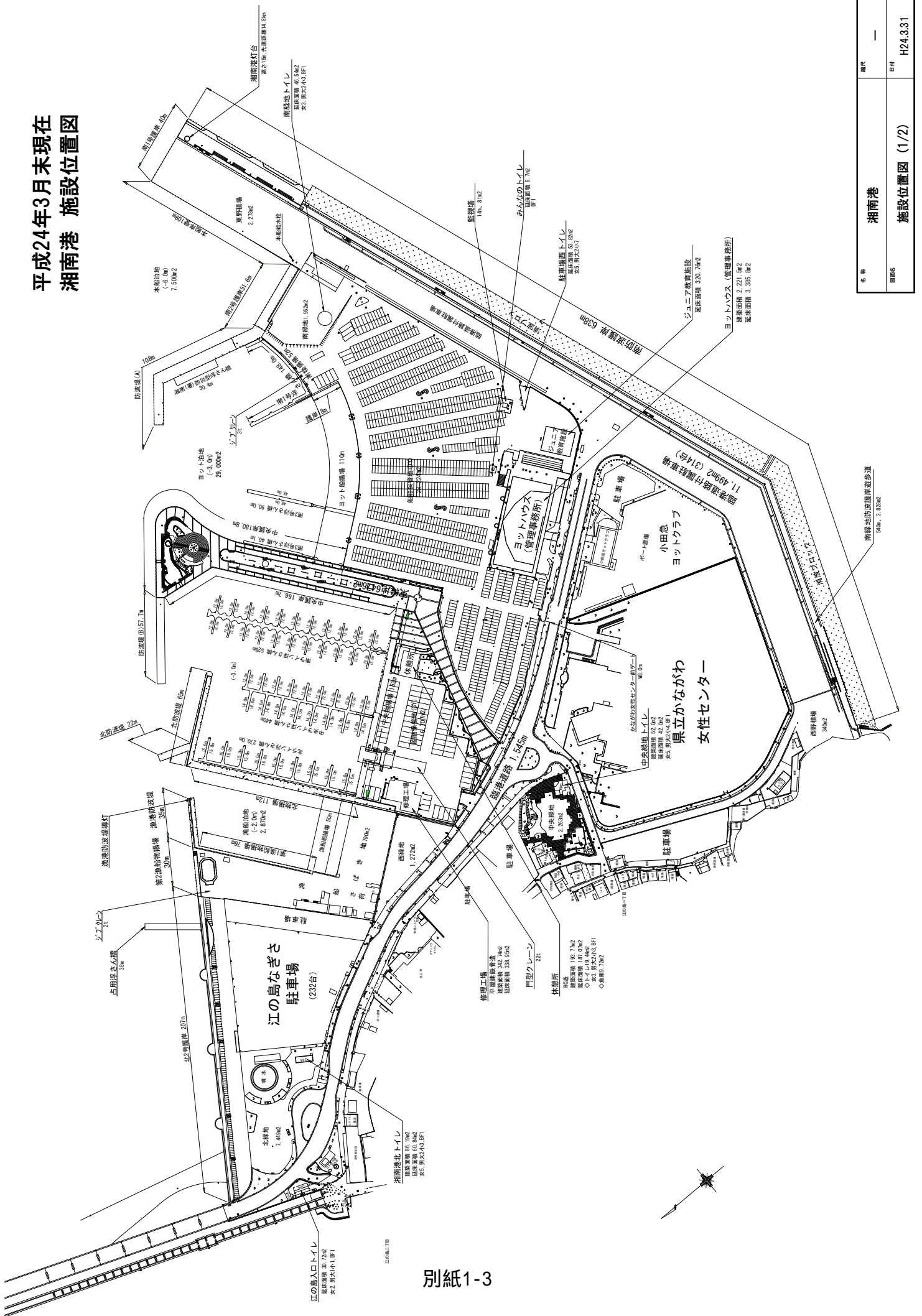
- ジブクレーン(3t吊)1基
- 門型クレーン(25t吊)1基

湘南港 管理業務対象区域図



| 凡例 | | |
|----------|-------------|--|
| 管理 代行 | 利用承認・維持管理施設 | |
| | 維持管理施設 | |
| | 水面清掃範囲 | |

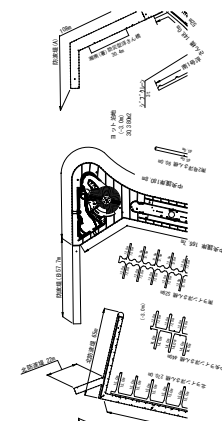
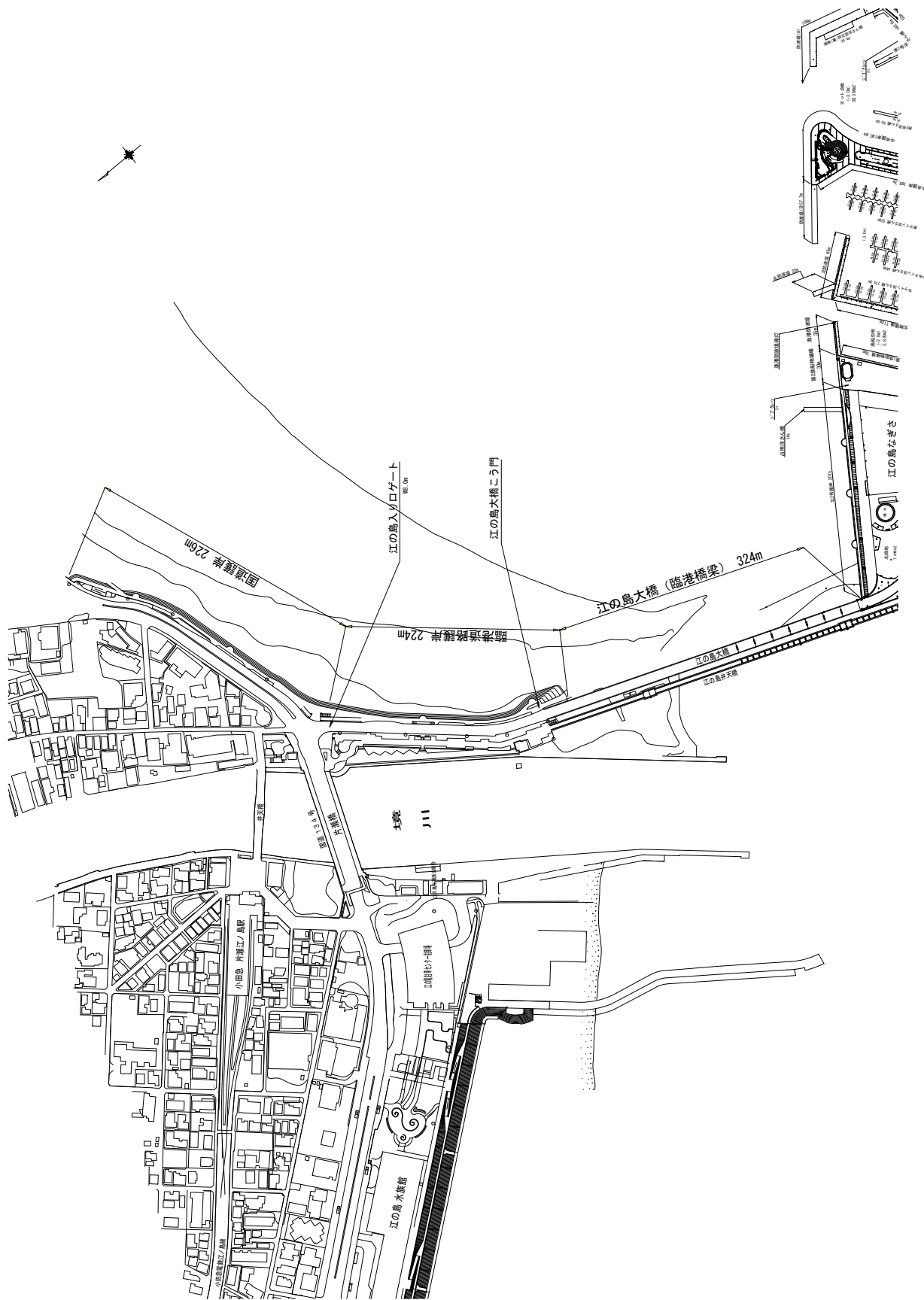
平成24年3月末現在 湘南港 施設位置図



別紙1-3


| | |
|----|-------------|
| 名称 | 湘南港 |
| 図番 | H24.3.31 |
| 日付 | — |
| 図名 | 施設位置図 (1/2) |

平成24年3月末現在
湘南港 施設位置図




| | | | |
|----|-------------|----|----------|
| 名称 | 湘南港 | 編次 | 一 |
| 図名 | 施設位置図 (2/2) | 日付 | H24.3.31 |

管理施設・設備一覧表

| 区分 | 番号 | 種別・名称 | 面積・構造・規模・型式 | 概略図又は写真 | 備考 | |
|---------|----------|----------------|--------------|-------------------|---|----------|
| 港湾施設 | 泊地・船だまり | 1 | 本船泊地 | 7,500㎡、-6.0m | 別紙1「湘南港施設位置図」のとおり | |
| | | 2 | ヨット泊地 | 29,000㎡、-3.0m | | |
| | 防波堤・防砂堤等 | 3 | 南防波護岸 | 638m | | |
| | | 4 | 南1号護岸 | 40m | | |
| | | 5 | 南2号護岸 | 51.6m | | |
| | | 6 | 防波堤(A) | 108m | | ディングーバース |
| | | 7 | 防波堤(B) | 57.7m | | クルーザーバース |
| | | 8 | 中央護岸 | 347.5m | | ディングーバース |
| | | 9 | 護岸 | 18m | | ディングーバース |
| | | 10 | 北防波堤 | 87m | | クルーザーバース |
| | | 11 | 北2号護岸 | 207m | | |
| 水門及びこう門 | | 12 | 江の島大橋こう門 | 幅4.85m、高さ0.85m |  | 江の島大橋南側 |
| 係留施設 | 13 | 本船岸壁 | 109m、-6.0m | 別紙1「湘南港施設位置図」のとおり | | |
| | 14 | 北ライン浮棧橋 | 270m、-3.0m | | クルーザーバース | |
| | 15 | 中央ライン浮棧橋 | 440m、-3.0m | | クルーザーバース | |
| | 16 | 南ライン浮棧橋 | 528m、-3.0m | | クルーザーバース | |
| | 17 | 中央物揚場 | 152m、-3.0m | | クルーザーバース | |
| | 18 | 北物揚場 | 112m、-3.0m | | クルーザーバース | |
| | 19 | 南1号浮棧橋 | 148m、-3.0m | | ディングーバース | |
| | 20 | 南2号浮棧橋 | 90m、-3.0m | | ディングーバース | |
| | 21 | 南3号浮棧橋 | 40.1m、-3.0m | | ディングーバース | |
| | 22 | 南物揚場 | 52m、-3.0m | | ディングーバース | |
| | 23 | ヨット船揚場 | 110m、-3.0m | | ディングーバース | |
| 臨港交通施設 | 24 | 臨港道路附属駐車場 | 11,499㎡ | | | |
| | 25 | かながわ女性センター前ゲート | 幅8m、回転灯等付属施設 | | かながわ女性センター前 | |

管理施設・設備一覧表

| 区分 | 番号 | 種別・名称 | 面積・構造・規模・型式 | 概略図又は写真 | 備考 |
|--------------------|----|----------|---|---|--------------------------|
| 臨港交通施設 | 26 | 江の島入口ゲート | | | 江の島大橋北側 |
| 荷さばき施設 | 29 | 門型クレーン | 25t吊 |  | クルーザーバース |
| | 30 | ジブクレーン | 3t吊 過荷重検出装置 |  | デインギーバース |
| 保管施設 | 31 | 東野積場 | 2,278㎡ 外灯5灯 |  | 本船岸壁脇 |
| | 32 | 西野積場 | 340㎡ |  | 駐車場奥 |
| | 33 | さざえ島倉庫 | 65㎡ |  | センタープロム ナード先端 |
| 給水、給油及び給炭施設 | 34 | 本船給水栓 | 25t/h 1箇所 |  | 東野積場 |
| | 35 | 散水栓 | 2.5t/h 138機 |  | デインギーバース ほか |
| 船舶修理施設及び 船舶保管施設 | 36 | 修理工場 | 鉄筋コンクリート造 建築面積342.74㎡ 延床面積338.95㎡ 倉庫9.72㎡ 女子2器、男子大2器、小3器、B F1器 |  | クルーザーバース 一部専用利用予 定 |
| | 37 | 船舶保管地 | 34,931㎡(デインギーバース28,224 ㎡、クルーザーバース6,707㎡) 外灯27灯 給水設備 係船環 |  | デインギーバース クルーザーバース |
| 海浜、緑地、広場、 植栽 | 38 | 北緑地 | 7,449㎡ 外灯10灯 |  | |





管理施設・設備一覧表

| 区分 | 番号 | 種別・名称 | 面積・構造・規模・型式 | 概略図又は写真 | 備考 |
|-------|----|----------|--|---|-----------|
| | 39 | 中央緑地 | 2,263㎡ 外灯4灯 防犯カメラ |  | |
| | 40 | 東緑地 | 6,476㎡ 外灯10灯 ディングーヤード境界フェンス(アルミメッシュフェンス25m) |  | |
| | 41 | 西緑地 | 1,272㎡ |  | |
| | 42 | 南緑地 | 1,952㎡ 外灯6灯 |  | |
| | 43 | 南防波護岸遊歩道 | 540m |  | |
| 休憩所 | 44 | 休憩所 | 鉄筋コンクリート造 建築面積187.07㎡ 延床面積187.07㎡ 休憩所、倉庫、トイレ(女子2器、男子大2器、小3器、BF1器) |  | クルーザーバース脇 |
| その他施設 | 45 | 北緑地トイレ | 鉄筋コンクリート造 建築面積86.19㎡ 延床面積86.19㎡ 女子5器、男子大2器、小3器、BF1器 |  | 北緑地 |
| | 46 | 江の島入口トイレ | 鉄筋コンクリート造 建築面積30.72㎡ 延床面積30.72㎡ 女子2器、男子大1器、小1器、BF1器 |  | 江の島大橋出口 |
| | 47 | 中央緑地トイレ | 鉄筋コンクリート造 建築面積50.9㎡ 延床面積50.9㎡ 女子4器、男子大2器、小4器、BF1器 |  | 中央緑地 |
| | 48 | 南緑地トイレ | 鉄筋コンクリート造、鉄骨造(屋根) 建築面積46.54㎡ 床面積46.54㎡ 女子3器、男子大2器、小3器、BF1器 |  | 南緑地 |

管理施設・設備一覧表

| 区分 | 番号 | 種別・名称 | 面積・構造・規模・型式 | 概略図又は写真 | 備考 |
|----------------|------|--------------------------------|---|---|---|
| | 49 | 駐車場トイレ、駐車場西トイレ (ポートヤード内トイレ) | 鉄筋コンクリート造 建築面積53.82㎡ 床面積 53.82㎡ 女子5器、男子大2器、小7器 |  | 駐車場脇 |
| | 50 | みんなのトイレ | 鉄筋コンクリート造 建築面積20.16㎡ 床面積20.16㎡ BF1器 |  | ディングーヤード |
| 港湾厚生施設 | 51 | ジュニア教室 | 平屋建軽量鉄骨造 建築・延床面積 320.76㎡ |  | ディングーヤード 専用利用予定 |
| 管理事務所及び管理用資材倉庫 | 52 | 港湾管理事務所 | 鉄骨鉄筋コンクリート造 建築面積 2,188.98㎡ 延床面積 3,536.27㎡ (計画面積につき変更する場合があります) |  <整備イメージ> | 平成25年度中に 整備予定 一部専用利用予定 |
| | 53 | 船具庫 | 鉄骨造 建築面積643.88㎡ 延床面積664.21㎡ (計画面積につき変更する場合があります) |  <整備イメージ> | 平成25年度中に 整備予定 |
| | 54 | 救助艇燃料保管庫 | 鉄筋コンクリート造 建築面積14.30㎡ 延床面積14.30㎡ (計画面積につき変更する場合があります) 燃料保管最大能力 1,500リットル |  <整備イメージ> | 平成25年度中に 整備予定 |
| その他施設 | 55 | 監視塔 | 鉄筋コンクリート造 建築面積35.09㎡ 延床面積35.09㎡ H=14m |  | ディングーヤード |
| | 56 | 駐車場管理棟 | 軽量鉄骨造 建築面積10.25㎡ 延床面積10.25㎡ | | 駐車場内 |
| | 57 | 津波避難施設 | | | 平成26年度中に 整備予定 |
| 設備 | 機械設備 | 58 | 監視カメラ | 2基 |  監視塔上部 休憩棟上部 |
| | | 59 | 風向・風速計 | 1台 |  監視塔上部 |

管理施設・設備一覧表

| 区分 | 番号 | 種別・名称 | 面積・構造・規模・型式 | 概略図又は写真 | 備考 |
|------|----|-----------|--|---|----------------------|
| | 60 | 検潮器 | 1基 (小笠原計器製WLP-200型水圧式自記水位計) |  | クルーザーヤード |
| | 61 | 駐車場関連機器 | 全自動料金精算機、発券機、カーゲート、監視盤、超音波光感知器、入口表示灯、出口注意等等 |  | 駐車場入口 |
| | | | |  | 駐車場出口 |
| | 62 | 屋外スピーカー | 6台 | | 休憩塔、監視塔、デインギーヤード、東緑地 |
| 消防設備 | 63 | 消火器具 | | 別紙「新港湾管理事務所設計図、新船具庫設計図」のとおり | 管理事務所 船具庫 |
| | 64 | 屋内消火栓設備 | | | 管理事務所 船具庫 |
| | 65 | 自動火災報知設備 | | | 管理事務所 船具庫 |
| | 66 | 誘導灯及び誘導標識 | | | 管理事務所 船具庫 |
| 衛生設備 | 67 | 受水槽 | | | 管理事務所 |
| 電気設備 | 68 | 受電設備 | | | 管理事務所 |
| | 69 | 配電設備 | | | 管理事務所 |
| | 70 | 非常用予備発電装置 | | | 管理事務所 |
| | 71 | 蓄電池設備 | | | 管理事務所 |
| | 72 | 電気使用場所の設備 | |  | 管理事務所 |
| | 73 | 駐車場案内システム | | | H25~26年度頃に整備予定 |
| | 74 | 外灯 | 船舶保管地 27灯 北緑地 10灯 中央緑地 4灯 東緑地 10灯 南緑地 6灯 | | |

※ 平成25年3月現在

貸付物品一覧表

| 番号 | 品名 | 規格 | 単位 | 数量 | 設置場所 | 備考 |
|----|--------------|------------------|----|----|---------------------|----------|
| 1 | 事務机 | 岡村製作所他 | 台 | 12 | 現港湾管理事務所 事務室 | |
| 2 | 脇机 | ライオン事務器他 | 台 | 3 | 現港湾管理事務所 事務室 | |
| 3 | 椅子 | イトーキ他 | 脚 | 13 | 現港湾管理事務所 事務室 | |
| 4 | キャビネット | ライオン事務器 | 台 | 2 | 現港湾管理事務所 事務室 | |
| 5 | キャビネット(4段) | 岡村製作所 | 台 | 2 | 現港湾管理事務所 事務室 | |
| 6 | キャビネット | 内田洋行 | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室 | |
| 7 | キャビネット | イトーキ | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室 | 事務用品用 |
| 8 | 書類棚 | イトーキ | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室 | たばこ在庫用 |
| 9 | 書類棚 | | 台 | 2 | 現港湾管理事務所 事務室 | 許認可・過年度用 |
| 10 | 書類棚 | | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室内休憩室 | |
| 11 | 書庫 | 内田洋行 | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室 | 過年度許認可用 |
| 12 | 引違書庫 | 内田洋行 | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室 | |
| 13 | 会議テーブル | コクヨ | 台 | 4 | 現港湾管理事務所 事務室 | |
| 14 | 書類棚 | イトーキ | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室 | |
| 15 | 収納庫 | プラス | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室 | 許認可用 |
| 16 | 収納庫 | プラス | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室 | 許認可用 |
| 17 | 収納庫 | プラス | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室 | 許認可用 |
| 18 | 食器戸棚 | | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室 | |
| 19 | 金庫 | イトーキ(オールスチール43型) | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室 | 駐車場用 |
| 20 | アンプ | 松下電器産業(WA-855) | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室 | 放送用 |
| 21 | 駐車場用パソコン | デルコンピュータ | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室 | 県リース物品 |
| 22 | 駐車場用モニター | デルコンピュータ | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室 | 県リース物品 |
| 23 | 許認可システム用パソコン | エプソン | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室 | 県リース物品 |
| 24 | 脇机 | | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室 | |

貸付物品一覧表

| 番号 | 品名 | 規格 | 単位 | 数量 | 設置場所 | 備考 |
|----|--------------|-----------------|----|----|------------------------------|----------|
| 25 | カラーレーザープリンター | セイコーエプソン | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室 | |
| 26 | 傘袋サービス機 | (株)村春製作所 | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室 | |
| 27 | OAデスク | イトーキ | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室 | |
| 28 | パソコン | 東芝ノート型AAX52GLP | 台 | 2 | 現港湾管理事務所 事務室 | |
| 29 | ノートパソコン | エプソン | 台 | 2 | 現港湾管理事務所 事務室 | |
| 30 | ノートパソコン | ソニー | 台 | 3 | 現港湾管理事務所 事務室 | |
| 31 | 液晶モニター | 三洋電機 | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室 | サーバー横PC用 |
| 32 | ルームクーラー | ダイキン工業 | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室 | 受付窓口上部 |
| 33 | デジタルカメラ | キャノン | 個 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室 | |
| 34 | ワッペンケース | 内田洋行 | 個 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室 | |
| 35 | テレビ | (株)東芝 | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室 | |
| 36 | 双眼鏡 | ニコン | 個 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室 | |
| 37 | 電話機 | (株)日立製作所 | 台 | 1 | 臨港湾道路附属駐車場 | |
| 38 | ホワイトボード | | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室 | 月間予定表 |
| 39 | 応接テーブル | | 台 | 2 | 現港湾管理事務所 事務室 | |
| 40 | 応接用椅子 | | 脚 | 8 | 現港湾管理事務所 事務室 | |
| 41 | 簡易テーブル | | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室内休憩室 | |
| 42 | 模型 | 古川地形模型製作所1/3000 | 個 | 1 | 現港湾管理事務所 3階ロビー | |
| 43 | カウンター | | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 1階ロビー | |
| 44 | 書見台 | | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 1階ロビー | |
| 45 | 模型 | 古川地形模型製作所 | 個 | 1 | 現港湾管理事務所 1階ロビー | |
| 46 | 模型 | 古川地形模型製作所1/300 | 個 | 1 | 現港湾管理事務所 1階ロビー | |
| 47 | ミーティングテーブル | 内田洋行 | 台 | 5 | 現港湾管理事務所 2階ロビー | |
| 48 | 更衣ロッカー | イトーキ他 | 台 | 3 | 現港湾管理事務所 男子職員ロッカールーム 他 | 1連 |

貸付物品一覧表

| 番号 | 品名 | 規格 | 単位 | 数量 | 設置場所 | 備考 |
|----|------------|---------------------|----|----|-------------------------|--------|
| 49 | 更衣ロッカー | イトーキ | 台 | 2 | 現港湾管理事務所 男子職員ロッカールーム | 3連 |
| 50 | 更衣ロッカー | 内田洋行 | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 女子職員ロッカールーム | 2連 |
| 51 | 更衣ロッカー | | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 女子職員ロッカールーム | 1連 |
| 52 | 更衣ロッカー | | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 女子職員ロッカールーム | 3連 |
| 53 | 更衣ロッカー | | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 女子職員ロッカールーム | 4連 |
| 54 | キャビネット | 内田洋行 | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 女子職員ロッカールーム | 4段 |
| 55 | 消耗品棚 | | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 女子職員ロッカールーム | 木製 |
| 56 | 耐火金庫 | 内田洋行 | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 警備員室 | 駐車場用 |
| 57 | 机 | | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 警備員室 | |
| 58 | 椅子 | | 脚 | 2 | 現港湾管理事務所 警備員室 | |
| 59 | ピンレスボード | ライオン事務器 | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 1階トイレ横 | |
| 60 | 乾湿両用クリーナー | | 個 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室内休憩室 | |
| 61 | スチールキャビネット | スライドキャビネット | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 ポートサービス室 | |
| 62 | キャビネット | | 台 | 3 | 現港湾管理事務所 ポートサービス室 | |
| 63 | 工具棚 | | 台 | 2 | 現港湾管理事務所 工具室 | |
| 64 | 工具ケース | | 個 | 1 | 現港湾管理事務所 工具室 | |
| 65 | 工具キャビネット | | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 工具室 | |
| 66 | 台車 | | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 1階通路(E船具側) | |
| 67 | 噴霧機 | 共立動力PHP-70E | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 プール下倉庫 | |
| 68 | ベンチ | | 台 | 2 | 現港湾管理事務所 1階ロビー | |
| 69 | 海水専用ポンプ | 工進 | 台 | 1 | 修理工場棟倉庫 | |
| 70 | クレーザープル | 日産フォークリフト1.5t | 台 | 1 | 修理工場棟倉庫 | 県リース物品 |
| 71 | スロープクリーナー | トヨタショベルローダー | 台 | 1 | 修理工場棟倉庫 | 県リース物品 |
| 72 | クレーザープル | 三菱フォークリフトFD-15-F16B | 台 | 1 | 修理工場棟倉庫 | |

貸付物品一覧表

| 番号 | 品名 | 規格 | 単位 | 数量 | 設置場所 | 備考 |
|----|----------|-------------|----|----|-------------------------|-------|
| 73 | シュレッダー | 明光商会 | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室 | |
| 74 | 更衣ロッカー | | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 プール下ボイラー室 | |
| 75 | データサーバ | アイ・オー・データ機器 | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室 | |
| 76 | 金庫 | イトーキ | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室 | レジ用 |
| 77 | テレビ | ソニー(株) | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室内休憩室 | |
| 78 | 冷蔵庫 | 日立製作所 | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室内休憩室 | |
| 79 | 電子レンジ | 日立製作所 | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室内休憩室 | |
| 80 | 紙幣金庫 | エーコーヤマダ | 個 | 1 | 臨港道路駐車場内 事務室 | |
| 81 | 机 | | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 プール下ボイラー室 | |
| 82 | 冷蔵庫 | 東芝 | 台 | 1 | 臨港道路駐車場内 事務室 | |
| 83 | 更衣ロッカー | | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 男子職員ロッカールーム | |
| 84 | 事務机 | イトーキ | 台 | 1 | 臨港道路駐車場内 事務室 | |
| 85 | 袖机 | | 台 | 1 | 臨港道路駐車場内 事務室 | |
| 86 | 食器戸棚 | | 台 | 1 | 臨港道路駐車場内 事務室 | |
| 87 | アルミパイプ棚 | アイリス オーヤマ | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室 | |
| 88 | キーケース | イトーキ | 個 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室 | |
| 89 | キーケース | 内田洋行 | 個 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室 | |
| 90 | 書類ケース | プラス | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室 | |
| 91 | 書類ケース | イトーキ | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室 | |
| 92 | ホワイトボード | | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室 | 臨時陸置用 |
| 93 | ホワイトボード | | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室 | 予定表 |
| 94 | ホワイトボード | | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室 | 行動予定表 |
| 95 | ホワイトボード | | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室 | 係留確認用 |
| 96 | カラープリンター | セイコーエプソン | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室 | |

貸付物品一覧表

| 番号 | 品名 | 規格 | 単位 | 数量 | 設置場所 | 備考 |
|-----|--------------|----------------|----|----|-------------------------|-------------|
| 97 | アルミパイプ棚 | アトムリビンテック | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室 | |
| 98 | 戸棚 | | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 プール下ボイラー室 | |
| 99 | キッチンワゴン | | 台 | 2 | 現港湾管理事務所 事務室 | |
| 100 | スチール書庫 | | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室 | |
| 101 | シャッター引き戸 | 岡村製作所 | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室 | |
| 102 | 冷蔵庫 | 日本電気 | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室内救護室 | |
| 103 | ベッド | | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室内救護室 | |
| 104 | 食器戸棚 | | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室内救護室 | |
| 105 | 折りたたみベッド | | 台 | 2 | 現港湾管理事務所 事務室内救護室 | |
| 106 | 椅子 | | 脚 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室内救護室 | |
| 107 | パーテーション | | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室内救護室 | |
| 108 | ホワイトボード | | 台 | 2 | 現港湾管理事務所 事務室内相談室 | |
| 109 | デジタルICレコーダー | | 個 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室 | |
| 110 | デジタルICプレーヤー | | 個 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室 | |
| 111 | プログラムコントローラー | | 個 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室 | |
| 112 | パソコン | 東芝ノート型AAX52GLP | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室 | 放送用 |
| 113 | 出艇状況屋内用表示板 | パトライト | 枚 | 2 | 現港湾管理事務所 1階ロビー | |
| 114 | ホワイトボード | | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 2階ロビー | |
| 115 | ベンチ | | 個 | 2 | 現港湾管理事務所 3階ロビー | |
| 116 | 注意看板 | | 枚 | 1 | 現港湾管理事務所 1階通路 | 「関係者以外立入禁止」 |
| 117 | 落し物用棚 | | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 2階通路 | |
| 118 | 更衣ロッカー | | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 清掃員休憩室 | 4連 |
| 119 | 更衣ロッカー | | 台 | 2 | 現港湾管理事務所 清掃員休憩室 | 3連 |
| 120 | 消耗品棚 | | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 男子職員ロッカールーム | |

貸付物品一覧表

| 番号 | 品名 | 規格 | 単位 | 数量 | 設置場所 | 備考 |
|-----|-------------|------------|----|----|-------------------------|-----|
| 121 | スチール棚 | | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 女子職員ロッカールーム | |
| 122 | 更衣ロッカー | | 台 | 1 | 臨港道路駐車場内 事務室 | |
| 123 | 食器戸棚 | | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室内給湯室 | |
| 124 | 清掃用具入 | 山崎産業 | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 1階通路 | |
| 125 | 事務机 | 稲葉製作所 | 台 | 5 | 現港湾管理事務所 ポートサービス室 | |
| 126 | 更衣ロッカー | イトーキ | 台 | 2 | 現港湾管理事務所 ポートサービス室 | 3連 |
| 127 | エアコン | ダイキン工業(株) | 機 | 1 | 現港湾管理事務所 ポートサービス室 | |
| 128 | 電子レンジ | 小泉成器 | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 ポートサービス室 | |
| 129 | テレビ | ソニー | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 ポートサービス室 | |
| 130 | 流し台 | | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 ポートサービス室 | |
| 131 | 冷蔵庫 | 三洋電機 | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 ポートサービス室 | |
| 132 | 電話機 | (株)日立製作所 | 台 | 8 | 現港湾管理事務所 事務室他 | |
| 133 | 椅子 | イトーキ | 脚 | 4 | 現港湾管理事務所 ポートサービス室 | |
| 134 | プリンター | セイコーエプソン | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 ポートサービス室 | |
| 135 | パーテーション | | 台 | 2 | 現港湾管理事務所 ポートサービス室 | |
| 136 | パソコン | 富士通ゼネラル他 | 台 | 3 | 現港湾管理事務所 ポートサービス室 | |
| 137 | ホワイトボード | | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 ポートサービス室 | 予定表 |
| 138 | 引き違い書庫 | (株)内田洋行 | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室 | |
| 139 | キーケース | イトーキ | 個 | 1 | 現港湾管理事務所 ポートサービス室 | |
| 140 | 無停電電源装置 | APC | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室 | |
| 141 | スタンディングテーブル | 岡村製作所 | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室 | |
| 142 | 脇机 | (株)ライオン事務器 | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 プール下倉庫 | |
| 143 | 芝刈り機 | 丸山製作所 | 台 | 2 | 現港湾管理事務所 プール下倉庫 | |
| 144 | 芝刈り機 | マキタ | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 プール下倉庫 | |

貸付物品一覧表

| 番号 | 品名 | 規格 | 単位 | 数量 | 設置場所 | 備考 |
|-----|------------------|-------------|----|----|--------------------|-----------|
| 145 | 芝刈り機 | 新ダイワ工業 | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 プール下倉庫 | |
| 146 | 芝刈り機 | 田中製作所 | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 プール下倉庫 | |
| 147 | 書庫 | コクヨ | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 プール下倉庫 | |
| 148 | 工具キャビネット | | 式 | 1 | 現港湾管理事務所 プール下倉庫 | |
| 149 | 体重計 | | 個 | 1 | 現港湾管理事務所 プール下倉庫 | |
| 150 | 消耗品棚 | | 台 | 2 | 現港湾管理事務所 プール下倉庫 | |
| 151 | 卓上丸のこ | | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 プール下倉庫 | |
| 152 | 簡易テーブル | | 台 | 3 | 現港湾管理事務所 プール下倉庫 | |
| 153 | パラソル | | 個 | 6 | 現港湾管理事務所 プール下倉庫 | |
| 154 | オリンピック記念プレートレプリカ | | 個 | 1 | 現港湾管理事務所 1階ロビー | |
| 155 | ピンレスボード | ライオン事務器 | 個 | 2 | 現港湾管理事務所 事務室 | |
| 156 | 掲示板 | | 台 | 1 | 休憩棟 | |
| 157 | 脇机 | | 台 | 1 | 3tクレーン控室 | |
| 158 | ホワイトボード(予定表) | | 台 | 1 | 25tクレーン控室 | |
| 159 | エアコン | ダイキン工業(株) | 機 | 1 | 25tクレーン控室 | |
| 160 | 椅子 | イトーキ | 脚 | 2 | 25tクレーン控室 | |
| 161 | 事務机 | | 台 | 1 | 修理工場棟倉庫 | |
| 162 | 脇机 | | 台 | 2 | 修理工場棟倉庫 | |
| 163 | 消耗品棚 | | 台 | 4 | 修理工場棟倉庫 | |
| 164 | ボート | ヤマハW-16 | 艇 | 1 | 浮き棧橋 | テンダ-(かもめ) |
| 165 | 拡声器 | (株)ノボル電機製作所 | 台 | 1 | レスキューボート | |
| 166 | アンプ | 中村船具工業(株) | 台 | 1 | レスキューボート | |
| 167 | アンプボックス | 中村船具工業(株) | 台 | 1 | レスキューボート | |
| 168 | 船舶用ナビゲーション | 葵ソニック(株) | 個 | 1 | レスキューボート | |

貸付物品一覧表

| 番号 | 品名 | 規格 | 単位 | 数量 | 設置場所 | 備考 |
|-----|------------------|---------------------|----|----|------------------------|----------|
| 169 | オイルフェンス | 中村船具工業(株) | 枚 | 7 | さざえ島倉庫 | |
| 170 | 事務机 | | 台 | 2 | さざえ島倉庫 | |
| 171 | ゴミ箱 | (株)カイスイマレン | 個 | 3 | デインギー・クルーザーバース | |
| 172 | ゴミ箱 | (株)カイスイマレン | 個 | 3 | デインギー・クルーザーバース | |
| 173 | スタンド灰皿 | | 個 | 1 | 現港湾管理事務所 玄関前 | |
| 174 | スタンド灰皿 | | 個 | 1 | 現港湾管理事務所 プール下ドライエリア | |
| 175 | スタンド灰皿 | | 個 | 4 | デインギーバース | |
| 176 | 模型 | 古川地形模型製作所1/1000 | 個 | 1 | 現港湾管理事務所 B会議室 | |
| 177 | 絵画 | | 枚 | 1 | 現港湾管理事務所 大会議室 | |
| 178 | ホワイトボード | ライオン事務器 | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 2階ロビー | |
| 179 | パネル | | 枚 | 7 | 現港湾管理事務所 2階ロビー | 東京オリンピック |
| 180 | パネル | | 枚 | 3 | 現港湾管理事務所 2階ロビー | 国体 |
| 181 | プレート | | 枚 | 2 | 現港湾管理事務所 2階ロビー | 東京オリンピック |
| 182 | フラッグポール | | 本 | 10 | 現港湾管理事務所 2階テラス | |
| 183 | 電話機 | (株)日立製作所 | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 警備室 | |
| 184 | コピー機 | リコー | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室 | |
| 185 | データ保管用別途ストレージHDD | (株)バッファロー | 個 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室 | |
| 186 | サーバー用コンピュータ | デルコンピュータ(株) | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室 | |
| 187 | HP気象情報中継用パソコン | エプソン | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室 | |
| 188 | 水槽 | プレココーポレーション | 個 | 1 | 現港湾管理事務所 1階ロビー | |
| 189 | 船台 | フリー10トン用 | 台 | 1 | クルーザーバース | |
| 190 | 船台 | フリー5トン用 | 台 | 2 | クルーザーバース | |
| 191 | 港湾関係例規集 | 加除式 | 冊 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室 | 2冊1組 |
| 192 | ノートパソコン | Fujitsu FMVA53CB | 台 | 2 | 現港湾管理事務所 事務室 | |

貸付物品一覧表

| 番号 | 品名 | 規格 | 単位 | 数量 | 設置場所 | 備考 |
|-----|---------------|----------------------|----|----|-------------------|----|
| 193 | 注意看板プレート | | 枚 | 1 | クルーザー出入り口岸壁 | |
| 194 | ネットワークHDD | BUFFALO TS-WVH2.0 | 個 | 1 | 現港湾管理事務所 事務室 | |
| 195 | コインロッカー | ALPHa ステンレス製 | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 1階ロビー | |
| 196 | テント | PT型テント2号 | 個 | 1 | さざえ島倉庫 | 3坪 |
| 197 | テント | アドバンスDXA45-W | 個 | 1 | さざえ島倉庫 | |
| 198 | 会議机 | チーク材 170×60×67.5 | 台 | 6 | 現港湾管理事務所 大会議室 | |
| 199 | 会議机(曲) | チーク材 | 台 | 2 | 現港湾管理事務所 大会議室 | |
| 200 | 会議テーブル | コクヨ(株)KT-S111TN | 台 | 16 | 現港湾管理事務所 大会議室 | |
| 201 | 会議椅子 | (株)内田洋行JOIFA 307 | 脚 | 20 | 現港湾管理事務所 大会議室 | |
| 202 | 石油ストーブ | サンポット(株)KBR-17 | 台 | 2 | 現港湾管理事務所 大会議室 | |
| 203 | ホワイトボード | (株)ライオン事務器JOIFA620 | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 大会議室 | |
| 204 | 木製ホワイトボード | | 台 | 2 | 現港湾管理事務所 大会議室 | |
| 205 | 脇台 | | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 大会議室 | |
| 206 | 書記机 | | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 大会議室 | |
| 207 | 掲示板 | | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 大会議室 | |
| 208 | キャビネット | | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 大会議室 | |
| 209 | ワイヤレス マイクロフォン | ビクター-サービス(株)WX-4100B | 個 | 2 | 現港湾管理事務所 大会議室 | |
| 210 | ワイヤレス スピーカー | ビクター-サービス(株)WS-X77 | 個 | 2 | 現港湾管理事務所 大会議室 | |
| 211 | レピーター | ビクター-サービス(株)WX-4700 | 個 | 1 | 現港湾管理事務所 大会議室 | |
| 212 | マイクスタンド | | 個 | 1 | 現港湾管理事務所 大会議室 | |
| 213 | 会議テーブル | コクヨ(株)KT-S111TN | 台 | 4 | 現港湾管理事務所 A会議室 | |
| 214 | 会議テーブル | | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 A会議室 | |
| 215 | ホワイトボード | | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 A会議室 | |
| 216 | エアコン | ダイキン工業RKPTP80G | 機 | 1 | 現港湾管理事務所 A会議室 | |

貸付物品一覧表

| 番号 | 品名 | 規格 | 単位 | 数量 | 設置場所 | 備考 |
|-----|-----------|------------------|----|----|------------------|---------------|
| 217 | 会議椅子 | (株)イトーキKR-425-50 | 脚 | 16 | 現港湾管理事務所 A会議室 | |
| 218 | 会議机 | | 台 | 4 | 現港湾管理事務所 B会議室 | |
| 219 | 机 | | 台 | 6 | 現港湾管理事務所 B会議室 | |
| 220 | 黒板 | | 台 | 2 | 現港湾管理事務所 B会議室 | |
| 221 | パーテーション | | 個 | 4 | 現港湾管理事務所 B会議室 | |
| 222 | 石油ストーブ | サンポット(株)KBR-17 | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 B会議室 | |
| 223 | 机 | | 台 | 2 | レース運営室 | |
| 224 | 事務机 | | 台 | 1 | レース運営室 | |
| 225 | エアコン | ダイキン工業F25K7NS-W | 機 | 1 | レース運営室 | |
| 226 | 出艇管理システム | | 式 | 1 | 現港湾管理事務所 | 現指定管理者より譲渡予定 |
| 227 | 紙幣計数機 | グローリー商事(株) | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 | 指定管理料によるリース物品 |
| 228 | 硬貨選別機 | グローリー商事(株) | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 | 指定管理料によるリース物品 |
| 229 | 自動体外式除細動器 | セコム(株) | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 | 指定管理料によるリース物品 |
| 230 | フォークリフト | 小松フォークリフト(株) | 台 | 1 | 修理工場棟倉庫 | 指定管理料によるリース物品 |
| 231 | カラーラックス | トヨタ自動車(株) | 台 | 1 | 駐車スペース | 指定管理料によるリース物品 |
| 232 | 高圧洗浄機 | | 台 | 1 | 修理工場棟倉庫 | 指定管理料によるリース物品 |
| 233 | 複写機 | | 台 | 1 | 現港湾管理事務所 | 指定管理料によるリース物品 |

※平成25年3月現在

※新港湾管理事務所の供用にあたり、処分予定の物品は除外しています。それ以外にも処分又は新規購入を行う場合があります。

指定管理者帰属物品一覧表

| 番号 | 品名 | 規格 | 数量 | 備考 |
|----|---------------|--------|----|----------------|
| 1 | 船舶(監視・レスキュー艇) | SNP I | 1 | 係留(クルーザー管理バース) |
| 2 | 船舶(監視・レスキュー艇) | SNP II | 1 | 陸置(クルーザー管理バース) |
| 3 | 船台 | | 2 | |
| 4 | リョービ高圧洗浄機 | | 1 | |

※現行の指定管理者が、自ら用意している物品のうち主なもの(平成25年3月現在)

※現指定期間終了後は、現指定管理者が撤去することとなります。

新港湾管理事務所(会議室・更衣室)及び船具庫設置予定物品一覧表

| 番号 | 部屋名 | 品名 | 単位 | 数量 | 備考 |
|----|-------------|----------|----|----|----------------------------------|
| 1 | ミーティングルームA1 | 机 | 台 | 28 | W1500*D450*H700 |
| | | 椅子 | 台 | 56 | |
| | | 壁掛時計 | 個 | 1 | |
| | | プロジェクター | 台 | 1 | |
| | | スクリーン | 台 | 1 | スタンド式 |
| | | ホワイトボード | 台 | 1 | |
| | | マイク | 個 | 2 | |
| | | アンプ | 個 | 1 | |
| | | ロールスクリーン | 個 | 1 | W8100*H2400 |
| 2 | ミーティングルームA2 | 机 | 台 | 12 | W1500*D450*H700 |
| | | 椅子 | 台 | 24 | |
| | | 壁掛時計 | 個 | 1 | |
| | | ホワイトボード | 台 | 1 | |
| | | ロールスクリーン | 個 | 2 | W3100*H2400:1個 W1500*H2400:1個 |
| 3 | ミーティングルームB | 机 | 台 | 8 | W1500*D450*H700 |
| | | 椅子 | 台 | 16 | |
| | | 壁掛時計 | 個 | 1 | |
| | | ホワイトボード | 台 | 1 | |
| | | ロールスクリーン | 個 | 1 | W4900*H2400 |
| 4 | ミーティングルームC | 机 | 台 | 8 | W1500*D450*H700 |
| | | 椅子 | 台 | 12 | |
| | | 壁掛時計 | 個 | 1 | |
| | | ホワイトボード | 台 | 1 | |
| | | ロールスクリーン | 個 | 1 | W5200*H2400 |

新港湾管理事務所(会議室・更衣室)及び船具庫設置予定物品一覧表

| 番号 | 部屋名 | 品名 | 単位 | 数量 | 備考 |
|----|------------|----------|----|-----|-------------------------|
| 5 | ミーティングルームD | 机 | 台 | 2 | W1500*D900*H720 |
| | | 椅子 | 台 | 9 | |
| | | 壁掛時計 | 個 | 1 | |
| | | ホワイトボード | 台 | 1 | |
| | | ロールスクリーン | 個 | 1 | W2800*H2900 |
| 6 | ミーティングルームE | 机 | 台 | 2 | W1500*D900*H720 |
| | | 椅子 | 台 | 9 | |
| | | 壁掛時計 | 個 | 1 | |
| | | ホワイトボード | 台 | 1 | |
| | | ロールスクリーン | 個 | 1 | W2700*H2900 |
| 7 | ミーティングルームF | 机 | 台 | 2 | W1500*D900*H720 |
| | | 椅子 | 台 | 9 | |
| | | 壁掛時計 | 個 | 1 | |
| | | ホワイトボード | 台 | 1 | |
| | | ロールスクリーン | 個 | 1 | W2800*H2900 |
| 8 | 大会運営室 | 机 | 台 | 44 | W1500*D450*H700 |
| | | 椅子 | 台 | 120 | |
| | | 講演台 | 台 | 1 | W1200*D600*H1000 |
| | | 壁掛時計 | 個 | 1 | |
| | | 大型テレビ | 個 | 1 | モニタースタンドキャスター付 |
| | | パーテーション | 個 | 7 | W900+1230+900 *H1800 |
| 9 | メモリアルルーム | 応接机 | 台 | 1 | W1200*D600*H450 |
| | | 応接用椅子 | 台 | 2 | |
| | | 壁掛時計 | 個 | 1 | |

新港湾管理事務所(会議室・更衣室)及び船具庫設置予定物品一覧表

| 番号 | 部屋名 | 品名 | 単位 | 数量 | 備考 |
|----|-------|-------------------|----|-----|------------------|
| 10 | 男子更衣室 | 更衣ロッカー(2列3段) | 台 | 35 | W900*D450*H1790 |
| | | 壁掛時計 | 個 | 1 | |
| | | カーテンレール(入口用) | 本 | 1 | W5600 |
| | | カーテン(入口用) | 枚 | 1 | W5600*H2000 |
| | | シャワーカーテンレール | 本 | 12 | W900 |
| | | シャワーカーテン | 枚 | 12 | W900*H2000 |
| 11 | 女子更衣室 | 更衣ロッカー(2列3段) | 台 | 25 | W900*D450*H1790 |
| | | 壁掛時計 | 個 | 1 | |
| | | カーテンレール(入口用) | 本 | 1 | W4100 |
| | | カーテン(入口用) | 枚 | 1 | W4100*H2000 |
| | | カーテンレール(更衣ブース用) | 本 | 6 | W700 |
| | | カーテン(更衣ブース用) | 枚 | 6 | W700*H2200 |
| | | シャワーカーテンレール | 本 | 10 | W900 |
| | | シャワーカーテン | 枚 | 10 | W900*H2000 |
| 12 | 船具庫 | 船具ロッカー(大) (3段) | 台 | 147 | W1320*D760*H1920 |
| | | 船具ロッカー(小) (4段) | 台 | 51 | W1140*D760*H1920 |
| | | 手荷物ロッカー(3段) | 台 | 41 | W420*D760*H1920 |

※平成25年3月時点の予定です。

※今後の検討状況により変更となる場合がありますが、上記のような標準的な物品は県で用意します。

湘南港の各年度想定収支・積算内訳

1 想定収入（各年度同額）

(単位：千円)

| 区 分 | 金 額 | 積算内訳 |
|--------------------|-------|------|
| 神奈川県収入証紙販売手数料収入(A) | 9,047 | |

2 想定支出（各年度同額）

(単位：千円)

| 大項目 | 小項目 | 金 額 | 積算内訳 |
|------------------|------------------|------------|----------------------|
| 人件費 | 給与・賞与 ※各種手当含む | 68,902 | 常勤職員（8名で積算） 45,549 |
| | | | 非常勤職員（10名で積算） 22,660 |
| | | | 夏期アルバイト（2名で積算） 693 |
| | 法定福利費 | 8,838 | |
| | 人件費計 | 77,740 | |
| 事務費 | 光熱水費 | 14,334 | 電気代 6,563 |
| | | | ガス代 189 |
| | | | 水道代 7,582 |
| | 通信費 | 1,062 | 郵便代 197 |
| | | | 電話代 495 |
| | | | インターネット代 370 |
| | 旅費・交通費 | 248 | 連絡調整会議等 |
| | 燃料費 | 318 | ガソリン・軽油代 |
| | 広告・宣伝費 | 499 | パンフレット・ホームページ作成等 |
| | 消耗品・備品費 | 2,678 | 清掃・事務用品、備品 2,066 |
| | | | 駐車券・駐車レシート 612 |
| | | | 複写機（リース） 145 |
| | | | 高圧洗浄機（リース） 180 |
| | | | 除細動器（リース） 88 |
| | | | フォークリフト（リース） 65 |
| | | | 車両（リース） 390 |
| | 賃借料 | 1,105 | レンタルサーバー 221 |
| | | | 硬貨選別機（リース） 16 |
| | | | 施設賠償責任保険 1,262 |
| 自動車管理者賠償責任保険 166 | | | |
| 船舶保険 125 | | | |
| 保険料 | 1,653 | 自動車保険 100 | |
| | | 租税公課 219 | |
| その他 | 280 | 自動車税、収入印紙代 | |
| 事務費計 | 22,396 | 銀行振込手数料等 | |
| 維持管理費 | ヨット等安全管理業務費 | 1,017 | 船舶燃料代 626 |
| | | | 船舶保守点検、消耗品等 391 |
| | 清掃費（委託費） | 20,772 | 港内清掃、廃棄物処理等 18,157 |
| | 夜間休日等警備費（委託費） | 10,099 | 緑地等剪定・除草、害虫駆除 2,615 |
| | 保守点検費（委託費） | 4,626 | 駐車場料金徴収機保守点検 628 |
| | | | 消防設備法定点検 155 |
| | | | 防火対象物法定点検 84 |
| | | | 自家用電気工作物法定点検 315 |
| | | | 受水槽法定点検 76 |
| | | | エレベーター保守点検 306 |
| | | | 自動ドア保守点検 181 |
| | | | クルーザーブル（2台）保守点検 502 |
| | | | スロープクリーナー保守点検 555 |
| | | | フォークリフト（リース）保守点検 473 |
| | 25トンクレーン保守点検 826 | | |
| | 3トンクレーン保守点検 525 | | |
| | 修繕費 | 5,908 | 小破修繕 |
| 維持管理費計 | 42,422 | | |
| 支出合計(B) | 142,558 | | |

3 積算価格（指定管理料）（各年度同額）

(単位：千円)

| 区 分 | 金 額 | 積算内訳 |
|--------------------|---------|--------------------|
| 積算価格（指定管理料）(B)-(A) | 133,511 | この金額を上回る提案は失格とします。 |

※ 上記金額には、消費税及び地方消費税を含みます。

湘 南 港

管理運営業務基準

平成 25 年 4 月

神奈川県

[目 次]

| | | |
|------|------------------------|----|
| I | 指定管理者が行う業務 | 1 |
| II | 利用承認及びこれに付随する業務 | 2 |
| III | 施設の維持管理業務 | 7 |
| IV | ヨット等安全管理業務 | 10 |
| V | 災害・荒天時の対応業務 | 12 |
| VI | 利用の促進に関する業務 | 15 |
| VII | 指定管理附帯事業（神奈川県収入証紙販売業務） | 17 |
| VIII | 自主事業 | 17 |
| | （別表第1～第4） | 19 |

湘南港管理運営業務基準

湘南港の指定管理業務の実施に当たっては、指定管理者は、外洋に面する港の管理者として、募集要項において示された管理運営の考え方に沿って、関係法令等を遵守し、利用者間の平等利用に留意しながら公正かつ適正に管理運営を行うものとします。

I 指定管理者が行う業務

| 業務の区分 | 業務の内容 | |
|-----------------|---|---|
| 利用承認及びこれに付随する業務 | ヨットハーバー施設 (係留・陸置施設) | ヨットハーバー施設の利用承認、付随業務 ヨットハーバー施設利用の新規募集 ヨット競技会開催時の調整 クレーンの利用承認、操作 等 |
| | 本船岸壁 船舶給水施設 | 利用承認申請書の受付、県への回付 入出港届の受付、県への回付 等 |
| | 臨港道路附属駐車場 | 駐車場の利用承認、付随業務 駐車場管理業務 等 |
| | 港湾管理事務所 船具庫 | 会議室及び船具ロッカー等の利用承認、付随業務 等 |
| 施設の維持管理業務 | 施設の清掃、巡視、保守点検、修繕等の業務 | |
| ヨット等安全管理業務 | 出艇届の受付・管理 気象情報提供業務 出艇禁止、出艇注意指導業務 海面監視・ヨット等レスキュー業務 事故防止等安全管理業務 等 | |
| 災害・荒天時の対応業務 | 災害・荒天時の利用者の安全確保、施設の利用制限、大規模災害等発生時の緊急物資受入港としての対応 等 | |
| 利用の促進に関する業務 | 施設の広報、みなとまちづくりに向けた取組みへの協力、利用者満足度調査の実施、苦情・意見等の処理、関連団体等との調整、県への業務報告 等 | |
| 指定管理附帯事業 | 神奈川県収入証紙の販売・管理業務 | |
| (自主事業) | (自主事業の実施) | |

II 利用承認及びこれに付随する業務

利用承認の業務の実施に当たっては、指定管理者は、関係法令等を遵守し、利用者間の平等利用に留意しながら公正かつ適正に行わなければなりません。

原則的な業務基準は次のとおりですが、具体的な利用承認申請の手続、提出書類（様式等）、承認の要件等については、別途、県が指定管理者と協議のうえで定める「湘南港の施設の利用承認等に関する事務処理要綱（以下「要綱」という。）」に基づき行うものとし、要綱は、原則として神奈川県行政手続条例に基づき、指定管理者の審査基準として位置づけ、公表するものとします。

なお、現行の要綱は、（参考資料 9）「現行湘南港の施設の利用承認等に関する事務処理要綱」のとおりです。

1 ヨットハーバー施設の利用承認及びこれに付随する業務

(1) ヨットハーバー施設

ヨットハーバー施設とは、係留施設（南物揚場、中央物揚場、北物揚場、浮棧橋）及び陸置施設（船舶保管地）をいいます。

なお、港湾管理事務所の建て替えのため、陸置施設（船舶保管地）の利用に制約があります。詳細は、（別紙 13）「新港湾管理事務所整備に伴う船舶保管地配置図」を参照してください。

(2) ヨットハーバー施設において利用承認を認める船舶について

利用承認を認める船舶（以下「艇」という。）は、クルーザーヨット、ディンギーヨット（ディンギーヨットの練習または救助のため最低限必要なモーターボートを含む。）を基本とし、一般のモーターボートの利用は認めないものとします。

上記以外の無動力船舶等の受入れについては、海洋性レクリエーション需要の多様化や施設の公共性等を踏まえ、指定管理者の提案に基づき、県と協議のうえ、指定管理者が具体的な利用方針を定めて行うものとします。

(3) ヨットハーバー施設の利用承認に係る事務

ア 新規の一般利用（1 箇月以上の利用）

(ア) 募集方法

- ・ 1 箇月以上の利用（以下「一般利用」という。）については、指定管理者が県の承認を得て募集要項を定め、募集を行うものとします。
- ・ 直近の募集要項は、（参考資料 5）「湘南港クルーザーヨット保管施設年間利用者募集要項、湘南港ディンギーヨット保管施設利用者募集要項」のとおりです。
- ・ 施設の公共性を踏まえ、応募者が多数の場合は、原則公開による抽選を行うものとします。

(イ) 利用承認手続

- ・ 利用の承認は、申請書の記載事項、提出書類、艇の現況（申請者立会

いによる船長の実測等)、貼付されている神奈川県収入証紙(以下「証紙」という。)の額等を確認のうえで行うものとします。

イ 継続利用について

前記アによる一般利用の利用承認の期間は、最長1年間です。その後、利用承認を受けた者が継続して施設を利用したい場合は、これが同一艇である場合に限り、継続利用を認めるものとします。

ウ 短期の利用(一般利用以外の利用)

短期の利用については、10日を限度に指定管理者が利用の承認を行うものとします。

施設をより多くの方に、様々な用途で利用してもらうためにも、短期利用のための施設(ビジターバース)の効果的・効率的な利用方法の提案を求めます。

(4) 減免申請時の受付等に係る事務

係留料及び陸置料の減免は県が決定します。

指定管理者は、申請者からの減免申請書及び添付書類を受け付け、県に回付する事務を行うものとします。

この場合、指定管理者は、県の減免決定を確認したうえで当該艇の利用承認を行うものとします。

(5) 利用の承認に係る各種申請に対する承認、届出の受付等

指定管理者は、利用承認艇に係る「承認事項等の変更届」の受理、「共同利用者の変更」の承認、「地位承継の届出」の受理、「権利譲渡」の承認、「利用廃止届」の受理を行います。また、「艇の変更」の承認を行うものとします。

公共の施設として、多くの方に利用の機会を提供するため、これまでも、「共同利用者の変更」、「権利譲渡」及び「艇の変更」については一定の条件を満たした場合のみ認める取扱いとしており、この条件については、指定管理者からの提案による変更はしません。

(6) 利用承認に伴う利用者指導、処分等

指定管理者は、施設内において未承認に係る船舶等を発見した場合の退去勧告、利用承認申請書の提出指導、利用承認艇に係る利用方法の変更、利用承認の取消し等を行うものとします。

こうした業務は、施設の利用秩序を維持し、適切に運営していくうえで重要なものですので、指定管理者は、公正かつ適正に業務を遂行していく必要があります。

(7) 利用承認等の管理・施設利用台帳の整備等

指定管理者は、県の提供する許認可システム等を通じて、利用承認等のデータを適正に管理し、施設利用台帳の整備等を行うものとします。

(8) ヨット競技会開催時の調整

指定管理者は、ヨットの競技会の開催希望があった場合は、競技会主催者か

ら競技会等開催届を提出させ、施設が円滑かつ安全に利用できるよう、公共の施設での開催の趣旨に沿う調整を行い、施設の有効活用を図るものとします。

なお、大規模な競技会として、平成 26 年 8 月 4 日（月）から 8 月 8 日（金）までは、平成 26 年度全国高等学校総合体育大会のヨット競技会場としての利用が予定されているので、指定管理者は、県の指示に基づき係留・陸置施設や駐車場の施設の制限等を行うものとします。

また、指定期間中に同様の大規模な大会があった場合にも同様に対応するものとします。

(9) クレーンの利用に係る業務

指定管理者は、クレーンの利用が必要と認める場合、利用承認申請書を提出させ、貼り付けされている収入証紙の額の確認（1 箇月以上の船舶保管地の利用の承認を受けている艇（一般利用の艇）は、クレーン利用料は発生しません。）等を行ったうえで、利用券等の交付を行うものとします。

また、クレーンの操作は、利用券等の提示を受けて、指定管理者の職員が行うものとします。なお、操作に必要な免許・資格等を有する者を配置するものとします。

なお、クレーンは、クレーンの性能等との関係から利用できる艇に限りがありますので、指定管理者は、クレーン利用方針を定めて対応するものとします。

2 本船岸壁の利用承認申請書の受付及び回付等の業務

(1) 本船岸壁の利用承認申請書の受付及び回付等の業務

指定管理者は、本船岸壁の利用希望があったときは、利用目的、当該船舶の船種、船長、船幅、喫水等の諸元等を確認し、利用による施設の損傷等が生じないこと等を十分に確認のうえ、県に連絡し、必要な調整を行うとともに、利用承認申請書の提出があったときは、記載内容、提出書類、貼付されている証紙の額等を確認のうえ受け付け、県に回付します。

船舶が接岸するときは、本船岸壁の利用に支障が生じないように、歩行者等に対して注意喚起を行うなど、安全な施設利用に向けて指導等を行うものとします。

(2) 入出港届の受付及び回付等の業務

指定管理者は、条例第 14 条に基づき、総トン数 5 トン以上の船舶（漁船を除く。）の湘南港への入出港に係る届出を受け付け、県に回付します。

(3) 船舶給水施設の利用承認に係る事務

指定管理者は、利用の相談があったときは、利用計画等を十分確認のうえ、申請書を提出させるものとします。

利用の承認は、申請書の記載事項、提出書類、貼付されている証紙の額等を確認のうえ、行うものとします。

3 臨港道路附属駐車場の利用承認及びこれに付随する業務

(1) 業務実施の考え方

指定管理者は、臨港道路附属駐車場（以下「駐車場」という。）の管理に当たっては、場内の駐車台数管理に特に注意し、利用困難スペースの発生を防ぐため適宜駐車場所の指示を行うものとします。

駐車場の利用券の発行は県がリースする駐車券発券機により行い、利用料金の徴収及び領収証の発行は、県がリースする自動料金徴収機により行います。ただし、場内が混雑するときは適宜指定管理者の職員が駐車場の出口において料金徴収を行うものとします。

指定管理者は、駐車券発券機等の設備の維持管理を適切に行うとともに、無人時におけるトラブル等に対しても速やかに対処できるような体制を整え業務を行うものとします。

(2) 利用者区分の確認及び対応

駐車場においては、平成 25 年 4 月 1 日から「港湾施設利用者」と「その他の者」で料金を区分しているため、港湾施設利用者であることの確認を管理事務所窓口において行うものとします。

指定管理者は、確認後に駐車券を管理事務所窓口にて備え付けのカードリーダーに通すものとします。

港湾施設利用者の範囲及び確認方法は下表のとおりです。

| 港湾施設利用者の範囲 | | 港湾施設利用者の確認方法 | |
|------------|-------------------------------------|-------------------------|--|
| 1 | ヨット利用者 (係留施設又は船舶保管地の利用承認を受けている者) | 申請者 | 出艇届又は出艇カードにより確認 |
| | | 共同利用者 | 出艇届又は出艇カードにより確認 |
| | | ヨット同乗者 | 上記申請者又は共同利用者がヨット同乗者全員分の駐車券をまとめて窓口にて持参することにより確認 |
| | | ヨット競技会等運営者 | 運営代表者が競技会等開催届及びヨット競技会等運営者全員分の駐車券をまとめて窓口にて持参することにより確認 |
| 2 | 港湾管理事務所利用者 | 会議室申請者 | 利用承認書により確認 |
| | | 会議等参加者 | 上記会議室申請者が会議等参加者全員分の駐車券をまとめて窓口にて持参することにより確認 |
| 3 | 岸壁施設利用者 | 申請者 | 利用承認書により確認 |
| | | 共同利用者 | 上記申請者が共同利用者全員分の駐車券をまとめて窓口にて持参することにより確認 |
| 4 | 条例第 6 条第 2 項又は第 3 項適用者 | 身分証明書その他適用を証明できるものにより確認 | |

備考 1 上記届出書等（3を除く。）は、各港湾の施設の利用承認等に関する事務処理要綱の様式をいう。

2 条例とは、港湾の設置及び管理等に関する条例をいう。

(3) 駐車場管理業務

ア 指定管理者は、駐車券発券機等の機械の日常点検を行うとともに、定期メンテナンス、消耗品（駐車券、駐車レシート）の発注及び補充を行うものとしします。特に、入口及び出口に設置されている駐車バーについては、損傷に備えて常に在庫を確保するなど、不測の事態に備えるものとしします。

円滑な駐車場運営を行うため、釣り銭切れ、駐車券切れ、駐車レシート切れとならないように注意するとともに、濡れている紙幣の使用による自動料金徴収機の紙詰まりや機械の誤動作による料金表示の誤りが発生した場合は、迅速に対処するものとしします。

なお、やむを得ず利用料金を超過する現金を受けた場合は、次のとおり対応するものとしします。

(ア) 県に対し、速やかに事故報告を行い、指定管理者が責任をもって保管すること。

(イ) 最低3箇月間は管理事務所の掲示板や窓口等で超過現金情報を周知すること。

イ 指定管理者は、駐車場利用者への各種案内、苦情処理、車両誘導及びこれに伴う場内整理を行うものとしします。

その他駐車場の利用の細則、利用者への遵守事項等は、年度協定において、「湘南港駐車場管理規程」を定めるものとしします。（現行の規定は（参考資料10）「現行湘南港駐車場管理規程」のとおりです。）

なお、高潮、高波等により駐車場内に越波が予想されるときは、駐車車両を場外に速やかに誘導し、臨時に駐車場の閉鎖を行うなど、利用上の安全確保を図るものとしします。

(4) 緑化協力金制度への協力について

県では、みどり行政推進のため（参考資料11）「緑化協力金制度実施要綱」に基づき、県立施設等の駐車場利用者から、車種に関係なく1台あたり20円の任意の寄附をいただくことを基本に、地球温暖化防止や緑の保全を呼びかける緑化協力金制度を導入しています。指定管理者は、臨港道路附属駐車場において、指定管理業務と別に、県自然環境保全課及び公益財団法人かながわトラストみどり財団との「緑化協力金に係る協定」による、緑化協力金の取扱いに協力するものとしします。

4 港湾管理事務所・船具庫の利用承認及びこれに付随する業務

(1) 利用承認対象施設・設備

港湾管理事務所・船具庫において、利用承認の対象となる予定の施設・設備は次のとおりです。

ア 港湾管理事務所：ミーティングルームA～F、大会運営室、メモリアル

ルーム、更衣室

イ 船具庫：船具ロッカー

※ 利用料徴収施設及び料金については、条例改正により変更の可能性があります。

(2) 港湾管理事務所・船具庫の利用承認について

指定管理者は、利用希望者からの利用申込を受け、会議室等の利用承認、利用料金の徴収を行うものとします。

利用承認に当たっては、利用者間の平等利用に留意しながら公平かつ適正に行うものとします。

また、土日を中心としたヨット競技会開催時には、早朝からの会議室等の利用希望がありますので、開所時間を早めるなどの工夫を行うものとします。

(3) 会議室の事前予約について

次の要件を満たす利用については、一般利用の受付前に優先して利用できるよう事前予約を受け付けるものとします。

ア あらかじめ定めるヨットレースの開催・運営に関わるもの

イ 国又は地方公共団体等が港湾その他の海事に関する目的で利用するもの

(4) 利用承認に伴う利用者指導・処分

指定管理者は、利用終了後、備品が原状に回復されているか等を確認するものとします。

また、利用に際して、風紀を乱すおそれのある利用や他の利用者へ迷惑を与える行為を発見した場合等は、適宜指導を行い秩序維持に努めるものとします。

Ⅲ 施設の維持管理業務

指定管理者は、各施設の安全、衛生、機能の各面からの確保がなされ、施設の快適な利用ができるよう各施設を適切に維持管理します。

1 清掃業務

指定管理者は、利用者が常に安全かつ快適に利用できる環境を維持するために必要な清掃を実施するものとします。

清掃の範囲は、指定管理者が維持管理するエリアとし、清掃業務は、別表第1(別紙5-19)の水準を満たすものとします。

なお、喫茶・軽食施設、売店、修理工場(一部)等の専用利用エリアは清掃範囲に含みませんが、必要な範囲で巡視業務等を行うものとします。

2 巡視業務

指定管理者は、施設の目視等による点検及び異常の有無の確認、施設利用者の禁止行為への注意等を中心に巡視を行います。

巡視の範囲は、指定管理者が維持管理するエリアとし、巡視業務は、別表第2

(別紙 5-20) の水準を満たすものとします。

なお、夜間及び休港日の警備は、有人で実施するものとします。(現在は、指定管理者が業務委託により実施しています。)

また、施設の巡視にあわせて次の各ゲートの閉鎖及び開門を行うものとします。

| ゲートの名称 | 閉鎖時間 | 開門時間 |
|-----------------|--------------|--------|
| 江の島入口ゲート | 午後 10 時 30 分 | 午前 5 時 |
| かながわ女性センター前のゲート | 午後 9 時 30 分 | 午前 5 時 |

※ なお、江の島入口ゲートについては、現在は地元の要望等により閉鎖及び開門作業は休止しています。

3 保守点検業務

指定管理者は、施設・設備等を安全に使用するため、別表第 3 (別紙 5-20) の水準に基づき設備等について保守点検等を実施します。

県ではクレーン・スロープクリーナーを 1 台用意していますが、さらに業務に必要な車両等については、指定管理者がリース等で調達するものとします。(現在の指定管理者は、フォークリフトを 1 台リースしています。なお、操作に必要な免許・資格等を有する者を配置するものとします。)

調達方法については、あらかじめ県と協議するものとし、指定管理料により新たに購入する場合には、県が管理施設の継続的な運営に必要と認めた場合、指定期間終了時に県へ無償譲渡するものとします。

クレーン、クレーン・スロープクリーナー、フォークリフトなど、日常的に使用する設備や物品等については、日常点検を欠かさず、常に円滑に使用できるように必要な部品の交換等を行い、故障が生じたときは、速やかに修理するものとします。

会議室やシャワー室の備品等、一般利用に供するものについては、特に細心の注意を図り、点検・修繕等を行い、利用者が常に安全に利用できる状態を保持するものとします。

4 修繕業務

指定管理者は、施設利用者が安全かつ快適に施設が利用できるよう、常時施設の状況について確認するものとします。特に、台風の通過後や、暴風雨、強風の後には、施設の状況を速やかに点検し、県に報告するものとします。

施設の不具合を発見したときは、速やかに、修繕を行うものとします。

1 件の修繕に関し、費用が 50 万円未満のものについては指定管理者が行い、これを超過すると認められるものは、見積書を添付(明らかに 50 万円以上と認められる場合を除く。)して県に修理を依頼することとします。

なお、自然災害等による修繕についても、原則として上記によるものとしますが、修繕箇所が多く一度に多額の費用を要する場合は、別途県と協議のうえ、合

理性が認められる範囲で別の方法をとることができるものとします。

5 その他

(1) 光熱水費の支払い

指定管理者は、管理施設に係る光熱水費の支払いを行うものとします。

喫茶・軽食施設、売店施設、修理工場等の専用利用エリア及び自動販売機の設置に伴う電気料については、事業者の負担となりますので、子メーターにより電気使用量を確認し、事業者から電気使用量相当分の電気代を徴収のうえ、指定管理者がまとめて支払いを行うものとします。

※ 県では、東日本大震災以降の電力の供給不足に対応するために、継続的に電力・節電対策に取り組んできたところですが、電力需給は依然として予断を許さない状況にあり、これらの課題に対処すべく、県自らの取組みとして、数値目標を設定し率先した対策を実施しております。指定管理者に対しても、湘南港における節電目標達成に向けた取組み等、同様の取組みを求めることがありますので、協力していただきます。

(2) 保険の付保

管理業務の実施にあたり、指定管理者には施設賠償責任保険及び自動車管理者賠償責任保険を付保していただきます。現在の指定管理者が加入している補償内容は、次のとおりです。

ア 施設賠償責任保険 対人1億円、対物3千万円（1事故）

イ 自動車管理者賠償責任保険 133,700千円

なお、任意加入の自動車・船舶保険については、指定管理者が物件の利用状況等に応じて加入していただきます。

(3) 防火管理・燃料保管庫（危険物）の管理

指定管理者は、防火管理者を選任するなど防火管理体制を整備し、防災訓練等を実施するものとします。

また、指定管理者は、救助艇の燃料を保管する燃料保管庫の管理にあたり、一定数以上の燃料の保管等を行う場合には、危険物取扱者の資格を有する者を配置するとともに、消防法等の関係法令を遵守し、適切な管理を行うものとします。

(4) 物品の管理

指定管理者は、貸付物品一覧表を整え、施設の運営に支障をきたさないよう、善良な指定管理者の注意義務をもって維持管理を行うものとします。

また、管理物品について、貸付物品一覧表と現物を照合のうえ、毎年3月末までに県に報告するものとします。

(5) 遺失物等の取扱い

指定管理者は、遺失物等を拾得した場合または利用者から拾得物を受け取る場合には、拾得物台帳を作成し、遺失物法に基づいて適切に処理するものとします（不明な点は所管警察署と相談し処理してください。）。

管理事務所において一定期間保管する場合には、保管中は掲示板や窓口等において遺失物等の内容（種類、特徴、拾得の日時・場所等）を周知し、該当者が判明した場合には、該当者から受領書への署名（氏名、連絡先等）を受け、返還するものとします。

遺失物等を警察署に提出した場合には、提出した遺失物等の内容の情報提供に努めるものとします。

現金を拾得した場合は、港湾管理者としての県の収入となるものではないため、指定管理業務・指定管理附帯事業に係る経理とは区別して金庫等に保管するものとします。

拾得物台帳は、指定期間終了後は、次の指定管理者に引き継ぐものとし、指定期間終了時に存在する遺失物等の管理方法等については、次の指定管理者と別途協議するものとします。

(6) 自動販売機に係る釣り銭切れ等の対応協力

湘南港に設置する自動販売機は、県が直接、事業者と賃貸借契約を締結します。

指定管理者は、利用者から釣り銭切れや商品補充等の連絡・要望等があった場合には、速やかに設置業者へ連絡し、対応を求めるようご協力をお願いします。

IV ヨット等安全管理業務

指定管理者は、ヨットハーバーとして必要な利用者の安全管理を中心としたサービス業務等を実施します。

なお、指定管理者は、ヨット利用やヨット航海などのアドバイスができる職員を配置するものとします。

1 ヨット等安全管理・サービス業務

(1) 出艇届の受付及び管理

指定管理者は、利用承認艇の出艇、帰港状況について把握するため、利用者から出艇届を提出させるとともに、帰港時には、帰港したことを報告させ、出艇届に帰港日時を記入させるものとします。

また、指定管理者は、利用承認艇の利用状況や標識貼付等について確認し、必要な指導等を行うものとします。

出艇届は、利用者の安全管理上重要なものであり、また、その出艇件数は、利用者が艇の変更をする場合の要件となることから、その提出については、十分指導してください。

なお、湘南港においては、出艇管理システムを導入しており、出艇届の代わりに出艇カードによる認証も行っています。

(2) 気象情報提供業務

指定管理者は、利用者の安全を確保するため、消防本部、地方気象台、気象情報収集装置等により随時気象情報を収集し、管理事務所前に気象情報を掲示する等により利用者に対して気象情報の提供を行うものとします。

(3) 出艇禁止、出艇注意指導業務

指定管理者は、横浜地方気象台から強風、波浪、高潮、濃霧及び暴風の注意報または警報が発表された場合等の危険な場合は、港内放送及び標識（吹き流し）を港湾管理事務所屋上に掲示すること等により、艇（船舶安全法に基づく船舶検査を受ける船舶等を除く。）に対して「出艇禁止指導」を行います。また、今後、出艇禁止に達する可能性があり、危険が予想される場合は「出艇注意指導」を行うものとします。

(4) 時間外の施設利用

指定管理者は、ヨットハーバー施設の開場時間外における立入希望者及び係留施設内における宿泊希望者に対しては、あらかじめ届出書を提出させるものとします。

(5) 海面監視・ヨット等レスキュー業務

指定管理者は、施設の利用が多い日、ヨットレース開催時、出艇届が提出された艇が利用の事務終了時刻となっても帰港の報告がなかった場合等、安全管理の観点から必要に応じて海面監視等の海上パトロールを実施するものとします。

この海上パトロールに使用する船舶（以下「救助艇」という。）は、業務開始までに指定管理料と別に、指定管理者の負担において用意するものとします。（指定期間中に救助艇を更新する場合も、その費用は指定管理者の負担とします。）

救助艇は、係留バース（1バース：船長 15メートル以内、船幅 3.9メートル以内）及び船舶保管地（陸置バース）を利用でき、利用料は免除します。

ア 業務の内容

航行中のヨット等に対して、救命胴衣の装着、乗船定員・帆走ルールの遵守、標旗掲出等の確認を行うとともに、漁業施設・漁船・本船岸壁・海水浴場等に接近した場合の注意、気象悪化による帰港指導等を行うものとします。

イ パトロールの区域

ヨットの出艇状況等を踏まえ、指定管理者が定めるものとしますが、おおむね南端は北緯 35 度 15 分付近、東端は鎌倉市稲村ヶ崎付近、西端は江の島西端付近とします。

ウ 留意事項

救助艇は、船舶安全法に基づく装備品及び海上保安庁の指定する安全パトロール艇として必要な装備品を確保することとします。

また、救助艇は、船舶免許を有する者が操船し、救助時を考慮し、複数の者が乗船するものとし、出動時には、救助艇であること明示するための

旗等を掲げるものとします。

(6) 利用助言、作業援助等の業務

指定管理者は、工具貸出等施設利用に係る助言業務、陸置艇の水際・斜路等における作業援助等の業務を行うものとします。なお、操作に必要な免許・資格等を有する者を配置するものとします。

2 事故防止等安全管理業務

(1) 事故防止等の対応

指定管理者は、事故防止のため、事故防止に関するマニュアルを作成するとともに、常日頃から港内放送、海面監視等により事故防止に努めるものとします。

(2) 事故等の緊急事態が発生した場合の対応

事故等の緊急事態が発生した場合は、指定管理者は、速やかに必要な措置を講じるとともに、あらかじめ定められた県の連絡先に対して緊急事態の内容を報告するものとします。

内容の詳細は、緊急事態の収束後、速やかにとりまとめ、県に報告するものとします。

V 災害・荒天時の対応業務

災害・荒天時に、緊急事態が発生したときまたは発生のおそれがあるときは、指定管理者は、利用者の安全確保、施設の利用制限等の対応をとるものとします。

1 災害・荒天時の配備基準・連絡体制等

(1) 配備基準

指定管理者は、別表第4及び別表第5（別紙5-23）の配備基準に基づき、湘南港に職員を参集または速やかな参集に備え連絡待機させるものとします。

(2) 緊急連絡体制等の整備

県へ被害状況報告等を迅速かつ適切に行うため、県及び指定管理者との間における緊急連絡体制、業務体制、関係機関との連携・協力体制等を指定期間開始までに定め、内容に変更があった場合には、速やかに内容変更を行うものとします。

(3) 行動マニュアルの作成

指定管理者は、（参考資料12）「津波発生時行動マニュアル標準例・現行避難経路」を基本に、津波発生時にとるべき利用者の避難誘導等の行動手順や利用者の避難場所等の行動マニュアルを県と協議のうえ作成するものとし、その他の災害・荒天時の対応についても、津波発生時行動マニュアルに準じて行動マニュアルを作成するものとします。

(4) 指定管理者職員の避難ルールの設定

指定管理者は、津波発生時には利用者の避難対応を最優先に行う必要があります。

すが、指定管理者職員自身の身の安全を確保することも必要です。

そのため、避難誘導等の対応は、予想される津波到達時間を考慮しつつ、職員の安全が確保されることを前提としたうえで行うことを基本とし、指定管理者職員の避難手順等についても、あらかじめ行動マニュアル等でルール化し、全職員に十分な周知徹底を図るものとします。

(5) 津波等の災害時避難訓練の実施

指定管理者は、津波等の災害時に備え、年1回以上、津波等の避難訓練を実施するものとします。

実施に当たっては、毎年度の事業計画で避難訓練計画を定めたうえで実施するものとします。また、利用者、関係機関と積極的に連携・協力して行うものとします。関係機関から避難訓練の協力要請があった場合にも、積極的に参加してください。

実施結果は、月例報告及び実績報告書において県へ報告するものとします。

2 災害時の対応

(1) 初動対応

指定管理者は、地震の規模や津波警報等の発表の有無等をテレビ、ラジオ、インターネット、防災行政無線等により迅速に情報収集し、津波警報等が発表された場合など津波来襲のおそれがある場合には、港内放送及び標識（吹き流し）を港湾管理事務所屋上に掲示すること等により、艇の「出艇禁止指導」及び海上の艇に対する情報周知に努めるとともに、利用者をあらかじめ定めた避難場所等へ迅速に避難誘導を行い、施設利用者の安全確保に最大限努めるものとします。

(2) 施設の利用制限

指定管理者は、利用者の避難に支障をきたさないよう、次のような場合で指定管理者が必要と認める場合には、駐車車両の出庫禁止及び駐車場の利用中止の措置をとるものとします。

- ・津波警報・注意報が発表された場合
- ・災害により施設に著しい損傷があり通行が困難な場合
- ・近隣道路が通行止めとなり通行が困難な場合
- ・その他指定管理者が必要と認める場合

(3) 施設点検、県への報告等

指定管理者は、災害発生時には（津波の場合は、津波警報・注意報の解除後）、災害の状況に応じて巡視、点検等の作業を行い、必要な措置をとるとともに、随時、被害状況を県に報告するものとします。

(4) 大規模な災害等が発生した場合の対応（緊急物資受入港としての対応等）

指定管理者は、大規模な災害等が発生した、または発生するおそれがある場合には、湘南港が神奈川県地域防災計画に定める緊急物資受入港及びヘリコプター臨時離着陸場として機能するよう県が行う施設の利用制限に協力する

とともに、利用者等への必要な指導等を行うものとします。

(5) その他の災害対応

指定管理者は、上記以外に、県や藤沢市等から要請があった場合には、県や藤沢市等に協力していただくとともに、要請がない場合においても、災害等の状況に応じて、緊急の必要があると認める場合は、県民等の安全確保のため、自らの判断により、適切な災害対応に努めていただきます。

(6) 費用負担等

(1)から(3)の業務に係る費用は指定管理者が負担するものとします(施設の修繕については、Ⅲ-4による。)。ただし、多大な損害・損失が生じ、多額の費用を要する場合には、別途県と協議のうえ、合理性が認められる範囲で県が負担することとします。

(4)及び(5)の対応に伴い発生した損害・損失や費用等については、別途協議のうえ合理性が認められる範囲で県が負担することとします。

3 荒天時の対応

(1) 初動対応

指定管理者は、越波する可能性のある施設については、十分注意するとともに、施設利用者の状況、艇の保管状況、車両の駐車状況等の確認を行い、施設利用者に対し、避難誘導を行うなど、施設利用者の安全確保に最大限努めるものとします。

また、横浜地方気象台から強風、波浪、高潮、濃霧及び暴風の注意報または警報が発表された場合等の危険な場合は、港内放送及び標識(吹き流し)を港湾管理事務所屋上に掲示すること等により、艇(船舶安全法に基づく船舶検査を受ける船舶等を除く。)に対して「出艇禁止指導」を行います。また、今後、出艇禁止に達する可能性があり、危険が予想される場合は「出艇注意指導」を行うものとします。

荒天時は、船舶が施設内に避難してくることがあるので、指定管理者は、避難船舶の円滑な利用に配慮するものとします。

(2) 施設の利用制限

指定管理者は、越波等により、施設の通常の利用が困難と認められる場合、またはそのおそれがある場合は、駐車車両の場外への誘導、施設の全部または一部の利用中止等の措置をとるものとします。

(3) 施設点検、県への報告等

指定管理者は、気象状況に応じて、巡視、点検、気象観測装置の確認等の作業を行い、必要な措置をとるとともに、荒天がやんだ後は、速やかに被害状況を取りまとめたくて県に報告するものとします。

(4) 費用負担等

上記業務に係る費用は指定管理者が負担するものとします(施設の修繕につ

いては、Ⅲ－４による。))。ただし、多大な損害・損失が生じ、多額の費用を要する場合には、別途県と協議のうえ、合理性が認められる範囲で別の方法をとることができるものとします。

VI 利用の促進に関する業務

指定管理者は、県民利用施設である湘南港が、幅広い県民の方々に利用され、満足してもらえるように、「開かれた港湾」としての利用の促進に関する業務を実施します。

1 施設の広報

指定管理者は、施設の広報、パンフレット作成、ホームページの開設その他湘南港の利用促進に関する業務を行うものとします。

指定管理業務を行う際は、湘南港が指定管理者により管理・運営されている施設であることを利用者に示すため、施設内や案内パンフレット・ホームページに指定管理者名等を表示するものとします。

(表示例) 湘南港は、指定管理者である〇〇が管理・運営を行っています。

連絡先 指定管理者 〇〇 電話 〇〇

神奈川県藤沢土木事務所 電話 0466-26-2111

2 みなとまちづくりに向けた取組みへの協力

指定管理者は、港湾の活性化のため、施設管理者として、港湾を活用したみなとまちづくりが円滑に進むよう、みなとまちづくり協議会への参画等必要な協力、助言を行うものとします。

3 利用者満足度調査の実施

指定管理者は、施設の利用者の意見を聞き、より良い管理に向けた検討を行うため、利用者満足度調査を次の方法により行うものとします。利用者からの回答が確実に得られるよう積極的に取り組むものとします。

利用者満足度調査の結果は、モニタリングに活用します。

ア 簡易アンケート

施設の窓口に常時アンケート用紙を備え、利用者に記入していただく等、簡便な方法で随時実施するものとします。

イ 詳細アンケート

アンケート用紙を利用者に一斉に送付し、回収・分析する等、詳細な内容で定期的実施するものとします。

詳細アンケートは、イベント等の実施時に来場する利用者のほか、利用者懇談会等で湘南港の主たる利用者（ヨット利用者・港湾管理事務所利用者）に対しても実施するものとします。

4 苦情・意見等の処理

指定管理者は、施設の利用者等からの苦情・意見等の受付及び処理を行い、その概要や対応等について管理日報に記録し、県へ報告していただきます。

ただし、処理困難なものは、意見を付したうえで報告し、県の処理方針に従い対処するものとします。

5 施設利用に関する調整及び受付

指定管理者は、管理施設に関し、条例第3条第1項ただし書きの行為制限に係る許可申請、条例第5条第1項の専用利用承認申請、地方自治法第238条の4第7項の行政財産の目的外使用許可申請等の相談の受付及び当該相談に係る県との連絡調整並びに申請書の受付及び県への回付を行います。

なお、ロケーションの撮影等の一時使用に対しては、要綱に従い、「湘南港一時使用届」の提出を求め、適切な指導を行うとともに、県に連絡するものとします。

6 関連団体等との適切な調整

指定管理者は、水上警察署、海上保安署、ヨット利用者団体、各種事業者等の湘南港で活動している関係団体及び観光協会、周辺の自治会等との総合調整を行うとともに、港湾内における利用秩序の維持に努めるものとします。

7 統計等各種調査業務

指定管理者は、県の指示により、港湾統計、マリナー利用状況調査等の各種調査業務に係るデータの収集及び取りまとめを行うものとします。

8 県への業務報告

(1) 日報・月報の作成及び報告

指定管理者は、業務の実施にあたって、「管理日報」を作成して実施状況を把握するとともに、管理日報に基づき「管理月報」を作成し、翌月の10日までに、県へ報告するものとします。

(2) 実績報告書等の提出

ア 上半期・下半期実績報告書等

指定管理者は、10月及び4月の20日までに、基本協定書に基づき、上半期・下半期業務実績報告書等（管理業務の実績を記載した実績報告書、財務書類及びその他県が必要と認める書類）を提出するものとします。

イ 年間実績報告書等

指定管理者は、毎会計年度（4月1日から3月31日まで）終了後20日以内に、基本協定書に基づき、年間実績報告書等（管理業務の実績を記載した実績報告書、財務書類及びその他県が必要と認める書類）を提出するものとします。

(3) 事業計画書等の提出

指定管理者は、2年目以降の業務を行うにあたって、前年度の7月下旬までに、次年度の事業計画、人員配置計画及び収支計画を策定して県に提出し、協議を行うものとしします。

(4) 実績報告書及び事業計画書等の公表

県と指定管理者は、毎年度の実績報告書及び事業計画書等を、それぞれのホームページに掲載し、県民への周知に努めるものとしします。

9 県所管港湾連絡調整会議への参加

県では、県所管4港湾(湘南港・葉山港・大磯港・真鶴港)の関係機関(県・各指定管理者)が連携し、円滑かつ適切な管理運営を図るため、県所管港湾連絡調整会議を設置し、不定期(平成23年度は3回開催)に開催しますので、構成員としての参加をお願いします。

VII 指定管理附帯事業(神奈川県収入証紙販売業務)

県の収入となる岸壁利用料、係留料、陸置料、船舶給水料、クレーン利用料の納付は、納付額に相当する額の証紙を申請書に貼り付けることによることとしています。

そのため、指定管理者は、指定管理業務に附帯する事業(指定管理附帯事業)として証紙の販売業務を行うものとしします。

本事業実施に当たっては、指定管理者の指定とは別に、知事から別途、証紙販売者の指定を受ける必要があります。

なお、証紙の販売手数料収入(指定管理附帯事業収入)は、収入証紙に関する条例施行規則第9条により、販売者(ここでは指定管理者となります。)が買い受けた証紙の金額の100分の3.78の金額(買受け金額が25億円以下の場合)とされています。

指定管理附帯事業収入は、収支計画に位置づけるものとしします。

VIII 自主事業

指定管理者は、指定管理業務とは別に、あらかじめ知事の承認を受け、港湾の振興及び県民サービス向上のため、湘南港の施設目的に合致する範囲内で、自己の責任と費用において自主的な提案事業(自主事業)を実施することができます。

この事業にかかる経費は、全て指定管理者が負担するものとし、指定管理料から経費を充当することはできません。

この事業実施のために湘南港の施設を使用する場合、別途条例等に基づく承認等の手続が必要となる場合があります。

この場合、湘南港の施設を使用するために必要な使用料等を負担することになります。

ただし、公共的・公益的な業務で採算が合わないことが確実と見込まれる業務については別途協議により使用料等が減免される場合もあります。

なお、自動販売機の設置については、県が直接、事業者と賃貸借契約を締結するため、自主事業として実施することはできません。

また、喫茶・軽食施設、売店施設、修理工場に係る事業は、県が直接事業者の選定等を行いますので、自主事業として実施することはできません。

別表第1 (Ⅲ-1条関係)

清掃業務実施水準

1 屋外施設 (A: 4~5月、B: 6~8月、C: 9~11月、D: 12~3月)

| 施設等の名称 | 面積 | 実施頻度 | 実施項目 | 実施内容 |
|------------------|---------|---------------------------|---|---|
| 船舶保管地 ヨット係留施設 | 35,190㎡ | 週4回 | <ul style="list-style-type: none"> ・塵芥物の除去 ・汚物、危険物の除去 ・施設の水洗い(随時)等 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者が安全かつ快適に利用できるよう常に清潔を保つこと。 ・ごみが無く、汚れが目立たない程度の清掃に努めること。 ・コンクリート面は塵芥、汚物の收拾清掃を行い、必要に応じて水洗いを実施すること。 ・ごみの収集は、屑籠内はもとより、周辺の散乱ごみの収集も行うこと。 ・収集したごみ類は分別のうえ、適切に処理すること。 ・放置物の処理、遺失物の管理を適正に行うこと。 ・便所は水洗いし、よく拭き取り、常に清潔に保つこと。 |
| 本船岸壁 南2号護岸 | 2,278㎡ | A,C:週2回 B:週4回 D:月2回 | | |
| 緑地(北・中央・南・西)、遊歩道 | 16,764㎡ | 週4回 | | |
| 臨港道路附属駐車場、西野積場 | 11,839㎡ | A,C:週1回 B:週4回 D:月2回 | | |
| 東緑地(センタープロムナード) | 6,476㎡ | A,B,C:週4回 D:週2回 | | |
| 防波堤 | 1,420㎡ | A:週1回 B:週2回 C,D:週1回 | | |
| 休憩棟 | 187㎡ | A,C:週2回 B:週4回 D:週1回 | | |
| 公衆トイレ | 9箇所 | 毎日 (開港日) | <ul style="list-style-type: none"> ・床面掃き ・ブラシ清掃 ・水洗い、水拭き ・消耗品補充 ・汚物処理、ゴミ回収 ・便器清掃 ・鏡拭き ・水つまりの防止等 | |
| 船揚場(斜路) | 880㎡ | 週4回 | <ul style="list-style-type: none"> ・漂着物(海草、藻等)の除去 | <ul style="list-style-type: none"> ・斜路の海苔取りは、スロープクリーナーを操作すること等により干潮時等に行うこと。 |
| 泊地(水面) | 36,500㎡ | 随時 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設内の水面浮遊物の除去 | <ul style="list-style-type: none"> ・海上から流入したゴミの除去に努め、清潔に保つこと。 ・海面清掃は、陸上からだけでなく、船舶により海上からも行うこと。 ・台風の通過後等で流木等が泊地内に大量に流入した場合には、県と協議のうえ対応すること。 ・油漏れ等の際には、速やかにオイルマット、オイルフェンス等を展張し、被害の拡大の防止に努めるとともに、県へ直ちに報告を行うこと。 |
| 緑地(北・中央・南・西・東) | 19,412㎡ | 年2回 | <ul style="list-style-type: none"> ・草刈り、除草 ・樹木剪定 | <ul style="list-style-type: none"> ・湘南港の環境を損なわないよう、景観に配慮し行うこと。 ・草刈りは、刈払機を用いるか手刈りにより刈り取ること。 ・雑草は、根元より抜き取ること。 |

2 屋内施設(港湾管理事務所・船具庫・休憩棟)

屋内施設清掃作業基準表(別紙5-23)のとおり

別表第2（Ⅲ－2条関係）

巡視業務実施水準

1 屋外施設

| 施設等の名称 | 実施頻度 | 実施項目 | 実施内容 |
|--------------------|------|---|---|
| ヨット係留施設 ヨット陸置施設 | 毎日 | ・艇の確認(放置防止、盗難防止) | ・艇の位置等を確認し、未承認艇の放置等を発見した場合には、速やかに必要な対応を行うこと。 |
| 全施設 | | ・施設の保全(施設・備品等の点検確認、施錠、火気防止、修繕箇所の確認等) ・不審者、立入禁止区域内立入者への指導 | ・破損箇所等を発見した際には、速やかに必要な対応を行うこと ・水道管の破損、水栓の故障、締め忘れ等による水漏れがないか特に注意すること。 ・危険行為者や秩序を乱す者に対しては、施設の利用の中止や利用方法を変更させる等適正に対処すること。 ・事故を発見したときは、速やかに関係機関と調整を図り、事故報告書を作成し、直ちに県に報告すること。 |
| 外灯 | 随時 | ・電源スイッチ、点灯、照度の確認 ・ポールの腐食、汚れ等の点検確認 | ・目視により適宜確認すること。 |

2 屋内施設

| 施設等の名称 | 実施頻度 | 実施項目 | 実施内容 |
|--------------------|-------------|---------------------------------------|---|
| 会議室、トイレ、廊下、階段、船具庫等 | 毎日 (開港日) | ・不審者への指導 ・飲食行為への指導 | ・危険行為者や秩序を乱す者に対しては、退所指導等適切に対処すること。 ・備品や設備の破損がないか特に注意すること。 |
| フリースペース | | ・独占排他的な利用の排除 | ・他の自由使用を妨げる利用に対しては、利用方法を変更させる等適正に対処すること。 |
| 更衣室・シャワー室 | | ・忘れ物の確認 ・不審者への指導 ・長期独占的な利用者への指導 | ・備品や設備の破損がないか特に注意すること。 ・衣類、石けん等利用者の忘れ物がないか特に注意すること。 ・不審者等の侵入がないか特に注意し、発見した際には退所させる等適切に対処すること。 ・長期独占的なロッカー施設の利用がされないよう留意すること。 |

別表第3（Ⅲ－3条関係）

設備保守点検業務実施水準

| 項目 | 設備内容 | 点検項目及び内容 | 頻度 | 備考 |
|----------------------|--|--|--------------------------------|-----------------|
| 駐車場自動料金システム（自動料金徴収機） | <ul style="list-style-type: none"> ・全自動料金徴収機 ・駐車券発券機 ・カーゲート ・監視カメラ ・光電感知器 ・入口表示灯 ・出庫注意灯 等 | ○各設備の保守点検 | 年4回 | |
| 消防用設備 | ○港湾管理事務所・船具庫 ①消火器具 ②自動火災報知設備 ③非常放送設備 ④避難器具 ⑤誘導灯及び誘導標識 ⑥防火防煙設備 | ○消防法第17条の3の3に基づく定期点検 | 年1回 （総合点検） 年2回 （機器点検） | 法定点検 |
| 防火対象物 | 港湾管理事務所 （延床面積 3536.27 m ² ） | ○消防法第8条の2の2に基づく定期点検 | 年1回 | 法定点検 |
| 電気設備（自家用電気工作物） | 設備：受電設備、配電設備 仕様：（別紙7）設計図（電気）に記載 | ○月次点検 （保安管理） | 隔月1回 | 法定点検 （電気事業法） |
| | | ○年次点検 （保安管理） | 年1回 | |
| 受水槽 | 港湾管理事務所受水槽室 仕様：（別紙9）設計図（衛生）に記載 | ○水道法に基づく管理・点検 ・受水槽内・周辺の清掃 ・異物進入防止装置 ・通気管、排水管、自動機器等の設備点検 ・受水槽の排水、張水、消毒 ・水質検査 | 年1回 | 法定点検 |
| エレベーター | 台数：1台 仕様：（別紙7）設計図（電気）に記載 | ○保守点検 ・機器装置の保守点検（機械各部、原動機、制御装置等の注油、清掃、簡易な調整を含む。） | 月1回 | 法定点検 |
| | | ○建築基準法第12条に基づく定期検査 | 年1回 | |
| 自動ドア | 台数：3台（片引1台、両引2台） 仕様：（別紙6）設計図（建築）に記載 点検部：サッシ部、懸架部、動力作動部、制御装置、センサー部、電気回路、電気錠、その他の付属機器 | ○保守点検 ・各部の外観、機能点検 | 年4回 | |

| 項目 | 設備内容 | 点検項目及び内容 | 頻度 | 備考 |
|---------------|--|--------------------------------|-------------------------|---------------|
| ジブクレーン | ポスト式 (3トン) (ディンギーバース) | ○保守点検 ・年次性能検査 | 年1回 | |
| 門型クレーン | 25トン (クルーザーバース) | ○保守点検 ・年次性能検査 | 年1回 | |
| クルーザープル | 三菱フォークリフト FD-15-F16B | ○保守点検 ・エンジン・電気系統 等の点検・調整 | 年1回 | 県所有物品 |
| クルーザープル | 日産 FL01-000419 (1.5 t) | | | 県リース物品 |
| スロープクリー ナー | トヨタジョブサン 3SDK5 | | | 県リース物品 |
| 船舶 | 汽船「かもめ」(作業船) ヤマハ W-16CF-1 5トン未満 (4.25m) 最大搭載人員：4名 | 船舶安全法に基づく 定期検査 | 各1回 平成26年度 平成29年度 | 県所有物品 法定点検 |

備考 上記のほか、故障修理・緊急対応は、随時行うこと。

別表第4（V-1条関係）

災害時の配備基準

| 基準震度等 | | | 配備基準 |
|-------|--------------|------------------|--------------------|
| 地震等 | 震度5弱 | 藤沢市内の最大震度 | 参集 |
| | 震度5強 | | |
| | 震度6弱以上 | 県内の最大震度 | |
| | 県内に大規模な災害が発生 | 県の災害対策本部が設置された場合 | |
| 津波 | 津波注意報・警報 | 相模湾・三浦半島 | 連絡待機 (勤務時間外の場合) |
| | 大津波警報 | 相模湾・三浦半島または東京湾内湾 | |

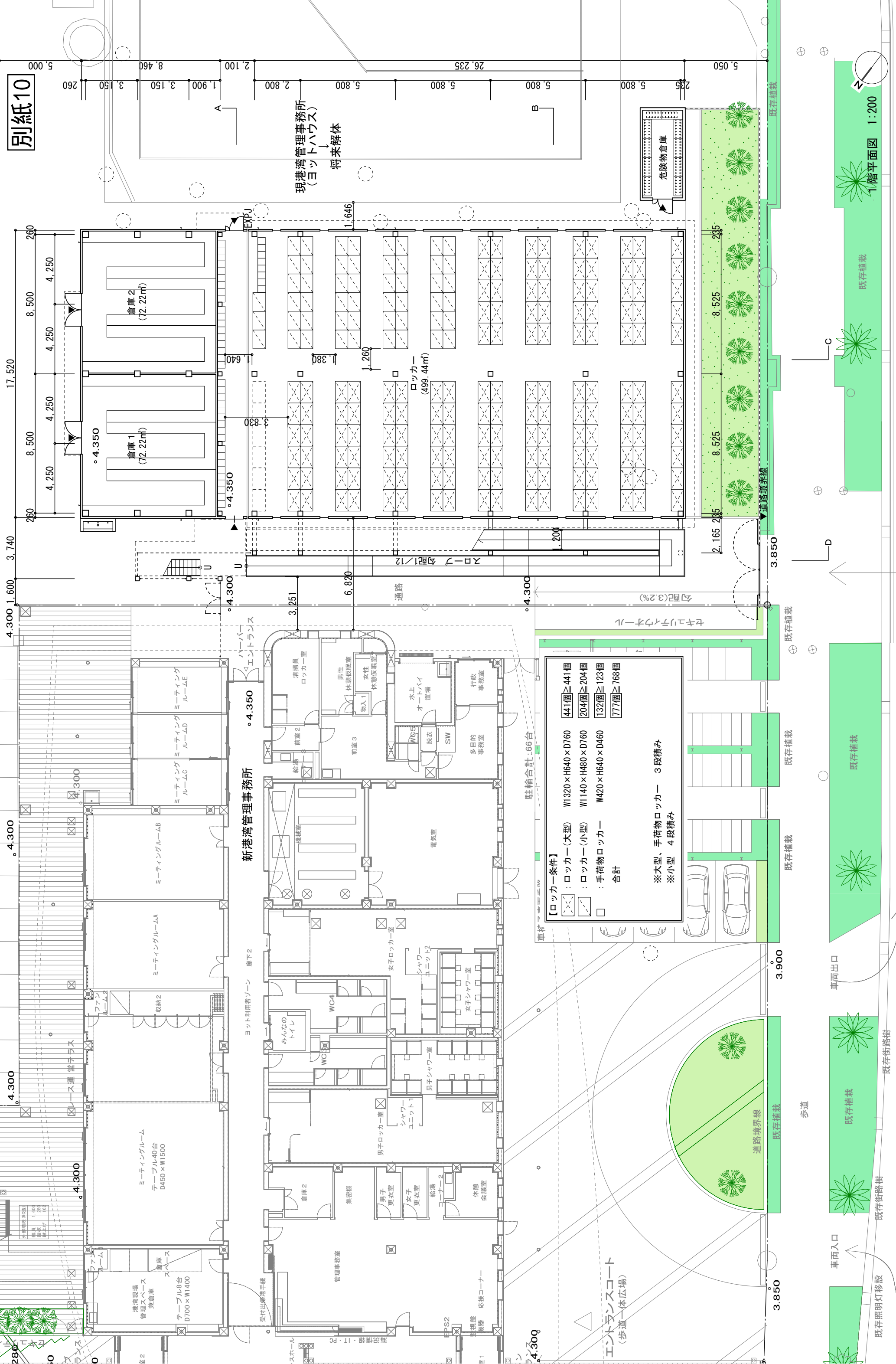
- 備考
- 1 東海地震注意警報または東海地震予知情報が発表されたときは連絡待機。
 - 2 参集に必要な人員数等は、指定管理者が定めるものとする。
 - 3 連絡待機の場合は、速やかに参集できるよう備えておくこと。

別表第5（V-1条関係）

荒天時の配備基準

| 発表基準 | 配備基準 |
|------------------------------|-------------------|
| (1) 高潮警報または波浪警報の発表時 | 参集 (警備員による対応可) |
| (2) 湘南港で高潮、波浪等による被害が発生し始めた場合 | 参集 |

- 備考 参集に必要な人員数等は、指定管理者が定めるものとする。



新港湾管理事務所

現港湾管理事務所
(ヨットハウス)
将来解体

【ロッカー条件】

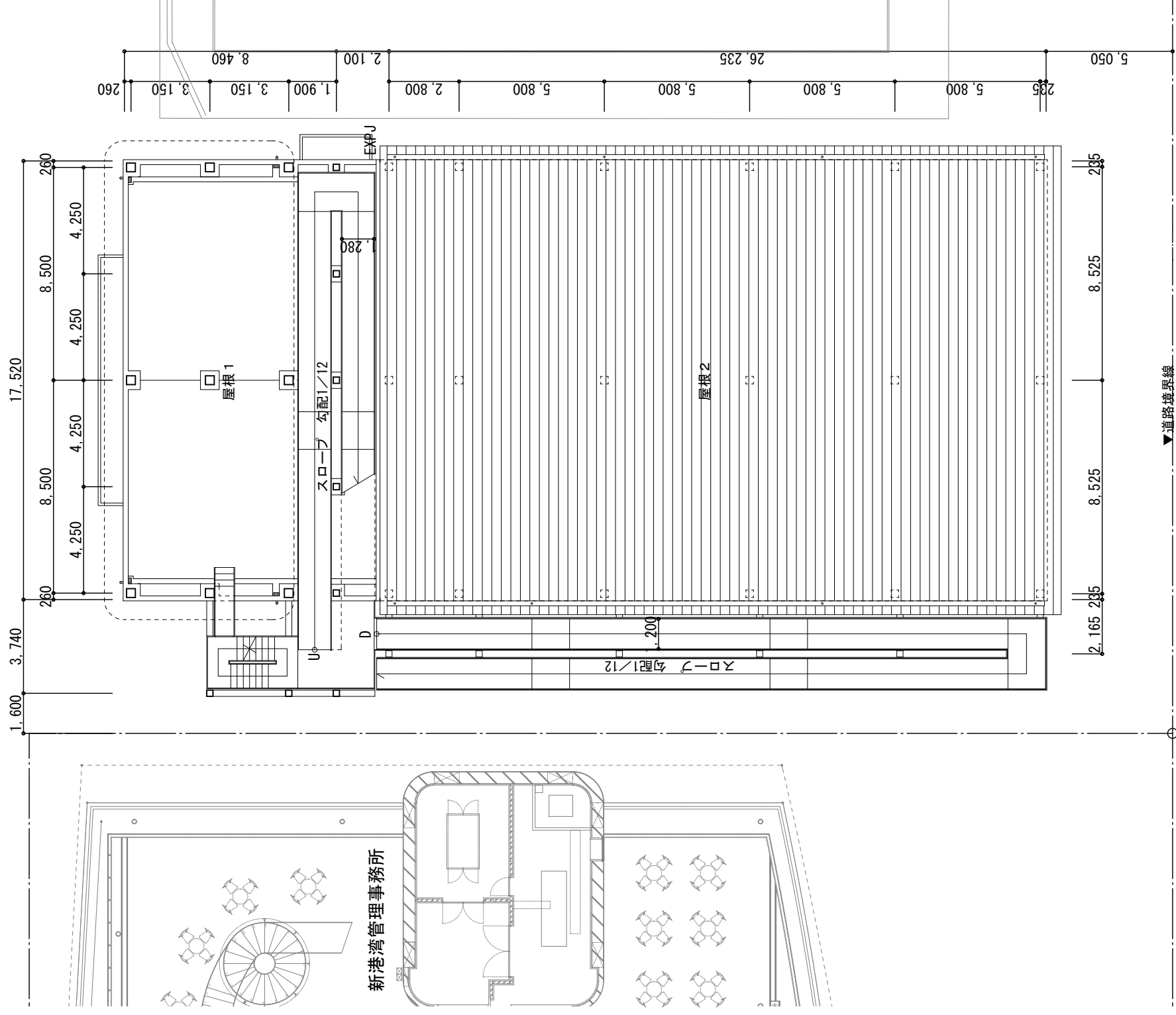
| | | |
|----------|-----------------|-------------|
| ロッカー(大型) | W1320×H640×D760 | 441個 ≥ 441個 |
| ロッカー(小型) | W1140×H480×D760 | 204個 ≥ 204個 |
| 手荷物ロッカー | W420×H640×D460 | 132個 ≥ 123個 |
| 合計 | | 777個 ≥ 768個 |

※大型、手荷物ロッカー 3段積み
※小型 4段積み

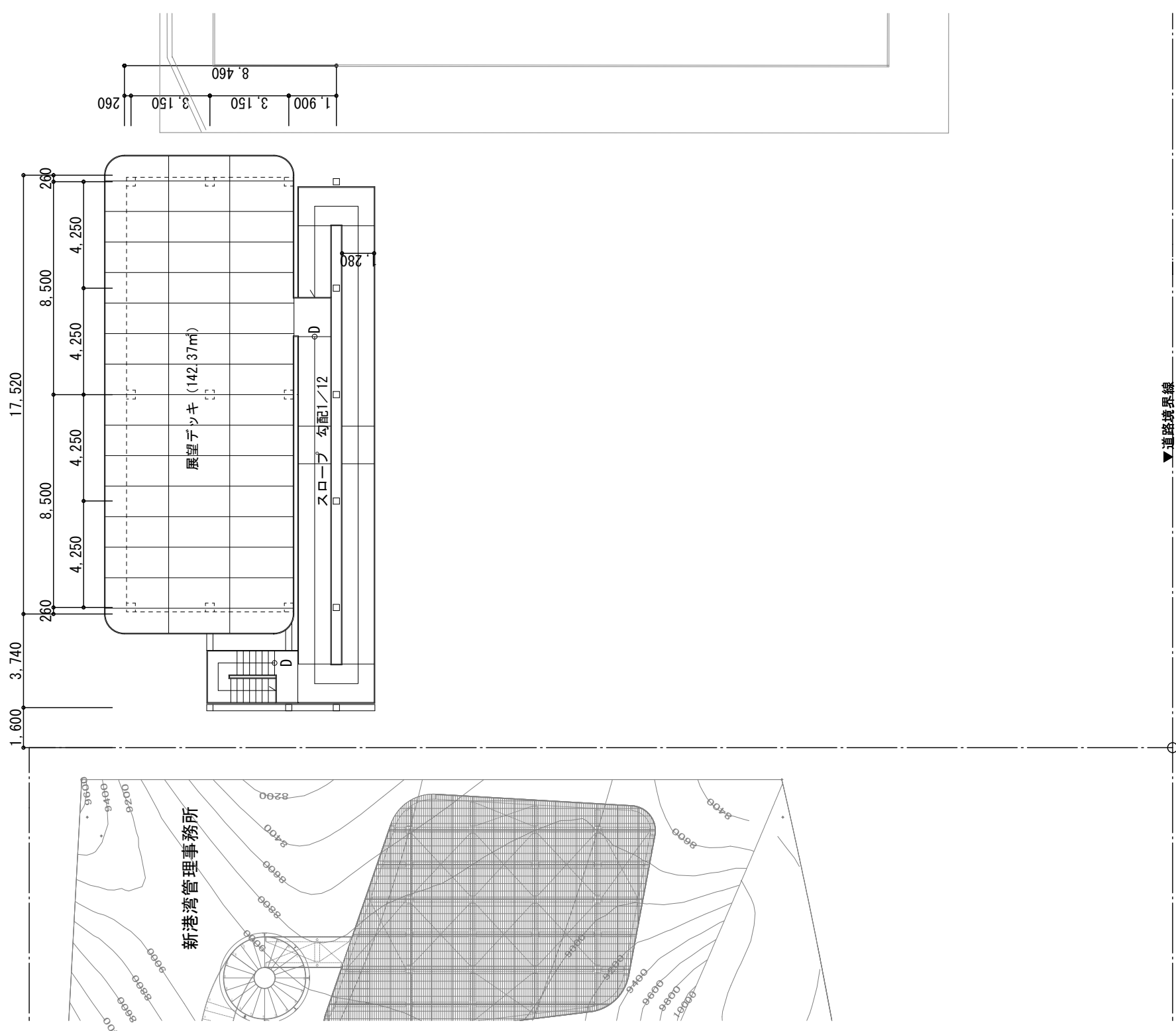
1階平面図 1:200

平成25年2月時点の図面であり、
工事を進める中で、一部変更する場合があります。





R階(1FL+4m)平面図 1:200

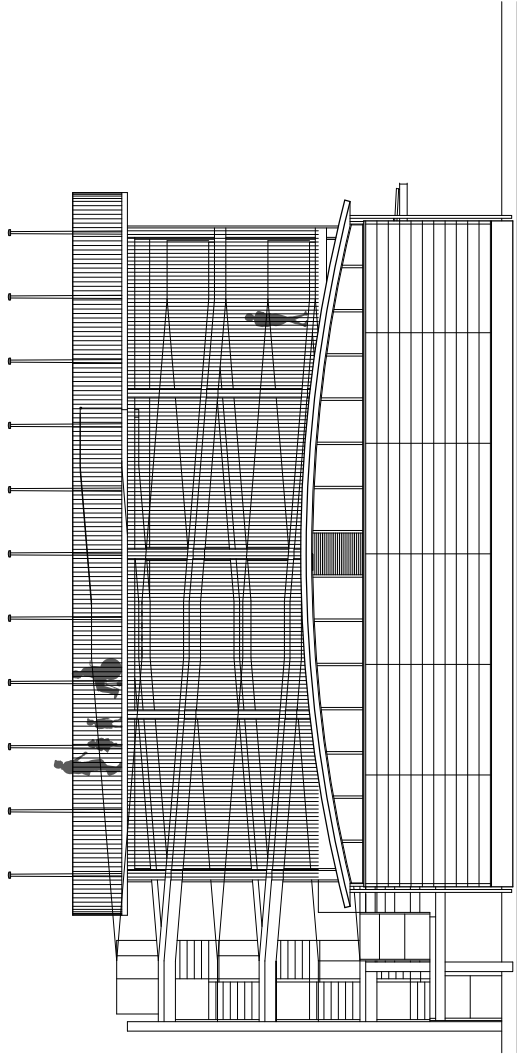


2 R階(1FL+10m)平面図 1:200

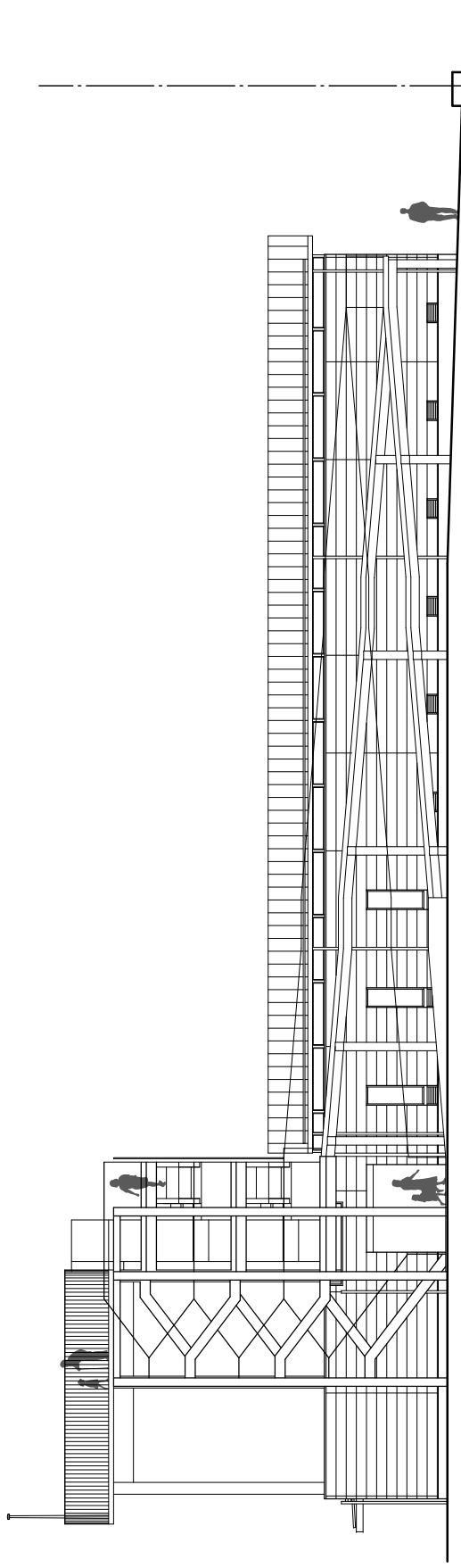


平成25年2月時点の図面であり、
 工事を進める中で、一部変更する場合があります。

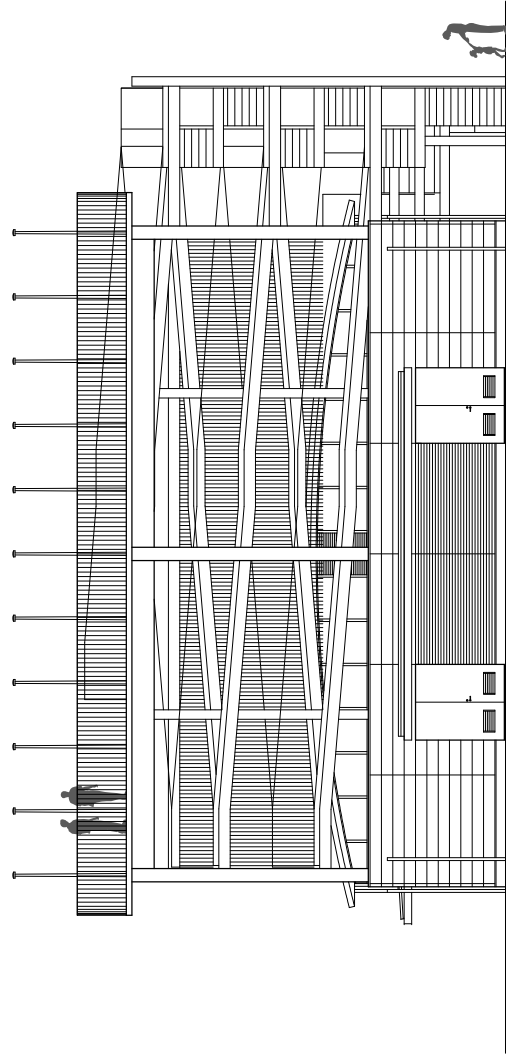




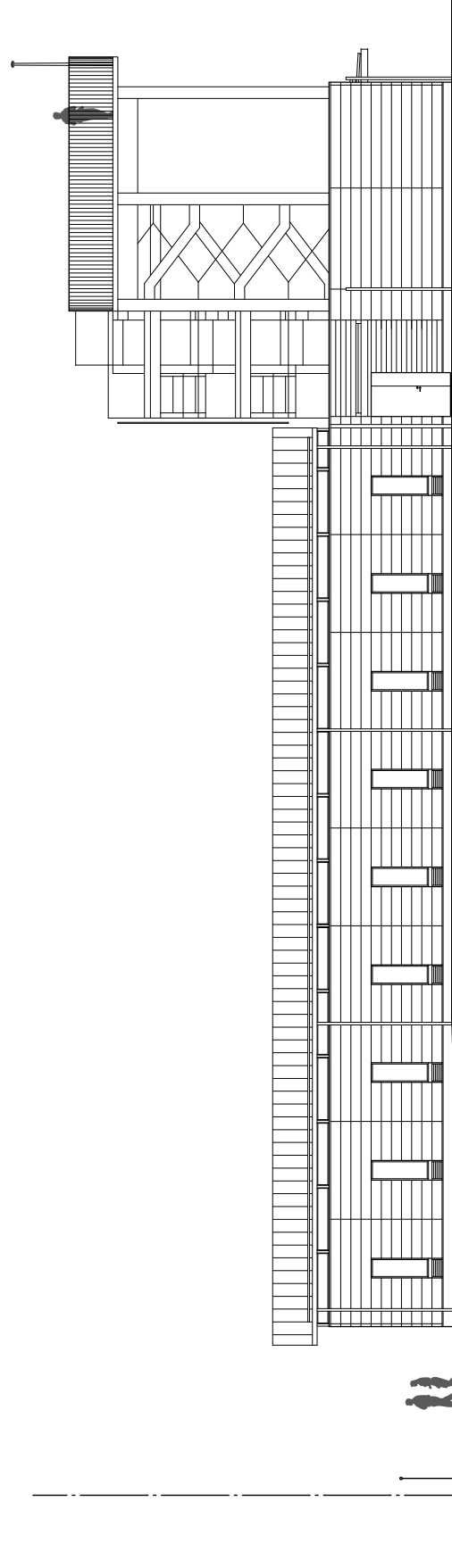
西側立面図 1:200



北側立面図 1:200



東側立面図 1:200



南側立面図 1:200

平成25年2月時点の図面であり、
 工事を進める中で、一部変更する場合があります。

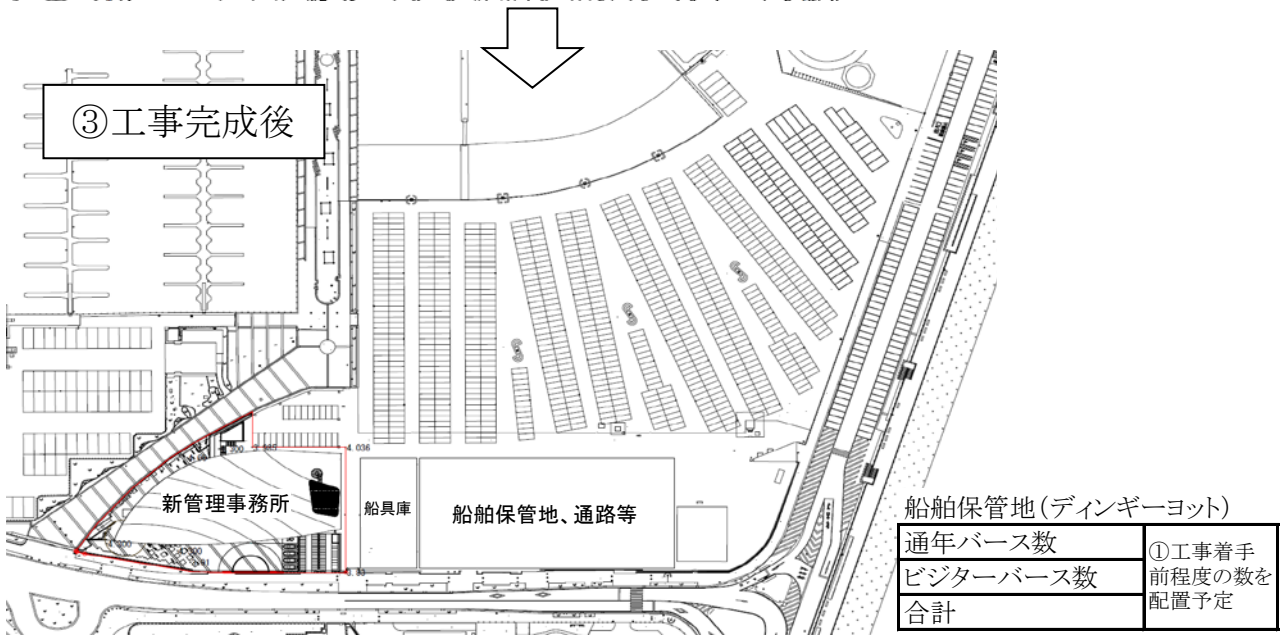
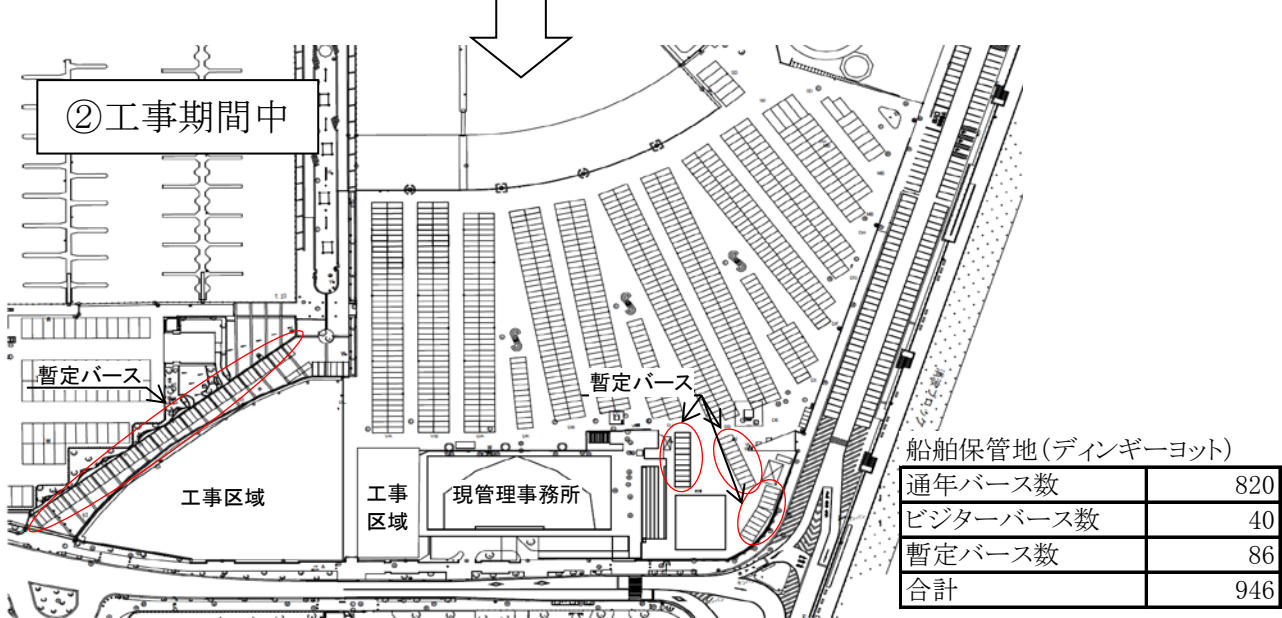
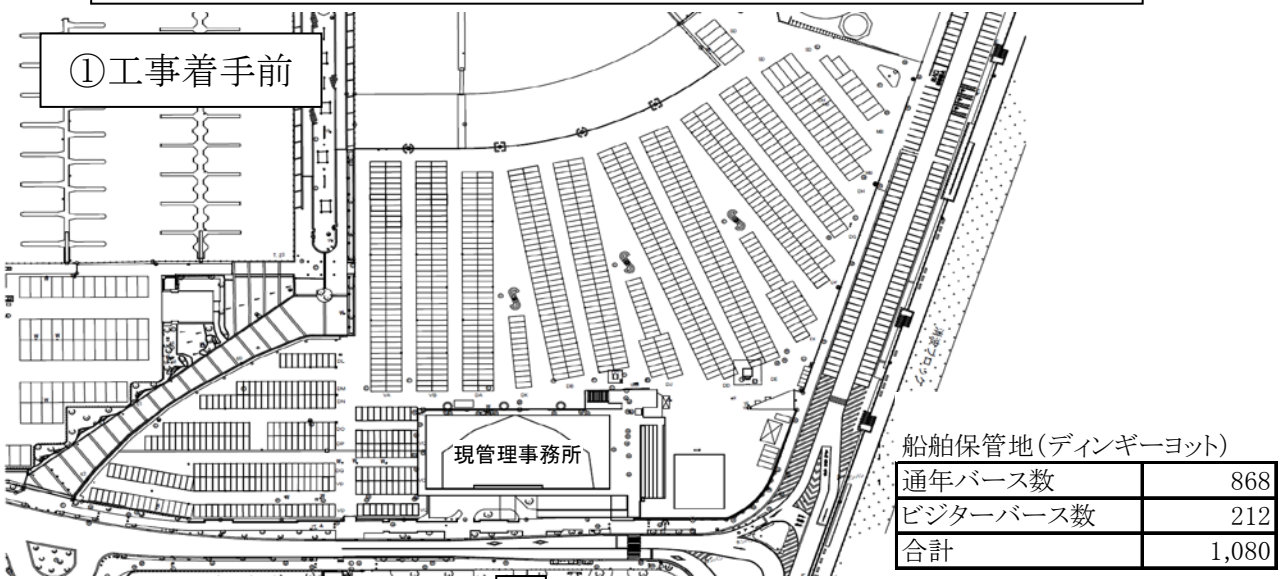


新港湾管理事務所整備に伴う工事等スケジュール

| | 25年度 | | | | 26年度 | | | | 27年度以降 | | | |
|----------------------|-------|---|----|---|-------|---|----|---|--------|---|----|---|
| | 4 | 7 | 10 | 1 | 4 | 7 | 10 | 1 | 4 | 7 | 10 | 1 |
| 新管理事務所 | 整備工事 | | | | 供用 | | | | | | | |
| 船具庫 | 整備工事 | | | | 供用 | | | | | | | |
| 津波避難施設 | | | | | 整備工事 | | | | 供用 | | | |
| 現管理事務所 | | | | | 除却工事 | | | | | | | |
| 船舶保管地 | | | | | 整備工事 | | | | 供用 | | | |
| 船舶保管地の形態 (別紙13参照) | 工事期間中 | | | | 工事完成後 | | | | | | | |

※工程の変更及び必要となる施設の見直しなどを行う場合があります。

新港湾管理事務所整備に伴う船舶保管地配置図



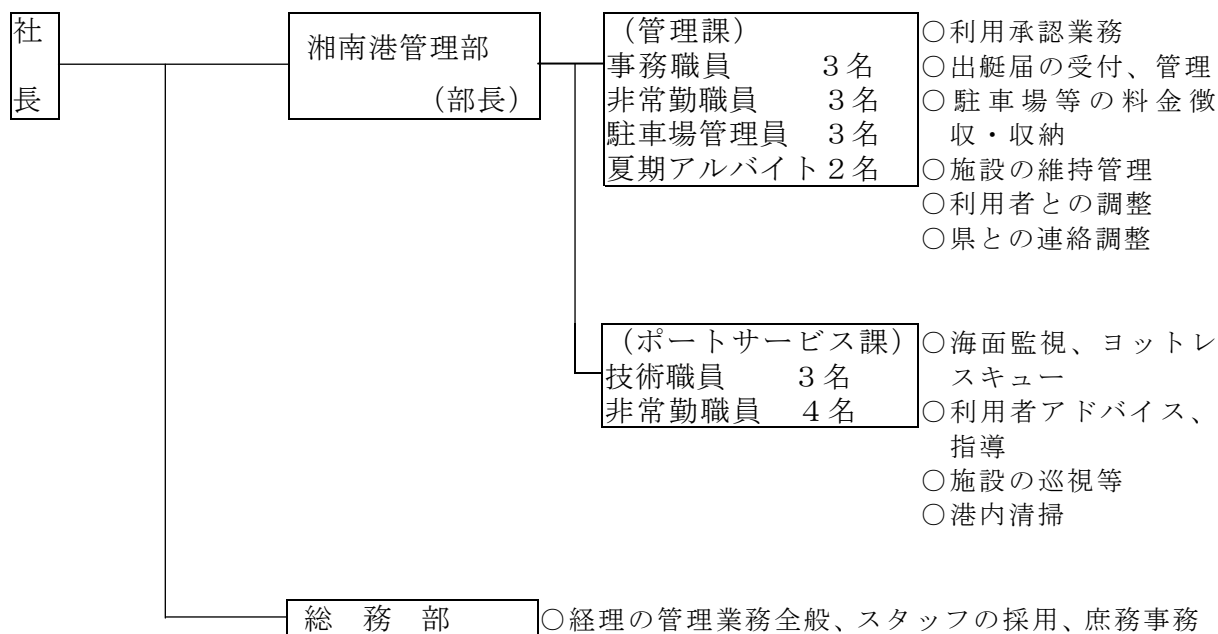
湘南港管理業務区分表

| 区分 | 業務の内容 | | 業務区分 | |
|-------------------------|---|---|--------|----|
| | | | 県 | 指定 |
| 利用承認等関係 | 行為制限に係る許可（条例第3条第1項ただし書） | | ○ | |
| | 利用の承認（条例第4条） | 南物揚場、中央物揚場、北物揚場、浮棧橋、船舶保管地、臨港道路附属駐車場、船舶給水施設、港湾管理事務所、クレーン | | ○ |
| | | 上記以外（本船岸壁、漁船物揚場、漁船船揚場） ※本船岸壁の申請書の受付は、指定管理者 | ○ | |
| | 港湾施設の専用利用承認（条例第5条） | | ○ | |
| | 承認に基づく地位の承継（条例第9条） | 指定管理者の行う利用の承認に係るもの | | ○ |
| | | 上記以外 | ○ | |
| | 承認に基づく権利の譲渡（条例第10条） | 指定管理者の行う利用の承認に係るもの | | ○ |
| | | 上記以外 | ○ | |
| | 港湾区域及び港湾隣接地域内の占用、工事等の許可（港湾法第37条） | | ○ | |
| | 行政財産の目的外使用許可（地方自治法第238条の4） | | ○ | |
| | 利用料等の減免（条例第12条） | 指定管理者の行う利用承認業務に係るもの 上記以外 | 申請書の受付 | ○ |
| | | | 減免の決定 | ○ |
| | 入出港の届出（条例第14条） | | 受付 | ○ |
| | | | 受理 | ○ |
| | けい留場所等の指示及び変更（条例第15条） | | ○ | |
| | 港湾の施設の利用の禁止又は制限（条例第16条） | | ○ | |
| | 監督処分（条例第17条） | | ○ | |
| | 利用承認の取消し等（指定管理者の行う承認に係るもの）（条例第27条第1項） | | | ○ |
| | 港湾の施設の利用の中止、利用の方法の変更（条例第27条第2項） | | | ○ |
| | 競技会開催届、艇一時搬出届等各種届出受付 | | | ○ |
| ヨット等新規募集事務 | 募集要項作成、募集事務全般 | | ○ | |
| | 募集要項の承認 | ○ | | |
| 利用者台帳管理（個人情報等の保管管理等を含む） | | | ○ | |
| クレーン操作業務 | | | ○ | |
| 維持管理 | 清掃、巡視、保守点検等 | | | ○ |
| | 施設の修繕 | 1件50万円以上のもの | ○ | |
| | | 1件50万円未満のもの | | ○ |
| 施設の修築、新築 | | ○ | | |
| 管安全 | ヨット等安全管理・サービス業務 | | | ○ |
| | 事故防止等安全管理業務 | | | ○ |
| 災害・荒天対応 | 災害・荒天時の利用者の安全確保、施設の利用制限、大規模災害等発生時の緊急物資受入港としての対応 等 | | | ○ |
| | 指定管理者に対する指示等 | | ○ | |
| 促進用 | 施設の広報、みなとまちづくりに向けた取組みへの協力、利用者満足度調査の実施、苦情・意見等の処理、関連団体等との調整、県への業務報告 等 | | | ○ |
| 事附帯 | 神奈川県収入証紙の販売・管理業務 | | | ○ |

※ 条例とは、「港湾の設置及び管理等に関する条例」をいいます。

現指定管理者の業務実施体制・運営状況

1 組織体制図



※ 平成24年7月現在

2 人員配置表

| | 事務職員 | 技術職員 | 駐車場管理員 | 計 |
|------------|------|------|--------|--------|
| 平日 | 4～8名 | 4～6名 | 1名 | 9～15名 |
| 土日祝日 夏季 | 5～8名 | 6～7名 | 2名 | 13～17名 |

※ 時期によって異なる場合があります。

3 運営状況

(1) 利用の事務を行わない日

ア 火曜日（4月29日から5月5日まで及び6月1日から8月31日までの間を除く。）。

ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日が火曜日に当たるときは、水曜日とする。

イ 12月29日から翌年の1月3日までの日

ウ 5月6日以降の最初の水曜日

(2) 施設の開所・開場時間

| | | |
|---|--|-----------------|
| 現港湾管理事務所 の開所時間 ヨットハーバー施 設の開場時間 | ア 4月29日から5月5日ま での日 | 午前7時30分から午後7時まで |
| | イ 5月6日から6月30日ま での間の土曜日、日曜日、 国民の祝日等 | |
| | ウ 7月1日から8月31日ま での日 | |
| | 上記以外 | 午前8時から午後6時まで |
| 現港湾管理事務所 の窓口受付時間 現会議室の開所時 間 ※ 会議室は右記時間 以外の利用も可（割 増料金） | ア 4月29日から5月5日ま での日 | 午前8時から午後6時まで |
| | イ 5月6日から6月30日ま での間の土曜日、日曜日、 国民の祝日等 | |
| | ウ 7月1日から8月31日ま での日 | |
| | 上記以外 | 午前8時30分から午後5時まで |
| 臨港道路附属駐車 場の開場時間 | 午前5時から午後9時30分まで（通年開場） | |
| 防波堤・防波護岸 の開放時間 | ア 4～6月、9月 | 午前8時30分から午後6時まで |
| | イ 7、8月 | 午前8時30分から午後7時まで |
| | ウ 10月～3月 | 午前8時30分から午後5時まで |

※ ヨットハーバー施設の開場時間及び防波堤・防波護岸の開放時間は、指定管理者が県と協議のうえ定めるものとします。

※ ヨットハーバー施設の開場時間外における立入希望者及び係留施設内での宿泊希望者に対しては、届出書を提出させることにより対応しています。

現指定管理者の収支決算状況
(指定管理業務・指定管理附帯事業)

(単位：千円)

| 区 分 | | 平成 23 年度 | 平成 22 年度 | 平成 21 年度 | |
|--------|-----------------|--|----------|----------|--------|
| 収 入 | 指定管理料収入 | 112,851 | 113,418 | 115,435 | |
| | 神奈川県収入証紙販売手数料収入 | 8,888 | 8,868 | 8,972 | |
| | その他指定管理附帯事業収入 | 20,006 | 19,913 | 20,723 | |
| | 収入計(A) | 141,745 | 142,199 | 145,130 | |
| 支 出 | 人件費 | 73,756 | 75,632 | 75,923 | |
| | 事務費 | 電気代 | 1,971 | 2,199 | 2,356 |
| | | 水道代 | 8,031 | 6,803 | 6,829 |
| | | 重油代(ボイラー代) | 579 | 513 | 478 |
| | | 一般管理費(通信費、旅費・ 交通費、燃料費、広告宣伝費、 消耗品・備品費、賃借料、保 険料等) | 14,050 | 14,747 | 16,599 |
| | 維持 管理 費 | ヨット等安全管理業務費 | 1,173 | 738 | 772 |
| | | 清掃費、夜間警備費、保守点 検費等 | 28,372 | 27,041 | 24,812 |
| | | 修繕費 | 6,542 | 4,616 | 5,722 |
| | 減価償却費 | 157 | 1,080 | 2,385 | |
| | 消費税及び地方消費税 | 3,057 | 2,805 | 3,038 | |
| | 支出計(B) | 137,688 | 136,174 | 138,914 | |
| | 収支差額(A)－(B) | | 4,057 | 6,025 | 6,216 |

備考 1 その他指定管理附帯事業収入(会議室料金、船具ロッカー料金等)は、全て平成26年度からは県の収入となります。

2 新港湾管理事務所では、ボイラーからガスに切り替わります。

利用承認等の状況・利用料収入実績等

1 利用承認等の状況

| | 収入区分 | 23年度 | | 22年度 | | 21年度 | | 20年度 | | 19年度 | |
|-------------------|-------|---------|-------------|---------|-------------|---------|-------------|---------|-------------|---------|-------------|
| | | 件数 | 金額(円) | 件数 | 金額(円) | 件数 | 金額(円) | 件数 | 金額(円) | 件数 | 金額(円) |
| 入出港届 | | 20 | | 13 | | 21 | | 31 | | 10 | |
| 本船岸壁 | 証紙 | 19 | 21,910 | 36 | 106,296 | 64 | 125,369 | 52 | 91,191 | 22 | 47,016 |
| ヨット係留(1年) | 証紙 | 81 | 69,896,740 | 82 | 70,921,020 | 84 | 70,985,800 | 83 | 70,361,390 | 86 | 70,680,390 |
| ヨット係留(1か月以上1年未満) | 証紙 | 18 | 3,952,980 | 23 | 4,750,020 | 24 | 4,566,950 | 22 | 4,987,300 | 19 | 5,118,120 |
| ヨット係留(4時間以上1か月未満) | 証紙 | 258 | 1,663,350 | 238 | 1,485,340 | 257 | 1,958,410 | 203 | 1,506,430 | 245 | 1,479,510 |
| ヨット係留(4時間未満) | 証紙 | 90 | 232,700 | 94 | 234,570 | 92 | 234,440 | 67 | 165,050 | 111 | 281,530 |
| ヨット陸置(1年) | 証紙 | 747 | 137,107,350 | 756 | 138,171,080 | 755 | 141,516,640 | 758 | 146,389,870 | 825 | 150,535,330 |
| ヨット陸置(1か月以上1年未満) | 証紙 | 476 | 11,284,250 | 365 | 10,963,690 | 406 | 9,874,490 | 379 | 9,242,140 | 283 | 10,220,790 |
| ヨット陸置(1か月未満) | 証紙 | 4,468 | 8,964,920 | 4,477 | 7,700,980 | 4,874 | 7,713,270 | 4,735 | 7,811,760 | 4,165 | 7,939,920 |
| 名義変更届・申請 | | 4 | | 2 | | 19 | | 2 | | 0 | |
| 艇の変更届 | | 25 | | 28 | | 28 | | 32 | | 24 | |
| 競技会等開催届 | | 66 | | 59 | | 67 | | 54 | | 47 | |
| 共同利用者変更届 | | 20 | | 11 | | 8 | | 22 | | 25 | |
| 利用艇一時搬出届 | | 254 | | 136 | | 183 | | 157 | | 261 | |
| 時間外立入届・宿泊届 | | 617 | | 546 | | 594 | | 605 | | 597 | |
| 一時使用届 | | 103 | | 110 | | 168 | | 158 | | 75 | |
| 未手続者への勧告 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| 未手続者への艇搬出通知 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| 係留場所等変更命令 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | | 0 | |
| ヨットの出艇数(出艇届件数) | | 27,138 | | 24,857 | | 26,434 | | 24,108 | | 25,137 | |
| 駐車場 | 現金 | 114,905 | 79,560,150 | 119,005 | 82,578,460 | 120,958 | 83,748,380 | 119,347 | 82,214,350 | 115,821 | 79,564,810 |
| 船舶給水施設 | 証紙 | 17 | 8,157 | 7 | 3,358 | 10 | 4,798 | 0 | 0 | 10 | 4,798 |
| クレーン | 証紙 | 3,514 | 1,401,250 | 3,606 | 1,306,150 | 3,560 | 1,382,870 | 3,685 | 1,480,130 | 3,501 | 1,339,340 |
| 収入区分 | 収入証紙分 | 9,671 | 234,525,450 | 9,677 | 235,639,146 | 10,116 | 238,358,239 | 9,984 | 242,035,261 | 9,257 | 247,641,946 |
| | 現金分 | 114,905 | 79,560,150 | 119,005 | 82,578,460 | 120,958 | 83,748,380 | 119,347 | 82,214,350 | 115,821 | 79,564,810 |
| 収入なし | | 28,247 | | 25,762 | | 27,522 | | 25,169 | | 26,176 | |

備考 1 収入区分欄の証紙は神奈川県収入証紙による収入、現金は現金領収による収入を示します。

2 件数には、減免した件数を含みます。

2 ヨット係留・陸置施設の利用状況(平成25年2月末日現在)

| 施設 | 収容能力(隻) | 利用隻数 | 備考 |
|---------------|---------|------|---------------------------------------|
| 係留施設(通年) | 84 | 79 | 一般利用バース76(空き2バース募集手続中)、管理バース8(空き3バース) |
| 係留施設(ビクター) | 12 | | |
| 陸置施設(クルーザー通年) | 64 | 64 | 一般利用バース62(空きなし)、管理バース2 |
| 陸置施設(ディンギー通年) | 868 | 702 | 建替えに伴い変動あり |
| 陸置施設(ビクター) | 212 | | 建替えに伴い変動あり |

3 駐車場利用料収入実績

(1) 平成23年度

(単位:円)

| | 原動機付自転車及び二輪車 | | | | 普通自動車 | | | | 大型自動車 | | | | 月別・年間収入計 (A)+(B)+(C) |
|-----|--------------|----|----|-----------|---------|-----|----|------------|-------|----|----|-----------|-------------------------|
| | 台数 | | | 金額 (A) | 台数 | | | 金額 (B) | 台数 | | | 金額 (C) | |
| | 全額 | 減額 | 免除 | | 全額 | 減額 | 免除 | | 全額 | 減額 | 免除 | | |
| 4月 | 78 | 0 | 0 | 20,280 | 7,910 | 56 | 0 | 5,318,180 | 9 | 0 | 0 | 8,370 | 5,346,830 |
| 5月 | 80 | 0 | 0 | 20,800 | 10,331 | 105 | 0 | 6,956,420 | 72 | 0 | 0 | 66,960 | 7,044,180 |
| 6月 | 56 | 0 | 0 | 14,560 | 9,562 | 71 | 0 | 6,429,970 | 43 | 0 | 0 | 39,990 | 6,484,520 |
| 7月 | 105 | 0 | 0 | 27,300 | 10,557 | 58 | 0 | 8,468,670 | 16 | 0 | 0 | 17,280 | 8,513,250 |
| 8月 | 101 | 0 | 0 | 26,260 | 13,000 | 66 | 0 | 10,426,400 | 13 | 0 | 0 | 14,040 | 10,466,700 |
| 9月 | 85 | 0 | 0 | 22,100 | 10,087 | 60 | 0 | 6,778,350 | 28 | 0 | 0 | 26,040 | 6,826,490 |
| 10月 | 77 | 0 | 0 | 20,020 | 10,738 | 86 | 0 | 7,222,840 | 55 | 0 | 0 | 51,150 | 7,294,010 |
| 11月 | 59 | 0 | 0 | 15,340 | 9,397 | 67 | 0 | 6,318,100 | 40 | 0 | 0 | 37,200 | 6,370,640 |
| 12月 | 31 | 0 | 0 | 8,060 | 7,595 | 52 | 0 | 5,105,820 | 10 | 0 | 0 | 9,300 | 5,123,180 |
| 1月 | 44 | 0 | 0 | 11,440 | 7,800 | 44 | 0 | 5,240,520 | 21 | 1 | 0 | 19,990 | 5,271,950 |
| 2月 | 37 | 0 | 0 | 9,620 | 7,019 | 30 | 0 | 4,712,630 | 12 | 0 | 0 | 11,160 | 4,733,410 |
| 3月 | 64 | 0 | 0 | 16,640 | 9,001 | 55 | 0 | 6,048,820 | 21 | 0 | 0 | 19,530 | 6,084,990 |
| 計 | 817 | 0 | 0 | 212,420 | 112,997 | 750 | 0 | 79,026,720 | 340 | 1 | 0 | 321,010 | 79,560,150 |

(2) 平成22年度

(単位:円)

| | 原動機付自転車及び二輪車 | | | | 普通自動車 | | | | 大型自動車 | | | | 月別・年間収入計 (A)+(B)+(C) |
|-----|--------------|----|----|-----------|---------|-----|----|------------|-------|----|----|-----------|-------------------------|
| | 台数 | | | 金額 (A) | 台数 | | | 金額 (B) | 台数 | | | 金額 (C) | |
| | 全額 | 減額 | 免除 | | 全額 | 減額 | 免除 | | 全額 | 減額 | 免除 | | |
| 4月 | 95 | 0 | 0 | 24,700 | 8,940 | 39 | 0 | 6,002,670 | 36 | 0 | 0 | 33,480 | 6,060,850 |
| 5月 | 123 | 0 | 0 | 31,980 | 12,384 | 61 | 0 | 8,317,750 | 123 | 0 | 0 | 114,390 | 8,464,120 |
| 6月 | 80 | 0 | 0 | 20,800 | 11,065 | 77 | 10 | 7,439,300 | 60 | 0 | 0 | 55,800 | 7,515,900 |
| 7月 | 104 | 0 | 0 | 27,040 | 10,622 | 62 | 0 | 8,522,270 | 4 | 0 | 0 | 4,320 | 8,553,630 |
| 8月 | 81 | 0 | 0 | 21,060 | 15,087 | 84 | 0 | 12,103,200 | 7 | 0 | 0 | 7,560 | 12,131,820 |
| 9月 | 68 | 0 | 0 | 17,680 | 10,381 | 71 | 0 | 6,978,770 | 29 | 0 | 0 | 26,970 | 7,023,420 |
| 10月 | 74 | 0 | 0 | 19,240 | 10,045 | 61 | 0 | 6,750,280 | 58 | 0 | 0 | 53,940 | 6,823,460 |
| 11月 | 108 | 0 | 0 | 28,080 | 10,037 | 69 | 0 | 6,747,560 | 37 | 0 | 0 | 34,410 | 6,810,050 |
| 12月 | 34 | 0 | 0 | 8,840 | 7,719 | 71 | 0 | 5,195,160 | 11 | 0 | 0 | 10,230 | 5,214,230 |
| 1月 | 41 | 0 | 0 | 10,660 | 9,779 | 74 | 0 | 6,576,350 | 12 | 0 | 0 | 11,160 | 6,598,170 |
| 2月 | 24 | 0 | 0 | 6,240 | 6,335 | 44 | 0 | 4,258,970 | 7 | 0 | 0 | 6,510 | 4,271,720 |
| 3月 | 27 | 0 | 0 | 7,020 | 4,593 | 36 | 0 | 3,089,190 | 16 | 0 | 0 | 14,880 | 3,111,090 |
| 計 | 859 | 0 | 0 | 223,340 | 116,987 | 749 | 10 | 81,981,470 | 400 | 0 | 0 | 373,650 | 82,578,460 |

(3) 平成21年度

(単位:円)

| | 原動機付自転車及び二輪車 | | | | 普通自動車 | | | | 大型自動車 | | | | 月別・年間収入計 (A)+(B)+(C) |
|-----|--------------|----|----|-----------|---------|----|----|------------|-------|----|----|-----------|-------------------------|
| | 台数 | | | 金額 (A) | 台数 | | | 金額 (B) | 台数 | | | 金額 (C) | |
| | 全額 | 減額 | 免除 | | 全額 | 減額 | 免除 | | 全額 | 減額 | 免除 | | |
| 4月 | 172 | 0 | 0 | 44,720 | 10,726 | 0 | 0 | 7,186,420 | 74 | 0 | 0 | 68,820 | 7,299,960 |
| 5月 | 191 | 0 | 0 | 49,660 | 12,438 | 0 | 0 | 8,333,460 | 95 | 0 | 0 | 88,350 | 8,471,470 |
| 6月 | 111 | 0 | 0 | 28,860 | 10,224 | 0 | 0 | 6,850,080 | 64 | 0 | 0 | 59,520 | 6,938,460 |
| 7月 | 116 | 0 | 0 | 30,160 | 9,874 | 0 | 0 | 7,899,200 | 10 | 0 | 0 | 10,800 | 7,940,160 |
| 8月 | 137 | 0 | 0 | 35,620 | 13,892 | 0 | 0 | 11,113,600 | 8 | 0 | 0 | 8,640 | 11,157,860 |
| 9月 | 149 | 0 | 0 | 38,740 | 11,410 | 0 | 0 | 7,645,870 | 22 | 0 | 0 | 20,460 | 7,705,070 |
| 10月 | 71 | 0 | 0 | 18,460 | 8,619 | 0 | 0 | 5,774,730 | 53 | 0 | 0 | 49,290 | 5,842,480 |
| 11月 | 42 | 0 | 0 | 10,920 | 8,952 | 0 | 0 | 5,997,840 | 56 | 0 | 0 | 52,080 | 6,060,840 |
| 12月 | 71 | 0 | 0 | 18,460 | 8,037 | 0 | 0 | 5,384,790 | 13 | 0 | 0 | 12,090 | 5,415,340 |
| 1月 | 82 | 0 | 0 | 21,320 | 10,260 | 0 | 0 | 6,874,200 | 4 | 0 | 0 | 3,720 | 6,899,240 |
| 2月 | 37 | 0 | 0 | 9,620 | 5,806 | 0 | 0 | 3,890,020 | 29 | 0 | 0 | 26,970 | 3,926,610 |
| 3月 | 40 | 0 | 0 | 10,400 | 9,060 | 3 | 0 | 6,071,190 | 10 | 0 | 0 | 9,300 | 6,090,890 |
| 計 | 1,219 | 0 | 0 | 316,940 | 119,298 | 3 | 0 | 83,021,400 | 438 | 0 | 0 | 410,040 | 83,748,380 |

(4) 平成20年度

(単位:円)

| | 原動機付自転車及び二輪車 | | | | 普通自動車 | | | | 大型自動車 | | | | 月別・年間収入計 (A)+(B)+(C) |
|-----|--------------|----|----|-----------|---------|----|----|------------|-------|----|----|-----------|-------------------------|
| | 台数 | | | 金額 (A) | 台数 | | | 金額 (B) | 台数 | | | 金額 (C) | |
| | 全額 | 減額 | 免除 | | 全額 | 減額 | 免除 | | 全額 | 減額 | 免除 | | |
| 4月 | 215 | 0 | 0 | 55,900 | 9,738 | 0 | 0 | 6,524,460 | 17 | 0 | 0 | 15,810 | 6,596,170 |
| 5月 | 181 | 0 | 0 | 47,060 | 10,685 | 0 | 0 | 7,158,950 | 68 | 0 | 0 | 63,240 | 7,269,250 |
| 6月 | 147 | 0 | 0 | 38,220 | 9,872 | 0 | 0 | 6,614,240 | 36 | 0 | 0 | 33,480 | 6,685,940 |
| 7月 | 215 | 0 | 0 | 55,900 | 9,878 | 0 | 0 | 7,902,270 | 16 | 0 | 0 | 17,280 | 7,975,450 |
| 8月 | 210 | 0 | 0 | 54,600 | 12,926 | 0 | 0 | 10,340,800 | 8 | 0 | 0 | 8,640 | 10,404,040 |
| 9月 | 170 | 0 | 0 | 44,200 | 10,263 | 0 | 0 | 6,876,210 | 14 | 0 | 0 | 13,020 | 6,933,430 |
| 10月 | 191 | 0 | 0 | 49,660 | 10,221 | 0 | 0 | 6,848,070 | 62 | 0 | 0 | 57,660 | 6,955,390 |
| 11月 | 172 | 0 | 0 | 44,720 | 8,963 | 0 | 0 | 6,005,210 | 60 | 0 | 0 | 55,800 | 6,105,730 |
| 12月 | 101 | 0 | 0 | 26,260 | 7,870 | 0 | 0 | 5,272,900 | 40 | 0 | 0 | 37,200 | 5,336,360 |
| 1月 | 110 | 0 | 0 | 28,600 | 9,131 | 0 | 0 | 6,117,770 | 6 | 0 | 0 | 5,580 | 6,151,950 |
| 2月 | 119 | 0 | 0 | 30,940 | 7,989 | 0 | 0 | 5,352,630 | 22 | 0 | 0 | 20,460 | 5,404,030 |
| 3月 | 156 | 0 | 0 | 40,560 | 9,445 | 0 | 0 | 6,328,150 | 30 | 0 | 0 | 27,900 | 6,396,610 |
| 計 | 1,987 | 0 | 0 | 516,620 | 116,981 | 0 | 0 | 81,341,660 | 379 | 0 | 0 | 356,070 | 82,214,350 |

(5) 平成19年度

(単位:円)

| | 原動機付自転車及び二輪車 | | | | 普通自動車 | | | | 大型自動車 | | | | 月別・年間収入計 (A)+(B)+(C) |
|-----|--------------|----|----|-----------|---------|----|----|------------|-------|----|----|-----------|-------------------------|
| | 台数 | | | 金額 (A) | 台数 | | | 金額 (B) | 台数 | | | 金額 (C) | |
| | 全額 | 減額 | 免除 | | 全額 | 減額 | 免除 | | 全額 | 減額 | 免除 | | |
| 4月 | 185 | 0 | 0 | 48,100 | 9,565 | 0 | 0 | 6,408,550 | 20 | 0 | 0 | 18,600 | 6,475,250 |
| 5月 | 246 | 0 | 0 | 63,960 | 11,947 | 0 | 0 | 8,004,490 | 55 | 0 | 0 | 51,150 | 8,119,600 |
| 6月 | 228 | 0 | 0 | 59,280 | 10,731 | 0 | 0 | 7,189,770 | 25 | 0 | 0 | 23,250 | 7,272,300 |
| 7月 | 145 | 0 | 0 | 37,700 | 9,259 | 0 | 0 | 7,337,910 | 18 | 0 | 0 | 19,440 | 7,395,050 |
| 8月 | 271 | 0 | 0 | 70,460 | 12,103 | 0 | 0 | 9,682,400 | 17 | 0 | 0 | 18,360 | 9,771,220 |
| 9月 | 174 | 0 | 0 | 45,240 | 10,242 | 0 | 0 | 6,862,400 | 36 | 0 | 0 | 33,930 | 6,941,570 |
| 10月 | 199 | 0 | 0 | 51,740 | 9,194 | 0 | 0 | 6,159,980 | 44 | 0 | 0 | 40,920 | 6,252,640 |
| 11月 | 150 | 0 | 0 | 39,000 | 8,263 | 0 | 0 | 5,536,210 | 50 | 0 | 0 | 46,500 | 5,621,710 |
| 12月 | 77 | 0 | 0 | 20,020 | 7,134 | 0 | 0 | 4,779,780 | 9 | 0 | 0 | 8,370 | 4,808,170 |
| 1月 | 77 | 0 | 0 | 20,020 | 8,243 | 0 | 0 | 5,522,810 | 14 | 0 | 0 | 13,020 | 5,555,850 |
| 2月 | 87 | 0 | 0 | 22,620 | 6,744 | 0 | 0 | 4,518,480 | 15 | 0 | 0 | 13,950 | 4,555,050 |
| 3月 | 192 | 0 | 0 | 49,920 | 10,043 | 0 | 0 | 6,728,810 | 19 | 0 | 0 | 17,670 | 6,796,400 |
| 計 | 2,031 | 0 | 0 | 528,060 | 113,468 | 0 | 0 | 78,731,590 | 322 | 0 | 0 | 305,160 | 79,564,810 |

4 臨港道路附属駐車場の利用状況（平成23年度）

(1) 1台あたり駐車時間別利用割合（平成23年度）

| 駐車時間 | 平日 | 土日祝日 | 合計 |
|---------|--------|--------|--------|
| 1時間未満 | 9.0% | 6.4% | 7.5% |
| 1～2時間 | 15.6% | 17.2% | 16.5% |
| 2～3時間 | 17.9% | 19.0% | 18.5% |
| 3～4時間 | 14.5% | 13.5% | 13.9% |
| 4～5時間 | 10.0% | 9.0% | 9.5% |
| 5～6時間 | 7.8% | 7.0% | 7.3% |
| 6～7時間 | 6.2% | 5.7% | 5.9% |
| 7～8時間 | 4.6% | 5.0% | 4.9% |
| 8～9時間 | 3.3% | 4.8% | 4.2% |
| 9～10時間 | 3.4% | 4.3% | 3.9% |
| 10～11時間 | 2.6% | 2.8% | 2.7% |
| 11～12時間 | 1.2% | 1.6% | 1.4% |
| 12時間以上 | 3.9% | 3.7% | 3.8% |
| 合計 | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

(2) 平日・土日祝日別利用割合（平成23年度）

| 平日 | 土日祝日 | 合計 |
|-----|------|------|
| 43% | 57% | 100% |

(3) 車両の種類別利用割合（平成23年度）

普通自動車98%、その他2%

※平成23年度回収済駐車券を基にした集計結果

5 ヨット出艇数実績

(1) 平成23年度

(単位:円)

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 年間合計 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-------|-------|--------|
| 通年 | 1,261 | 1,794 | 1,718 | 2,647 | 3,085 | 1,593 | 1,563 | 1,299 | 852 | 643 | 783 | 1,348 | 18,586 |
| 臨時 | 219 | 993 | 510 | 791 | 1,821 | 389 | 1,401 | 1,286 | 452 | 198 | 268 | 224 | 8,552 |
| 合計 | 1,480 | 2,787 | 2,228 | 3,438 | 4,906 | 1,982 | 2,964 | 2,585 | 1,304 | 841 | 1,051 | 1,572 | 27,138 |

(2) 平成22年度

(単位:円)

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 年間合計 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|--------|
| 通年 | 1,267 | 2,110 | 1,572 | 2,297 | 3,196 | 1,685 | 1,610 | 1,247 | 858 | 753 | 717 | 645 | 17,957 |
| 臨時 | 424 | 868 | 571 | 801 | 1,650 | 590 | 672 | 315 | 351 | 284 | 203 | 171 | 6,900 |
| 合計 | 1,691 | 2,978 | 2,143 | 3,098 | 4,846 | 2,275 | 2,282 | 1,562 | 1,209 | 1,037 | 920 | 816 | 24,857 |

(3) 平成21年度

(単位:円)

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 年間合計 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-------|--------|
| 通年 | 1,456 | 1,840 | 1,682 | 1,957 | 3,539 | 2,041 | 1,616 | 1,063 | 749 | 743 | 607 | 1,184 | 18,477 |
| 臨時 | 504 | 480 | 658 | 847 | 1,764 | 519 | 885 | 1,049 | 393 | 397 | 163 | 298 | 7,957 |
| 合計 | 1,960 | 2,320 | 2,340 | 2,804 | 5,303 | 2,560 | 2,501 | 2,112 | 1,142 | 1,140 | 770 | 1,482 | 26,434 |

(4) 平成20年度

(単位:円)

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 年間合計 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-------|--------|
| 通年 | 1,221 | 1,347 | 1,554 | 2,219 | 2,419 | 1,823 | 1,498 | 1,325 | 629 | 678 | 791 | 1,199 | 16,703 |
| 臨時 | 327 | 518 | 480 | 1,040 | 1,990 | 510 | 467 | 737 | 375 | 294 | 198 | 469 | 7,405 |
| 合計 | 1,548 | 1,865 | 2,034 | 3,259 | 4,409 | 2,333 | 1,965 | 2,062 | 1,004 | 972 | 989 | 1,668 | 24,108 |

(5) 平成19年度

(単位:円)

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 年間合計 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-------|--------|
| 通年 | 1,442 | 1,674 | 1,947 | 2,187 | 2,726 | 1,765 | 1,494 | 1,207 | 939 | 725 | 704 | 1,498 | 18,308 |
| 臨時 | 276 | 425 | 558 | 433 | 1,920 | 671 | 886 | 425 | 363 | 283 | 167 | 422 | 6,829 |
| 合計 | 1,718 | 2,099 | 2,505 | 2,620 | 4,646 | 2,436 | 2,380 | 1,632 | 1,302 | 1,008 | 871 | 1,920 | 25,137 |

湘南港クルーザーヨット保管施設年間利用者募集要項

- 申込み受付期間 平成24年9月17日(月)～平成24年10月19日(金)
- 申込み受付方法 申込み先への郵送(平成24年10月19日**必着**)または湘南港窓口へ提出。
- 申込み先 株式会社湘南なぎさパーク湘南港管理部(湘南港江の島ヨットハーバー)
〒251-0036 藤沢市江の島1-12-2
- 問い合わせ先
 - <ヨットハーバー及び艇に関する問い合わせや募集全般に関する問い合わせ>
 - 株式会社湘南なぎさパーク湘南港管理部(湘南港江の島ヨットハーバー)
 - TEL 0466-22-2128 (火曜日を除く午前8時30分から午後5時)
 - <募集事務に関する問い合わせ>
 - 神奈川県藤沢土木事務所(許認可指導課)
 - TEL 0466-26-2111 (土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分)

○ 募集の内容

| 区 分 | 艇 の 長 さ | 艇 の 幅 | 艇 数 |
|----------------|------------------|--------|-----|
| A:クルーザーヨット(係留) | 11.0m以下 | 3.5m以下 | 1 艇 |
| B:クルーザーヨット(陸置) | 7.5m以下(25fクラスまで) | 3.0m以下 | 1 艇 |

- 注) 1 今回募集するクルーザーヨットとは、帆走を原則とする船室を有する艇で、出入港の際の補助動力を有する艇とします。
- 2 艇の長さ及び艇の幅は、船舶検査証書に記載されている長さではなく、付属品を含んで実測した艇の全長・全幅をいいます。
- 3 係留の募集を行うバース(区分A)はクルーザー係留ヤードの南西側角地であるため、次のことに留意してください。
- ① 前側及び右側が岸壁であるため、回頭スペースに制限があります。
(参考:ポンツーン長12m、ポンツーン先端からプロムナード岸壁まで17.4m、ポンツーンから横側岸壁まで11.9m)
 - ② 北風の強い場合には、海面流入ゴミのたまり場であるため、ゴミの回収作業の時間によっては出入りの一時的な制限が生じる場合があります。

応 募 資 格

- ・ 本人名義で艇を所有しているか又は所有する予定がある方。(共同利用者含む)
- ・ 本人若しくは同一世帯の方が、既に湘南港で保管施設の利用承認を受けていない方。(共同利用者も含む)
- ・ 共同利用者も同一艇の共同所有権を有することが必要です。
- ・ 同一世帯及び同一艇からの申し込みは一通のみとし、複数の応募は無効となります。
(区分A(係留)と区分B(陸置)を同時に応募することはできません)

<目次>

- 1 募集の申込みから抽選まで
- 2 当選後の手続き
- 3 募集の申込みについての注意事項及び主な利用条件
- 4 募集の申込みに必要な書類
- 5 当選した場合に必要な書類（利用承認申請書類）
申込書（裏面 共同利用者名簿）

応募にあたっては条件がありますので、この募集要項を最後までよく読んで申し込んでください。

1 募集の申込みから抽選まで

申込みの受付

- 受付期間 平成24年9月17日（月）～平成24年10月19日（金）
- 受付方法 郵送及び湘南港窓口（10月19日必着）
- 申込先等 別添の「湘南港クルーザーヨット保管施設年間利用者募集申込書」に必要な事項を記載のうえ、株式会社湘南なぎさパーク 湘南港管理部へ郵送または窓口に提出してください。（火曜日を除く午前8時30分から午後5時）
 - ・ 郵送された応募書類は、お返しできません。
 - ・ 応募書類に不備がある場合又は募集申込書に虚偽の記載がある場合は、申込みを無効とします。

抽選番号通知

- 受付期間終了後、平成24年10月24日（水）までに申請人宛てに「抽選番号」を発送します。
 - ・ 平成24年10月24日までに「抽選番号」の通知がない場合は株式会社湘南なぎさパーク 湘南港管理部までご連絡ください。
 - ・ 「抽選番号」を通知した後であっても、応募資格がないことが判明した場合には、抽選に参加できません。

抽 選

- 応募数が募集数を超えた場合は、抽選を行います。
 - ・ 抽選日時 平成24年10月31日（水） 午前10時から
 - ・ 抽選場所 江の島ヨットハーバー2階大会議室（藤沢市江の島1-12-2）
 - ・ 抽選は公開で行いますが、抽選会への出欠は当落に関係ありません。
- 抽選方法
 - ・ 当選者が辞退したときなどのために、一定数の「補欠順位」を抽選により決定します。
 - ・ 抽選日（平成24年10月31日）までの間に、さらに利用を廃止した同種の保管場所が生じた場合は、それを募集数に加えて抽選を行います。
 - ・ 当選者が辞退した場合は、「補欠順位」に従って利用者を決定します。
- 抽選結果をお知らせする方法
 - ・ 抽選日（平成24年10月31日）の午後1時以降に、江の島ヨットハーバーフロント掲示板に抽選結果を掲示するとともに、江の島ヨットハーバーホームページに掲載します。

<http://enoshima-yacht-harbor.jp>

- ・ 文書による通知 平成24年10月31日以降、応募者全員に抽選結果を通知します。
- ・ 電話による問い合わせにはお答えできません。
- ・ 当選者には、艇を搬入する期間をお知らせするとともに、利用承認申請手続きに必要な書類をお送りします。

2 当選後の手続き

利用承認申請手続き

- 平成24年11月14日(水)までに、株式会社湘南なぎさパーク湘南港管理部に住民票又は外国人登録原票記載事項証明書の抄本を提出し、艇の搬入予定日をご連絡ください。
- 艇を搬入する日までに、利用承認申請書類（後述P4の5・当選した場合に必要な書類）を提出してください。

艇の搬入及び艇長・艇幅の実測

- 艇の搬入は、株式会社湘南なぎさパーク湘南港管理部と日程調整のうえ、平成24年11月15日(木)から平成25年2月15日(金)までに行ってください。なお、土曜日、日曜日、祭日は混雑しますので、原則として休港日を除く平日に搬入するようにしてください。
- 艇を江の島ヨットハーバーに搬入する際に、艇の「長さ・幅」を実測し、募集した施設の規格内であるかどうかを、株式会社湘南なぎさパーク社員が確認します。
- 利用料(1年分)に相当する神奈川県収入証紙を購入して申請書に貼付してください。なお、神奈川県収入証紙は江の島ヨットハーバーフロントで販売しています。

3 募集の申込みについての注意事項及び主な利用条件

- (1) 応募書類を受け付けた後は、その内容を変更できません。
- (2) 応募書類に不備又は虚偽の記載があることが判明した場合、艇の「長さ・幅」が募集した施設の規格内でない場合、又は、上記の艇搬入期間内に艇を搬入して利用承認申請手続きを行わない場合には、申込み又は当選を無効とします。
- (3) 施設利用に際しての主な条件は、次のとおりです。

| | |
|-----------|--|
| 利用できる者の範囲 | 利用を承認された者及び利用承認申請時に登録した※「共同利用者」並びにこれらの者の同伴者 ※共同利用者とは、小型船舶登録事項証明書に記載された当該艇所有権を有する方をいいます。 |
| 艇の変更 | 新たに利用承認を受けた日が属する年度の4月1日から起算して5年間に限り、艇の変更が1回は認められます。 |
| 名義変更 | 相続により名義変更(地位の承継)を行う場合には、認められますが、「権利の譲渡」はできません。 |

- (4) 施設の利用承認期間は1年間ですが、継続のための利用承認申請を審査した結果、特別な支障がないと認められれば、継続利用できます。
ただし、病気その他の特別な理由がなく、利用承認を受けた期間中に1度も出港しなかった場合は、継続利用を承認できません。
- (5) 営利を目的として施設を利用したり、施設内外で船艇を利用した営業行為を行うことはできません。

(6) 休港日及び施設の利用時間は次のとおりです。

- ア 休 港 日 火曜日(4月29日から5月5日まで及び6月1日から8月31日までの間を除き、その日が祝日に当たるときはその翌日)5月6日以降の最初の水曜日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)
- イ 施設の利用時間 4月29日から5月5日までの期間並びに5月6日から6月30日までの間の土曜日及び日曜日並びに7月1日から8月31日までの期間
- (窓口) 午前8時から午後6時まで
(建物) 午前7時30分から午後7時まで
- その他の期間 (窓口) 午前8時から午後5時まで
(建物) 午前8時30分から午後6時まで

(7) 施設の管理上必要がある場合は、利用を承認した施設を変更したり、臨時的に艇を移動していただくことがあります。

(8) 年間の利用料(平成24年4月1日現在の消費税を含む金額)は、次のとおりです。

ただし、利用料の額を定めている「港湾の設置及び管理等に関する条例」が改正された場合は、現行の利用料の額が変更されることがありますので、あらかじめご了承ください。

【クルーザーヨット年間係留料—抜粋】

| 艇 の 長 さ | 県内に住所を有する者 | 県外に住所を有する者 |
|--------------------|------------|------------|
| 6.0m以下のもの | 378,530円 | 454,220円 |
| 6.0mを超え 6.5m以下のもの | 491,980円 | 590,390円 |
| 6.5mを超え 7.0m以下のもの | 547,270円 | 656,660円 |
| 7.0mを超え 7.5m以下のもの | 607,330円 | 728,730円 |
| 7.5mを超え 8.0m以下のもの | 673,440円 | 808,170円 |
| 8.0mを超え 8.5m以下のもの | 760,270円 | 912,360円 |
| 8.5mを超え 9.0m以下のもの | 851,740円 | 1,022,050円 |
| 9.0mを超え 9.5m以下のもの | 919,600円 | 1,103,520円 |
| 9.5mを超え10.0m以下のもの | 985,870円 | 1,183,120円 |
| 10.0mを超え10.5m以下のもの | 1,051,700円 | 1,262,690円 |
| 10.5mを超え11.0m以下のもの | 1,117,530円 | 1,342,260円 |

【クルーザーヨット年間陸置料—抜粋】

| 艇 の 長 さ | 県内に住所を有する者 | 県外に住所を有する者 |
|-------------------|------------|------------|
| 5.5mを超え 6.0m以下のもの | 289,110円 | 346,990円 |
| 6.0mを超え 6.5m以下のもの | 322,110円 | 386,500円 |
| 6.5mを超え 7.0m以下のもの | 361,460円 | 433,820円 |
| 7.0mを超え 7.5m以下のもの | 414,000円 | 496,760円 |
| 7.5mを超え 8.0m以下のもの | 479,840円 | 575,770円 |

4 募集の申込みに必要な書類

| | |
|-------|---|
| 申込書 | <ul style="list-style-type: none">・この募集要項に添付されている「湘南港クルーザーヨット保管施設年間利用者募集申込書」に必要な事項を記載してください。・共同利用者については、裏面に記載してください。 |
| 返信用封筒 | <ul style="list-style-type: none">・2通（抽選番号及び抽選結果を通知する際に使用します。応募者の氏名、住所、郵便番号を記載し、80円切手を貼ってください。） |

5 当選した場合に必要な書類等（利用承認申請書類）

<平成24年11月14日までに>

応募者本人の3か月以内に交付を受けた住民票又は外国人登録原票記載事項証明書（応募者本人の氏名、生年月日、住所が記載されていることが必要ですが、その他の事項は不要です。）を株式会社湘南なぎさパーク湘南港管理部に提出してください。

また、艇の搬入予定日を株式会社湘南なぎさパーク湘南港管理部までご連絡ください。

<艇を搬入する日までに>

次の書類を株式会社湘南なぎさパーク湘南港管理部に提出してください。（郵送による申請はできません）。

なお、申請に際しては、当選した本人であることを確認できる身分証明書（運転免許証など顔写真付きのもの）を必ず持参してください。

(1) 利用承認申請書(抽選結果をお知らせする際に、当選者にお送りします。)

(2) 添付書類

① 誓約書(抽選結果をお知らせする際に、当選者にお送りします。)

② 艇の横全景写真(裏面に申請者の氏名を記載のうえ、A4判の紙に貼ってください。)

③ 艇のカタログ又は図面(寸法等の仕様がわかるもの。)

※陸置保管については船台の寸法が判明する図面も必要です。

④ 小型船舶の登録等に関する法律に規定する「登録事項証明書」の写し（その艇が、適法に航行できるものであること及び申請者がその艇の所有者であることを確認します。）

⑤ 海技免状の写し

⑥ 共同利用者全員の申請前3か月以内に交付を受けた住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書（氏名、生年月日、住所が記載されていることが必要ですが、その他の事項は不要です。）

(注) ④については、写しを提出していただくほか、受付の際に原本を提示していただきます。

湘南港クルーザーヨット保管施設年間利用者募集申込書

神奈川県知事 殿

私は、湘南港クルーザーヨット保管施設年間利用者募集要項の記載内容及び応募資格等を了解のうえ、申し込みます。なお、この申込書に記載内容の不備又は虚偽の記載があるときは、申込み又は当選を無効とされても異議ありません。

平成 年 月 日

| | | | |
|-----------------------------------|-----------------------------------|------|----------|
| 希望するバース (どちらか一方に○ をつけてください) | A 係留 (艇の長さ 11.0m 以下) | 受付番号 | ※ A - |
| | B 陸置 (艇の長さ 7.5m 以下 25 f クラスまで) | | B - |

| | | | |
|--------------|--|---------|---|
| ふりがな | | | |
| 氏 名 | (生年月日) 年 月 日 | | |
| 住 所 | 〒 電話 () | | |
| 上記以外 の連絡先 | (名称) 電話 () (所在地) | | |
| 共同利用者 | <input type="checkbox"/> 有 (有の場合には、申込者を除く全員の氏名を裏面に記入のこと) <input type="checkbox"/> 無 | | |
| 艇 型 | <input type="checkbox"/> メーカー・型式 () <input type="checkbox"/> 型式未定 (購入予定) | | |
| 艇長 (実測) | m | 艇幅 (実測) | m |
| 備 考 | | | |

(注) 返信用封筒 2 通を添付してください。(各々に 80 円切手貼付、宛先を明記のこと。)

※印欄には、記入しないでください。

共同利用者名簿

| | | |
|---|------------|------------------|
| 1 | ふりがな 氏名 | (生年月日) 年 月 日生 |
| | 住 所 | 〒 電 話 () |
| 2 | ふりがな 氏名 | (生年月日) 年 月 日生 |
| | 住 所 | 〒 電 話 () |
| 3 | ふりがな 氏名 | (生年月日) 年 月 日生 |
| | 住 所 | 〒 電 話 () |
| 4 | ふりがな 氏名 | (生年月日) 年 月 日生 |
| | 住 所 | 〒 電 話 () |
| 5 | ふりがな 氏名 | (生年月日) 年 月 日生 |
| | 住 所 | 〒 電 話 () |
| 6 | ふりがな 氏名 | (生年月日) 年 月 日生 |
| | 住 所 | 〒 電 話 () |
| 7 | ふりがな 氏名 | (生年月日) 年 月 日生 |
| | 住 所 | 〒 電 話 () |
| 8 | ふりがな 氏名 | (生年月日) 年 月 日生 |
| | 住 所 | 〒 電 話 () |
| 9 | ふりがな 氏名 | (生年月日) 年 月 日生 |
| | 住 所 | 〒 電 話 () |

※9名まで登録することができます。

平成 24 年度湘南港ディンギーヨット保管施設利用者募集要項

目 次

- 1 申込みの受付
- 2 募集申込みについての注意事項及び主な利用条件
- 3 募集の申込みに必要な書類
- 4 利用通知書の送付
- 5 利用承認申請等手続き
- 6 利用承認申請に必要な書類
- ※ 別添 募集申込書

応募に当たっては、あらかじめ別添の「湘南港ディンギーヨット保管施設利用者（個人・法人・学校）募集申込書」に必要事項を記載の上、(株)湘南なぎさパーク湘南港管理部(湘南港江の島ヨットハウス)窓口へ持参又は郵送していただき、書面審査終了後適格と認められた場合は改めて利用通知書を郵送いたしますので、その後に艇を搬入していただくことになります。応募条件等についてはこの募集要項を最後までお読みいただき、ご不明な点は窓口にご照会ください。また、この要領は一般(通年)利用について説明しております、短期のご利用については、お手数ですが直接窓口にご照会ください。

1 申込みの受付

(1) 受付期間 平成24年4月1日 ～ 平成25年3月31日

(2) 受付方法 持参又は郵送

ただし、持参の場合、窓口の受付時間と休港日は次のとおりとなっておりますので、ご注意ください。

| | | |
|-------|--|-----------------|
| 受付時間 | 4月29日から5月6日までの期間 5月12日から6月30日までの期間の 土曜日及び日曜日 7月1日から8月31日までの期間 | 午前8時から午後6時まで |
| | その他の期間 | 午前8時30分から午後5時まで |
| 休 港 日 | 火曜日(6月1日から8月31日までの間を除く。ただし国民の祝日等が火曜日にあたる時は水曜日とし、5月の1日にあつては5月9日とする) | |
| | 年末年始(12月29日から1月3日まで) | |

(3) 申込み先

(株)湘南なぎさパーク湘南港管理部 (湘南港江の島ヨットハウス内)

〒251-0036 藤沢市江の島1-12-2 ☎ 0466-22-2128

別添の「湘南港ディンギーヨット保管施設利用者(個人・法人・学校・その他)募集申込書」に必要事項を記載の上、ヨットハウス窓口へ持参又は郵送してください。

- ・持参又は郵送された応募書類は、原則としてお返しできません。
- ・応募書類に不備がある場合(軽易なものを除く。)又は募集申込書に虚偽の記載がある場合は、申込みを無効とします。

2 募集申込みについての注意事項及び主な利用条件

(1) 募集の内容

| 区 分 | 艇の長さ | 艇の幅 |
|---------------|----------|----------|
| ディンギーヨット (陸置) | 5.1 m 以下 | 1.8 m 以下 |

(注)・利用にあたっては、自力でスロープを使用して艇の揚げ降ろしすることを原則とします。

- ・艇の長さ及び艇の幅は、付属品を含んで実測した艇の全長、全幅をいいます。
- ・大型のディンギーで船外機を補助的に使用するものは、保管時に取り付けたままでは5.1mを超える場合が有りますので、取外して別途保管することを条件として募集いたします。
- ・規格を超えた大きさの艇(船台も含む)は応募できません。

(2) 応募艇数等

- ① 個人については、本人名義で艇を所有しているか、又は所有する予定がある方1人につき1艇の応募ができます。ただし、次の場合は、応募することはできません。
 - ・既に湘南港で名義人としてディンギーヨットの利用承認を受けている場合
 - ・既に湘南港で共同利用者としてディンギーヨットの利用承認を受けている場合 (ただし、応募に際して共同利用を廃止する場合は除きます。)
 - ② 法人のヨット部については、10艇(救助艇を含む。)から現在利用している艇数を引いた艇数を限度として応募ができます。
 - ③ 学校長が認めた課外活動として活動する学校のヨット部については、15艇(救助艇を含む)から現在利用している艇数を引いた艇数を限度として応募ができます。ただし、学校長が承認した団体である旨認めた書類を提出していただきます。
 - ④ 青少年を対象として海洋思想の普及又はスポーツ振興に寄与するために活動する団体が、当該団体の本来の活動のために使用する艇を置く場合は窓口でご相談ください。
- (3) 応募書類を受け付けた後は、原則としてその内容を変更できません。
- (4) 次のような場合は、申込みを無効とします。
- ① 応募書類に不備(軽易なものを除く)又は虚偽の記載があることが判明した場合。
 - ② 実際の艇の「長さ・幅」が募集した規格を超えている場合。
 - ③ 艇搬入期間内(2か月以内)に艇を搬入して利用承認申請手続きを行わない場合。
- (5) 利用施設の位置は、(株)湘南なぎさパークで決定します。ただし、施設の管理上必要がある場合は、利用承認した施設を変更したり、臨時的に艇を移動していただくことがあります。
- (6) 施設の利用承認期間は1月以上1年間ですが、特別な支障がないと認められれば、継続して利用ができます。ただし、病気その他の理由がなく利用承認を受けた1年間に1度も出港しなかった場合は、継続利用できません。
- (7) 営利を目的とした施設の利用はできません。
- (8) 年間の利用料(平成24年4月1日現在の消費税を含む金額)は、次のとおりです。ただし、利用料の額を定めている「港湾の設置及び管理等に関する条例」が改訂されて現行の利用料の額が変更されることがありますので、あらかじめご了承ください。

ディンギーヨット陸置料(個人・法人のヨット部等一般利用の場合)

| 艇の長さ | 県内在住者 | 県外在住者 |
|-----------------|----------|----------|
| 4m以下のもの | 143,820円 | 172,620円 |
| 4mを超え 4.5m以下のもの | 170,310円 | 204,310円 |
| 4.5mを超え 5m以下のもの | 210,250円 | 252,350円 |
| 5mを超え 5.5m以下のもの | 249,600円 | 299,530円 |

(注) 法人のヨット部における「県内」「県外」の別は、法人の所在地により区分します。

- (9) 学校教育法第1条に規定する学校のヨット部等(当該学校の長が認めた課外活動として活動するものに限る。)が本来の活動のために使用する艇や、青少年を対象として海洋思想の普及又はスポーツ振興に寄与するために活動する団体が、当該団体の本来の活動のために使用する艇等については利用料が1/2に減額ができます。

また、学校のヨット部等における「県内」「県外」の別は、学校等の所在地又は学校長が認めたヨット部の本拠地等により区分します。

利用料の減額についての詳細は、窓口にご照会ください。

3 募集の申込みに必要な書類

(1) 申込書

この募集要項に添付されている「湘南港ディンギーヨット保管施設利用者(個人・法人・学校・その他)募集申込書」に必要な事項を記載してください。

(2) 添付書類

① 個人の場合

- ・応募者本人及び共同利用者全員について、申込み前3か月以内に交付を受けた住民票又は外国人登録済証明書の写し(いずれも応募者本人及び共同利用者全員の氏名、生年月日、住所が記載されていることが必要ですが、その他の事項は不要です。)
- ・18歳未満については、保護者の同意書

② 法人の場合

- ・申込み前3か月以内に交付を受けた商業登記簿謄本

③ 学校のヨット部の場合

次の事項について、学校長の氏名及び学校長印を記名・押印した、学校長が証明する書類(様式は問いません。)

- ・正規の課外活動として認められているヨット部であること
- ・学校の所在地
- ・ヨット部の本拠地(学校の所在地と同じ場合は、記載はいりません。)

※既に当該年度の証明書が提出され、湘南港で減免を受けている学校が艇を追加する場合は不要です。

④ 青少年を対象として海洋思想の普及又はスポーツ振興に寄与するために活動する団

体の場合で利用料の減免を希望する場合

- ・団体の設立経過・活動状況・活動計画等を記載した書面
- ・海洋思想の普及又はスポーツ振興に寄与するために青少年を募集していることを証する書面
- ・減免申請書

※既に当該年度の証明書が提出され、湘南港で減免を受けている団体が艇を追加する場合は不要です。

(3) 返信用封筒 1通

- ・利用通知書を送付する際使用します。(応募者の氏名、住所、郵便番号を記載し、80円切手を貼ってください。)

4 利用通知書の送付

応募書類を受け付けた後、応募条件が適合した場合は2週間以内に「利用通知書」で受付番号、利用施設、艇を搬入する期間をお知らせするとともに、利用承認申請手続きに必要な書類を送付します。また、不適合の場合はその旨通知します。

なお、申込みが募集する艇数を上回った場合は、受付番号をお知らせし、先に申込みをした方が辞退した場合や利用を廃止した施設が生じた場合には、順次利用通知をします。

利用通知書を送付した後であっても、応募資格がないことが判明した場合は、申込みを無効とします。

5 利用承認申請等手続き

(1) 艇の搬入及び艇の長さ・艇の幅の実測

艇の搬入は、(株)湘南なぎさパーク湘南港管理部と日程を調整のうえ、利用通知後2か月以内に行ってください。なお、土曜日、日曜日、祭日は混雑しますので、搬入日は、できるだけ休港日(火曜日)を除く平日にお願いします。

艇を湘南港に搬入した際に、附属品を含む艇の「長さ・幅」を実測し、募集した規格内であるかどうかを確認します。実測後規格を超えていた場合は受け入れできません。

なお、「船台」は、利用者の負担で用意していただきますが、船台の長さ及び幅はそれぞれ募集するヨットの規格を超えたものは使用できません。

(2) 利用承認申請手続き

艇の「長さ・幅」の確認を受けた後、窓口に利用承認申請書類(次項6 利用承認申請に必要な書類)を提出し、神奈川県収入証紙で利用料を納付していただきますが、一旦納付(貼付)していただいた料金はお返しできませんのでご注意ください。

なお、神奈川県収入証紙は窓口でも販売しています。

6 利用承認申請に必要な書類

(1) 利用承認申請書(利用通知書を郵送の際、同封してお送りします。)

(2) 添付書類

- ・誓約書(利用通知書を郵送の際、同封してお送りします。)
- ・艇の横全景写真(セール番号が分かるように写っているもの)
(裏面に申請者の氏名を記載のうえ、A4判の紙に貼ってください。)
- ・艇のカタログ又は図面(寸法等の仕様がわかるもの)

共同利用者名簿（申込者を除き4名まで）

| | | |
|------------|-------------------|---|
| ふりがな 氏名 | (生年月日) 年 月 日 | ※ |
| 住 所 | 〒 (電 話) () | ※ |
| ふりがな 氏名 | (生年月日) 年 月 日 | ※ |
| 住 所 | 〒 (電 話) () | ※ |
| ふりがな 氏名 | (生年月日) 年 月 日 | ※ |
| 住 所 | 〒 (電 話) () | ※ |
| ふりがな 氏名 | (生年月日) 年 月 日 | ※ |
| 住 所 | 〒 (電 話) () | ※ |

江の島ヨットハーバー(湘南港)利用者案内

2012.04

皆さんにご利用いただくヨットハーバーです。快適かつ安全にセーリングができるよう、次のルールを守っていただくことをお願いします。



施設等の利用できる時間

【施設の利用時間】

ヨットハーバーの開閉時間

7月1日から8月31日までの全日

4月29日から5月6日まで 午前7時30分 ~ 午後7時

5月12日から6月30日までの間の土・日・祝日

上記以外の期間 午前8時 ~ 午後6時

※ この時間以外に施設を利用するときは、又は艇に宿泊しようとするときは、あらかじめ所定の届出をしてください。

【窓口の受付時間】

7月1日から8月31日までの全日

4月29日から5月6日まで 午前8時00分 ~ 午後6時

5月12日から6月30日までの間の土・日・祝日

上記以外の期間 午前8時30分 ~ 午後5時

※出港、帰港の手続等は、この窓口が開いている時間をお願いします。

【施設の休港日】

毎週火曜日（6月1日～8月31日は除く）、国民の祝日と重なる時は翌日

平成24年5月9日（水）

年末年始（12月29日～1月3日）

※ 平成24年度のGWは、4月29日（日）から5月7日（月）まで、休まず営業いたします。なお、5月8日・9日は港休いたしますので御了承ください。

施設の利用方法

1 施設利用手続き

(1) 利用承認標識（ワッペン）等の表示について

ア 利用承認後、交付された標識は、必ず艇の後側部に貼り付けておき、みだりに剥がしたり、又は損傷しないでください。

「船台用名札」は、船台の見やすい位置に取り付けてください。

イ 利用期間中に、この標識等が滅失し、又は、損傷したときは届け出てください。

ウ この標識のない艇は、未承認利用とみなします。

(2) 係留及び陸置の場所について

利用を承認された艇は、係員の指示する場所に、正しく係留又は陸置してください。係員の指示する場所以外には、係留又は陸置はできません。

(3) 出港及び帰港手続について

艇の無事故確認のうえで必要です。出艇管理システムもしくは窓口へ必ず届けてください。整備等で来港した場合でも窓口に届けでてください。

(4) クレーン利用について

クレーン利用の際は、窓口で所定の手続をとってください。

クレーンの操作中は危険ですので、係員の指示に従ってください。

(5) 艇の一時搬出及び再搬入について

利用期間中に艇を施設外に一時搬出する場合及びこの艇を再度施設に搬入する場合は、所定の手続を行い係員の確認を受けてから行ってください。

なお、休業日は極力避けていただき、やむを得ない場合は、前日までに窓口「時間外立入届」を提出してください。

(6) 競技会の開催について

レース等を開催しようとする場合は、規模の大小にかかわらず、必ず、30日前までに、「競技会等開催届」を提出してください。

セーリング中の事故防止について

- (1) 台風が接近し又は強風、波浪等の注意報が発令されているときは、「出艇禁止」の掲示をしますので、絶対に出艇しないでください。また、悪天候が間近に予測される時は、出艇を中止してください。
- (2) ヨット操作中は、必ず救命胴衣を着装してください。また、定員は必ず守ってください。
- (3) ヨット操船中は、ルールを守り、他船と接触等のないよう十分注意し、無理な帆走はしないこと。また、警報標識（赤色の吹き流し）に注意し、標識が掲げられたときは、速やかに帰港してください。
- (4) 定置網等漁業施設、釣り客及び夏期の海水浴場には近づかないこと。特に本船岸壁灯台付近では、100メートル以内に接近しないでください。

ヨットハーバー内の秩序の維持

- 1 通路や斜路は、大勢の人が利用する場所です。船台や艇は絶対に放置しないでください。艀装は、斜路等他の人に迷惑のかかる場所で行わないでください。
- 2 船艇等の修理資材、修理用具、その他の物品を放置しないでください。
- 3 艇用の燃料等の管理には、十分注意してください。（ロッカー内には絶対に保管しないでください。）
- 4 港湾施設又は船艇等を損傷し、又は損傷するおそれのある行為をしないでください。また、損傷を与えたときは、速やかに届け出てください。
- 5 投錨にあたっては、他の錨鎖と交差しないようにしてください。
- 6 天候不順のおそれのあるときは、いつでも避難できるように準備してください。
- 7 何時でもきれいなハーバーと海で帆走するために、有害物、爆発物、その他危険物、ごみ、汚物その他衛生上有害と認められるものを持ち込んだり放置したり投げ捨てないでください。
- 8 ヨットハーバー内に搬出入等で車両を進入させる場合は、必ず届出をしてください。また、作業等は迅速に行い、速やかに退出してください。長時間の駐車はできません。
- 9 ヨットハーバー内では、釣り、遊泳は禁止されていますので絶対に行わないでください。また、自転車、キックボードやスケートボード等の使用やバーベキューなどの火気の使用も禁止です。
- 9 ヨットハーバー内においては、他人に迷惑をかけることのないように十分注意し、
- 10 お互いに気持ちよく利用できるよう、良好な環境の保持に努めてください。

お 願 い

湘南港の管理者として、ヨットハーバー内の見回り、監視等通常の管理は行いますが、利用者の皆さんも艇の適切な保安全管理をしてください。

特に、台風警報等が発せられたとき、又は台風が間近に接近しているときは、ヨットの係留、陸置状態等を点検し、他船に影響を及ぼさないよう十分措置を講じてください。

施設利用の更新等の手続について

1 更新

- ① 係留施設又は陸置施設について、利用承認期間満了後も引き続き利用する場合は、承認期間満了日の前の 45 日から 15 日までの間に、所定の手続きを行ってください。
- ② 手続をしないで、利用承認期間満了日を過ぎた場合は、以後、施設の利用承認をしない場合がありますのでご注意ください。

2 艇の変更

- ① 艇の変更は、原則 1 回に限り認められます。ただし、クルーザーは艇の変更の認められる期間が限定されていますので、ご注意ください。
- ② 年間 2 4 回以上の出艇が 3 年以上の間継続している方は、①の例外措置として（艇の変更回数の制限がなく。）艇の変更が認められます。
- ③ 変更する艇の大きさは、承認施設の規格の範囲以内とします。
- ④ 艇の変更に当たっては、事前の届出及び承認等の手続が必要です。

3 利用名義等の変更

- ① 名義人及び共同利用者の変更等には、一定の制限があります。
- ② 名義人及び共同利用者の変更等に当たっては事前に申請手続等が必要です。

4 承認事項変更の届出

利用期間中に、住所、氏名、連絡先等承認事項に変更があったときは、速やかに届けてください。

5 利用廃止の届出

バースの利用を廃止する場合は、事前に廃止届等の届出が必要です。

更新等の手続きでご不明な点は、お問い合わせください。

みなとまちづくり開催内容について

平成24年 江の島天王祭を海から見てみよう

開催日：平成24年7月8日

内 容：・参加者は藤沢市在住を中心に24名。

・昨年度と同様に藤沢・江の島ガイドクラブの協力を得て、江の島天王祭の歴史について船上で説明してもらいながら海上渡御を観覧。



平成24年 江の島ハーバーフェスティバル

開催日：平成24年10月20日、21日

内 容：江の島クルージング：湘南港に停泊するヨットによる江の島クルージングを1日1回（約90分／回）、二日合計2回実施

海上パトロール体験：海上保安庁の巡視艇「うみかぜ」による海上パトロール体験を1日2回（約30分／回）、二日合計4回実施

フラダンス：湘南地域を中心に活動するフラ6団体よる計7公演のショーとハワイアンライブを実施

ブース出店：海上保安庁（啓発物の展示、マスコットと記念撮影等）

横浜水上警察（啓発物の展示、水上オートバイ設置等）

藤沢警察（パトカー、ミニパトカーの設置等）

模擬店：飲食物、物販の出店（7店舗）



(第 1 号様式)

平成 年 月 日

神奈川県藤沢土木事務所長 殿

湘南港指定管理者 ○○

湘南港の指定管理業務に係る業務総括書

平成○年度における湘南港の管理に関する年度協定書第○条第○項に基づき、指定管理業務の実施状況について別添のとおり報告します。

- ・ 事業実施報告書
- ・ 指定管理料執行状況報告書

湘南港管理月報 (平成 年 月分)

平成 年 月 日

神奈川県知事 殿

湘南港指定管理者 ○○

湘南港の管理に関する基本協定書第39条第1項の規定に基づき、次のとおり月例業務報告書を提出いたします。

1 利用承認の状況

(1) 係留・陸置施設の利用承認等の状況 (件数 括弧内は減免)

| 区分 | 件数 | 繰越分 | 申請 | 処理 | 未処理 | |
|----------------------------|--------------|-----------|-----|-----|-----|-----|
| 一般利用 | 新規 | 係留 | () | () | () | () |
| | | 陸置(クルーザー) | () | () | () | () |
| | | 陸置(ディンギー) | () | () | () | () |
| | | 陸置(その他) | () | () | () | () |
| | 継続 | 係留 | () | () | () | () |
| | | 陸置(クルーザー) | () | () | () | () |
| | | 陸置(ディンギー) | () | () | () | () |
| | | 陸置(その他) | () | () | () | () |
| | 廃止 取消しを含む | 係留 | () | () | () | () |
| | | 陸置(クルーザー) | () | () | () | () |
| | | 陸置(ディンギー) | () | () | () | () |
| | | 陸置(その他) | () | () | () | () |
| 用 手続未了 月末更新 新未申請分 | 係留 | () | () | () | () | |
| | 陸置(クルーザー) | () | () | () | () | |
| | 陸置(ディンギー) | () | () | () | () | |
| | 陸置(その他) | () | () | () | () | |
| 短期利用 | 係留 | () | () | () | () | |
| | 陸置(クルーザー) | () | () | () | () | |
| | 陸置(ディンギー) | () | () | () | () | |
| | 陸置(その他) | () | () | () | () | |

※短期利用の陸置(ディンギー)の減免件数の内、身障者利用件数: 件

(2) 施設の利用状況 (係留・陸置施設)

| 区分 | バース数 | 前月末 | 当月末 | 増減 |
|------|-----------|-----|-----|----|
| 一般利用 | 係留 | | | |
| | 陸置(クルーザー) | | | |
| | 陸置(ディンギー) | | | |
| | 陸置(その他) | | | |

(3) 各種承認、届出等

| 区分 | 名義変更 | 艇変更 | 競技会 | 共同利用者 | 一時搬出 |
|----|-------|------|-----|-------|------|
| 件数 | | | | | |
| 区分 | 時間外利用 | 一時使用 | | | |
| 件数 | | | | | |

(4) その他

「収入状況月報」のとおり

2 維持管理の状況

「維持管理業務月報」のとおり

3 その他

湘南港施設維持管理業務月報(年 月分)

平成 年 月 日

記録者: _____

単位 : 日

| 施設名 | | 維持管理 | 清掃 | 夜間巡回 | 巡視 | 点検 | 維持 小破修繕 | 利用 指導等 | 作業状況 |
|-----------------|-------------|------|----|------|----|----|------------|-----------|------|
| ヨット 関連 施設 | 係留施設 | | | | | | | | |
| | 陸置施設 | | | | | | | | |
| | 20トンクレーン施設 | | | | | | | | |
| | 3トンクレーン施設 | | | | | | | | |
| | ヨットハウス | | | | | | | | |
| 本船岸壁 | | | | | | | | | |
| 駐車場 | | | | | | | | | |
| トイレ | | | | | | | | | |
| 緑 地 等 | センターpromナード | | | | | | | | |
| | 南緑地 | | | | | | | | |
| | 西緑地 | | | | | | | | |
| | 北緑地 | | | | | | | | |
| | 中央緑地 | | | | | | | | |
| | 南防波堤遊歩道 | | | | | | | | |

特記事項

| | |
|------|-------|
| 管理課長 | 担当責任者 |
| | |

総括責任者による評価(良・否)

| |
|-------|
| 統括責任者 |
| |

湘南港施設維持管理日誌

平成 年 月 日 ()

記録者: _____

✓は実施済み、△は報告書あり

| 施設名 | | 維持管理 | 清掃 | 夜間巡回 | 巡視 | 点検 | 維持 小破修繕 | 利用指導等 | 作業状況 |
|-----------------|------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|------|
| ヨット 関連 施設 | 係留施設 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| | 陸置施設 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| | 20トンクレーン施設 | △ | <input type="checkbox"/> | △ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| | 3トンクレーン施設 | △ | <input type="checkbox"/> | △ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| | ヨットハウス | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| 本船岸壁 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | △ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | |
| 駐車場 | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | |
| トイレ | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | |
| 緑 地 等 | センタープロムナード | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | |
| | 南緑地 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | △ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | |
| | 西緑地 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | △ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | |
| | 北緑地 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | △ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | |
| | 中央緑地 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | △ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | |
| | 南防波堤遊歩道 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | △ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | |

特記事項

| | |
|------|-------|
| 管理課長 | 担当責任者 |
| | |

総括責任者による評価(良・否)

| |
|-------|
| 統括責任者 |
| |

平成 年 月 収入状況月報

平成 年 月 日 現在

| 利用期間 艇長 | 係留料 | | | | | | | | 陸置料 | | | | | | | |
|----------------------|-------|----|----------------------|----|-----------------------|----|-----|----|-------------|----|-----------------------|----|-----|----|--|--|
| | 4時間未満 | | 4時間以上 1箇月未満 1日 | | 1箇月以上 1箇年未満 1箇月 | | 1箇年 | | 1箇月未満 1日 | | 1箇月以上 1箇年未満 1箇月 | | 1箇年 | | | |
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | | |
| 4.00m 以下 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4.00m 超 4.50m 以下 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4.50m 超 5.00m 以下 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5.00m 超 5.50m 以下 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5.50m 超 6.00m 以下 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6.00m 超 6.50m 以下 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6.50m 超 7.00m 以下 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7.00m 超 7.50m 以下 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7.50m 超 8.00m 以下 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8.00m 超 8.50m 以下 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8.50m 超 9.00m 以下 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9.00m 超 9.50m 以下 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9.50m 超 10.00m 以下 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10.00m 超 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小計 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 件 | | | | 円 | | | | 件 | | | | 円 | | | |
| 累計 | 件 | | | | 円 | | | | 件 | | | | 円 | | | |

平成 年 月 日 現在

| 岸壁利用料 | | 隻円 | | 累計 | 隻円 | | |
|----------------------------|--------------------------|-----|----|-----|-----|----|----|
| 駐 車 場 利 用 料 | 種 別 | 台 数 | | | 累 計 | | |
| | | 全額 | 減免 | 免除 | 全額 | 減免 | 免除 |
| | 金 額 | | | 金 額 | | | |
| | 大型自動車及び 大型特殊自動車 | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 |
| | | | | 円 | | | 円 |
| | 小型自動車、小型特殊 自動車及び普通自動車 | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 |
| | | | | 円 | | | 円 |
| | 原動機付自転車 及び自動二輪車 | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 |
| | | | 円 | | | 円 | |
| 計 | | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 | |
| | | | 円 | | | 円 | |
| 船舶給水料 | | 屯円 | | 累計 | 屯円 | | |
| クレーン利用料 | | 件円 | | 累計 | 件円 | | |
| 荷さばき地利用料 | | 件円 | | 累計 | 件円 | | |
| 合 計 | | 円 | | | | | |
| 累 計 | | 円 | | | | | |
| 出艇数 | 通年 | 隻 | 臨時 | 隻 | 計 | 隻 | |
| | | | | | | | |

港 營 日 誌

1/2

平成 年 月 日 (曜日)

| 利用期間 延長 | 係 留 料 | | | | | | | | 陸 置 料 | | | | | |
|------------|-------|----|----------------|----|----------------|----|-------|----|-------|----|----------------|----|-------|----|
| | 4時間未満 | | 4時間以上 1箇月未満 | | 1箇月以上 1箇年未満 | | 1 箇 年 | | 1箇月未満 | | 1箇月以上 1箇年未満 | | 1 箇 年 | |
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 4.00m以下 | | | | | | | | | | | | | | |
| 4.00m超 | | | | | | | | | | | | | | |
| 4.50m以下 | | | | | | | | | | | | | | |
| 4.50m超 | | | | | | | | | | | | | | |
| 5.00m以下 | | | | | | | | | | | | | | |
| 5.00m超 | | | | | | | | | | | | | | |
| 5.50m以下 | | | | | | | | | | | | | | |
| 5.50m超 | | | | | | | | | | | | | | |
| 6.00m以下 | | | | | | | | | | | | | | |
| 6.00m超 | | | | | | | | | | | | | | |
| 6.50m以下 | | | | | | | | | | | | | | |
| 6.50m超 | | | | | | | | | | | | | | |
| 7.00m以下 | | | | | | | | | | | | | | |
| 7.00m超 | | | | | | | | | | | | | | |
| 7.50m以下 | | | | | | | | | | | | | | |
| 7.50m超 | | | | | | | | | | | | | | |
| 8.00m以下 | | | | | | | | | | | | | | |
| 8.00m超 | | | | | | | | | | | | | | |
| 8.50m以下 | | | | | | | | | | | | | | |
| 8.50m超 | | | | | | | | | | | | | | |
| 9.00m以下 | | | | | | | | | | | | | | |
| 9.00m超 | | | | | | | | | | | | | | |
| 9.50m以下 | | | | | | | | | | | | | | |
| 9.50m超 | | | | | | | | | | | | | | |
| 10.00m以下 | | | | | | | | | | | | | | |
| 10.00m超 | | | | | | | | | | | | | | |
| 小 計 | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 件 円 | | | | | | | | 件 円 | | | | | |

平成 年 月 日 (曜日)

| 岸壁利用料 | | 隻 | | | | 円 | |
|----------------------------|--------------------------|----------------|-------|-------|-----|-----|---|
| 駐 車 場 利 用 料 | 種 別 | 台数・金額 | 台 数 | | | 金 額 | |
| | | | 全 額 | 減 免 | 免 除 | | |
| | 大型自動車及び 大型特殊自動車 | 台 | 台 | 台 | 円 | | |
| | 小型自動車、小型特殊 自動車及び普通自動車 | 台 | 台 | 台 | 円 | | |
| | 原動機付自転車 及び自動二輪車 | 台 | 台 | 台 | 円 | | |
| 計 | 台 | 台 | 台 | 円 | | | |
| 船舶給水料 | | m ³ | | | | 円 | |
| クレーン利用料 | | 全利用 | 件の内有料 | 件 | 円 | | |
| 荷さばき地利用料 | | 件 | | | | 円 | |
| 合 計 | | 円 | | | | | |
| 天 候 | | | | 記 録 者 | | | |
| 観測時刻 | | 時 | | 時 | | | |
| 風 速 | | m | | m | | | |
| 風 向 | | | | | | | |
| 波 高 | | m | | m | | | |
| 出艇数 | | 通年 | 隻 | 臨時 | 隻 | 計 | 隻 |

湘南港駐車場利用料収入状況（月報・年報）内訳

平成 年 月分

| 利用者種別 | 車両の種類 | 台数 | | | 金額 |
|---------|-------|----|----|----|----|
| | | 全額 | 減免 | 免除 | |
| 港湾施設利用者 | 大型自動車 | 台 | 台 | 台 | 円 |
| | 普通自動車 | 台 | 台 | 台 | 円 |
| | 自動二輪車 | 台 | 台 | 台 | 円 |
| | 計 | 0台 | 0台 | 0台 | 0円 |
| その他の者 | 大型自動車 | 台 | 台 | 台 | 円 |
| | 普通自動車 | 台 | 台 | 台 | 円 |
| | 自動二輪車 | 台 | 台 | 台 | 円 |
| | 計 | 0台 | 0台 | 0台 | 0円 |
| 合計 | 大型自動車 | 0台 | 0台 | 0台 | 0円 |
| | 普通自動車 | 0台 | 0台 | 0台 | 0円 |
| | 自動二輪車 | 0台 | 0台 | 0台 | 0円 |
| | 合計 | 0台 | 0台 | 0台 | 0円 |

会議室・シャワー

葉山港の様式を参考掲載しています。
新港湾管理事務所ではこれに準じた様式を整備予定です。

()月分

| 区分 | 会議室A | | | 会議室B | | | 多目的A | | | 多目的B | | | 設備 | | シャワー | | 合計 | | |
|----|------|----|----|------|----|----|------|----|----|------|----|----|----------|----|----------|----|----|----|----|
| | 件数 | | 金額 | 件数 | | 金額 | 件数 | | 金額 | 件数 | | 金額 | 件数 有料 | 金額 | 件数 有料 | 金額 | 件数 | | 金額 |
| | 有料 | 免除 | | 有料 | 免除 | | 有料 | 免除 | | 有料 | 免除 | | | | | | 有料 | 免除 | |
| 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 13 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 14 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 15 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 16 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 17 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 18 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 19 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 20 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 21 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 22 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 23 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 24 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 25 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 26 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 27 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 28 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 29 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 30 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 31 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(第7号様式)

指定管理業務実績（上半期・下半期）報告書

平成 年 月 日

神奈川県藤沢土木事務所長 殿

湘南港指定管理者 ○○

湘南港の管理に関する基本協定書第○条第○項の規定に基づき、次のとおり指定管理業務実績報告書を提出します。

記

- 1 湘南港事業実施報告書
 - (1) 業務の運営に係る総括
組織体制、内部管理体制、職員研修結果、業務合理化等
 - (2) ヨットハーバー業務に係る総括
利用承認業務、安全管理等サービス業務
 - (3) 維持管理業務に係る総括
施設維持管理業務、駐車場管理業務、災害時対応業務棟
 - (4) 附帯業務等に係る総括
 - (5) 開かれた港湾に向けての取り組みに係る総括
開かれた港湾に向けたイベントの実施結果、利用促進・広報

- 2 指定管理料等執行状況報告書

(第8号様式)

苦情・意見等受付票

| | |
|---------------|--|
| 受付日時 | 年 月 日 () 時 分 |
| 対象施設名 | |
| 受付者 | 所属・氏名 |
| 受付方法 | 1. 電話 2. E-Mail 3. FAX 4. 手紙 5. 来庁(所) 6. その他 () |
| 苦情・意見等の種類 | 1. 指定管理者に対する苦情・意見等(運営体制・利用者対応等に対するもの) 2. 施設の設備等に対する苦情・意見等 3. 県に対する苦情・意見等(県の指導・指定管理者制度に対するもの) 4. その他 () |
| 申し出者 | 氏名 |
| | 住所 |
| | 連絡先 |
| 苦情・意見等の内容 | |
| 内容調査者 | |
| 調査結果・原因判定等 | |
| 対応(回答)者 | |
| 対応(回答)日時 | 年 月 日 () 時 分 |
| 対応(回答)方法 | 1. 電話 2. E-Mail 3. FAX 4. 手紙 5. 訪問 6. その他 () |
| 対応(回答)内容・経過等 | |
| 翌年「事業計画」等への反映 | |

(第9号様式)

平成 年 月 日

神奈川県藤沢土木事務所長 殿

湘南港指定管理者 ○○

事 案 ・ 事 故 報 告 書

湘南港内で発生した事案、事故がありましたので、次のとおり報告いたします。

| | | | | | |
|------------------|---------------|-------|---|-----|--|
| 届出日時 | 年 月 日 () 時 分 | | | | |
| 発生日時 | 年 月 日 () 時 分 | | | | |
| 発生場所 | | | | | |
| 当 事 者 等 | 氏 名 | | | | |
| | 住 所 | | | | |
| | 連 絡 先 | 自宅/携帯 | / | | |
| | | 勤務先名 | | TEL | |
| 発生の状況及び 損害の程度 | | | | | |
| 措置の状況 | | | | | |
| 備 考 | | | | | |

湘南港の施設の利用承認等に関する事務処理要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、湘南港の管理に関する基本協定書第7条第3項の規定に基づき、湘南港指定管理者が行う施設の利用承認等の業務に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、別に定めのあるものを除くほか、港湾の設置及び管理等に関する条例（昭和39年神奈川県条例第93号。以下「条例」という。）及び港湾の設置及び管理等に関する条例の施行等に関する規則（昭和39年神奈川県規則第126号。以下「規則」という。）の例による。

(施設の利用時間等)

第3条 本船岸壁及び臨港道路附属駐車場（以下「駐車場」という。）を除く指定管理業務に係る施設の利用時間及び申請書等の受付時間は、次のとおりとする。

(1) 施設の利用時間

- ア 4月29日から5月5日までの期間並びに5月6日から6月30日までの間の土曜日及び日曜日並びに7月1日から8月31日までの期間 午前7時30分から午後7時まで
- イ その他の期間 午前8時から午後6時まで

(2) 申請書等の受付時間

- ア 4月29日から5月5日までの期間並びに5月6日から6月30日までの間の土曜日及び日曜日並びに7月1日から8月31日までの期間 午前8時から午後6時まで
- イ その他の期間 午前8時30分から午後5時まで

第2章 係留施設及び陸置施設の利用承認

(利用承認の対象)

第4条 係留施設（南物揚場、中央物揚場、北物揚場及び浮棧橋に限る。以下、第2章及び第3章において同じ。）及び陸置施設の利用承認は、ディンギーヨット及びクルーザーヨットを対象に、当該船舶の所有者に対して行うものとする。

- 2 前項に規定する船舶のほか、指定管理者は、藤沢土木事務所長（以下「所長」という。）と協議の上、ディンギーヨットの練習又は救助のため最低限必要なモーターボート及び無動力の船舶の利用に係る利用方針を定め、当該船舶に係る利用承認を行うものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、臨時的又は一時的な利用であって指定管理者が特に必要と認める船舶については、利用を認めることができる。

(施設の利用区分)

第5条 指定管理者は、所長の承認を得て、係留施設及び陸置施設に関し、艇（前条に規定する利用承認の対象となる船舶をいう。以下同じ。）を保管する区画を定め、1月以上の艇の利用（以下「一般利用」という。）に供する施設（以下「一般利用施設」という。）及び1月未満の利用（以下「短期利用」という。）に供する施設（以下「短期利用施設」という。）を決定するものとする。

2 指定管理者は、前項の施設の区画を変更し、又は当該区画を一般利用施設から短期利用施設に変更し、若しくは短期利用施設から一般利用施設に変更するときは、あらかじめ所長に協議しなければならない。

（一般利用施設の募集）

第6条 一般利用施設に係る一般利用は、次項及び第3項に定める募集要項にしたがって指定管理者が募集し、当該募集結果に基づき利用の承認を行うものとする。

2 ディンギーヨットを保管する区画に関する募集要項は、年度当初、所長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 クルーザーヨットを保管する区画に関する募集要項は、一般利用施設に空きが生じたとき、指定管理者からの報告を受け、所長が定めるものとする。

（短期利用施設の利用）

第7条 短期利用施設の利用承認は、施設の利用状況を勘案し、10日間を限度に認めるものとする。

2 前項の期間の算定は、24時間を1日として計算するものとする。

3 指定管理者は、短期利用を繰り返すことにより、利用期間が1月以上となる場合は、当該短期利用に係る利用の承認を拒まなければならない。ただし、利用期間が1月以上となることにつき事情やむを得ないと指定管理者が認める場合は、この限りでない。

（一般利用施設の短期利用）

第8条 第6条の規定にかかわらず、指定管理者は、一般利用施設に空きがある場合であって、管理上支障がないと認められるときは、当該施設の短期利用に係る承認を行うことができる。

（利用承認の申請）

第9条 指定管理者は、一般利用に係る利用承認の申請を行おうとする者に対して、次の書類を提出させるものとする。

(1) 係留施設利用承認申請書（第1号様式）又は陸置施設利用承認申請書（第2号様式）

(2) 誓約書（第3号様式）

(3) クルーザーヨット及びモーターボート（以下「クルーザーヨット等」という。）にあつては、小型船舶の登録等に関する法律第14条に規定する「登録事項証明書」の写し

- (4) 住民票
 - (5) 利用承認申請に係る艇のカラー全形写真（手札型） 1枚
 - (6) 利用承認を申請する者の利用の範囲内で共に利用する者を登録する場合は、共同利用者名簿（第4号様式）
 - (7) その他指定管理者が必要と認めるもの
- 2 指定管理者は、短期利用に係る利用承認の申請を行おうとする者に対して、次の書類を提出させるものとする。
- (1) 臨時係留施設利用承認申請書（第5号様式）又は臨時陸置施設利用承認申請書（第6号様式）
 - (2) その他指定管理者が必要と認めるもの
- 3 第1項第6号に規定する共同利用者名簿への登載人数は、ディンギーヨットにあつては4名、クルーザーヨット等にあつては9名までとし、共同利用者は、次の基準を満たす者であることを要するものとする。
- (1) 他の艇の申請者又は共同利用者として登録されている者でないこと。
 - (2) クルーザーヨット等にあつては、当該申請に係る艇の所有権（共同所有を含む。）を有すること。
- 4 条例第6条第2項各号に掲げる船舶が係留施設及び陸置施設を利用する場合は、利用の承認を要しないものであるが、指定管理者は、施設の利用状況等を踏まえ、管理運営上必要な指導等を行うものとする。

（利用通知書）

- 第10条** 指定管理者は、利用承認申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、当該申請を承認をすることについて支障がないと認めるときは、次条に規定する艇の確認及び利用承認を行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般利用施設の募集に伴う利用の承認の場合にあつては、指定管理者は、当該募集に対する申込内容を審査の上、利用を認めることが適当と認められた者に対し、あらかじめ利用通知書（第7号様式。以下「通知書」という。）を交付し、利用承認申請書の提出を指導するものとする。

（艇の確認及び利用承認）

- 第11条** 指定管理者は、申請の対象となつた艇を利用開始の日（一般利用に係る申請にあつては、艇の確認等の期日まで）に持参させ、申請者立会いのもと、その艇が使用に耐えるものであること、船長（係留又は陸置きするときに艇に設置されている金具及び船外機等の附属品（以下「附属品」という。）を含めた長さ（別表第1）とし、船台等は含めないものとする。以下同じ。）の実測、艇及び附属器具（附属品及び船台等をいう。以下同じ。）が係留施設又は陸置施設の規格の範囲内に収まるか等を確認し、支障がないと認めるときは、第2項及び第3項並びに次条の規定に基づき、利用の承認を行うものとする。

- 2 利用の承認に当たっては、利用料相当額の証紙が貼付されていることを確認の上、申請書の証紙貼付箇所に確認印を押印し、申請者に利用を承認する旨の通知書（第8号様式）を交付するものとする。ただし、短期利用に係る承認にあつては、指定管理者は、第8号様式に代えて、別の様式を定めることができる。
- 3 前条第2項に規定する利用通知書の交付を受けた者が第1項に規定する期日までに艇の確認等の手続をしない場合は、利用承認をしないものとする。ただし、あらかじめ指定管理者に届け出て承認を受けた者については、この限りではない。
- 4 指定管理者は、前条の申請内容を審査の結果、利用を承認することが不適当と認めた場合は、この旨の通知（第9号様式）をするものとする。

（減免申請の取扱い）

第12条 指定管理者は、条例第12条第2項第6号に該当する艇（別表第2に掲げる艇をいう。）に関し減免の申し出があつた場合は、施設利用料減免申請書（第10号様式）、別表第2に掲げる艇であることを証する資料その他必要な書類の提出を指導し、審査の上、承認の見込みがあると認められるときは、申請書の指定管理者意見欄にその旨を記して所長に回付するものとする。

- 2 所長は、指定管理者から回付された減免申請書を審査の上、減免することが適当であると認めるときは、指定管理者を経由して施設利用料減免決定通知書（第11号様式）を申請者に交付するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、別表第2の(1)から(4)までに掲げる艇（一般利用の新規利用艇及び別表の(4)に掲げる団体が毎年度最初に減免申請する艇を除く。）に関し、当該艇であることを証する資料その他必要な書類の提示（一般利用にあつては、提出。）を受け、当該艇であることが確認できる場合には、所長から利用料減免決定通知書の交付があつたものとみなし、第1項による所長への回付を省略することができる。
- 4 指定管理者は、施設利用料減免決定通知書の交付とあわせて減免申請がなされた艇の利用の承認を行うものとする。
- 5 前4項に規定するもののほか、所長と指定管理者は、協議の上、減免申請の取扱いに関する運用方法を定めることができる。
- 6 指定管理者は、条例第12条第1項に該当する艇による係留施設及び陸置施設の利用については、所長からの利用料免除に係る通知を受けて利用の承認を行うものとする。

（継続して利用する場合の申請等）

第13条 指定管理者は、一般利用を承認した者に対し、利用承認をした期間の満了後も引き続き利用しようとする場合は次項の手続を行う必要がある旨了知するための文書（第12号様式）を送付するものとする。

- 2 指定管理者は、利用承認を受けた者が、利用承認を受けた期間の満了後も引き続き利用しようとする場合は、利用承認を受けた期間の満了日の前45日から15日までの間に、第9条の

規定による手続を行わせなければならない。ただし、病気その他の特別な理由により利用承認を受けた者に手続を行わせることができない場合及び管理運営上所長が特に必要とする場合は、指定管理者は利用承認期間満了までを限度に手続期間を変更することができる。

- 3 指定管理者は、前項の規定に基づく手続につき、第9条第1項第2号から第7号までの書類の一部の提出を省略することができるものとする。
- 4 指定管理者は、前項の規定に基づく申請があった場合、審査の結果、施設を引き続き利用させることについて特別の支障があると認められる場合を除き、これを承認するものとする。ただし、病気その他の特別な理由がなく、利用承認を受けた期間中に出港しなかった者に対しては承認しないことができる。
- 5 指定管理者は、前項ただし書に規定する者に対しては、あらかじめ、引き続き利用承認できないこととなる旨を文書（第13号様式）で警告するものとする。
- 6 指定管理者は、第4項の承認をする場合には、第10条第2項の利用通知書の発行及び第11条第1項の利用艇の確認を省略することができる。

（施設利用場所の指定等）

- 第14条** 指定管理者は、一般利用を承認した者に対しては、係留又は陸置する場所を指定し、指定した場所以外の利用は認めないものとする。
- 2 指定管理者は、短期利用を承認した者に対しては、施設の利用状況に応じて、利用場所を指定するものとする。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、係留場所又は船舶保管場所の変更について、次の各号に掲げる要件を満たした場合は、これを認めることができる。
 - (1) 現在利用承認を受けている艇相互間の保管場所の交換であること。
 - (2) 交換に係る係留場所又は船舶保管場所の利用者の合意による申請に基づくものであること。
 - (3) 異動先に係る係留場所又は船舶保管場所の規格の範囲内であること。
 - (4) その他管理運営上支障がないこと。
 - 4 前項に規定する係留場所等の変更は、利用者の公平性に配慮した方法により定期的に行うものとし、その手続は、指定管理者が定めるものとする。
 - 5 指定管理者は、係留施設及び陸置施設の管理上特に必要があると認めるときは、係留若しくは陸置場所の指定の変更、これらの施設の利用の方法の変更又は利用の中止をさせることができる。

（利用承認事項等変更の届出）

- 第15条** 指定管理者は、利用承認を受けている期間中に、利用承認を受けた者の住所、氏名、連絡先、附属器具（船台等を除く。）等に変更があった場合、又は共同利用者の住所、氏名に変更があった場合には、遅滞なく、利用承認事項等変更届（第14号様式）に関係書類を添えて提出させるものとする。

- 2 指定管理者は、利用承認事項等変更届が提出されたときは、内容を確認し、施設利用者台帳に所要の修正等を行うものとする。
- 3 指定管理者は、利用承認を受けた者が、附属器具（船台等を除く。）を変更した場合で、前項の確認により、変更後の船長が利用承認を受けた船長を超え、条例の料金区分が変更となる場合には、第1項の手続のほか、第9条、第11条及び第12条の規定に基づく手続を行わせるものとする。
- 4 指定管理者は、前項の規定に基づく第9条の手続につき、同条第1項第2号から第7号まで又は同条第2項第2号の書類の一部の提出を省略することができるものとする。

（共同利用艇の取扱い）

第16条 指定管理者は、共同利用者の登録がなされていない艇について、新たに共同利用者の登録をしたい旨の申出があった場合は、第9条第3項の要件に該当する場合に限ってこれを認めるものとする。

- 2 共同利用者の登録を受けている艇において共同利用者の変更又は追加をしたい旨の申出があった場合は、第9条第3項に規定する人数を限度として、次の各号に該当する者に限りこれを認めるものとする。ただし、第3号の適用に当たっては、共同利用者の変更後においても、第6条第1項に規定する募集結果に基づき新規の利用承認を受けた者（次条第1項又は第2項第1号の規定により新たに利用承認を受けた者を含む。）又はこの利用承認の際共同利用者名簿に登録された者（第1号又は第2号の規定により共同利用者となった者を含む。）が1名以上存在することを要する。

- (1) 相続人、合併又は分割により設立された法人その他の共同利用者の一般承継人
- (2) 共同利用者の配偶者又は2親等以内の血族
- (3) 当該艇について、所有権（共同所有）を有している者

- 3 指定管理者は、前2項の申出があった場合は、共同利用者変更（追加）届（第15号様式）を提出させ、施設利用者台帳に所要の修正等を行うものとする。

（利用名義の変更）

第17条 指定管理者は、利用承認を受けている者の相続人、合併又は分割により設立された法人その他の利用承認を受けている者の一般承継人から、当該艇について新たに利用承認を受けたい旨の申出があった場合は、名義変更（地位の承継）届（第16号様式）を提出させるとともに、新たに利用承認を受けようとする者に第9条、第11条及び第12条の規定に基づいて必要な手続を行わせるものとする。

- 2 指定管理者は、利用承認を受けている者から利用承認に基づく権利をその艇を引き継いだ者に譲渡したい旨の申出があった場合は、次の者（前条第1項の規定により共同利用艇に変更した場合にあっては、第1号に該当する者に限る。）に譲渡する場合に限りこれを認めるものとする。この場合にあっては、名義変更（権利の譲渡）承認申請書（第17号様式）を提出させるとともに、新たに利用承認を受けようとする者に第9条、第11条及び第12条の規定

に基づき必要な手続を行わせるものとする。

- (1) 利用承認を受けている者の配偶者又は2親等以内の血族
- (2) 第9条第1項第6号に規定する共同利用者名簿に登録されている者

(艇の変更)

第18条 指定管理者は、既に一般利用の承認を受けている者が使用している艇の変更を申し出た場合は、1回に限りこれを認めるものとする。

2 前条第1項又は第2項の規定により新たに利用承認を受けた者が、前項の規定により既に艇の変更を認められた艇の引き継ぎを受けた場合にあっては、前項の規定は適用しないものとする。

3 第1項の規定によりクルーザーヨット等について艇の変更を行う場合は、当該艇につき新たに利用承認を受けた日が属する年度の4月1日から起算して5年間に限りこれを認めるものとする。

4 指定管理者は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者が利用承認を受けて使用している艇については、申出により変更を認めることができる。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「学校教育法」という。）第1条に規定する学校の長が課外活動団体として認めているヨット部等
- (2) 神奈川県セーリング連盟
- (3) 神奈川県セーリング連盟に加盟する県内のヨット協会
- (4) 全日本実業団に加盟している団体（財団法人日本セーリング連盟が公認する団体に限る。）
- (5) 指定管理者〇〇（指定管理業務、指定管理業務に附帯する事業及び自主事業に使用する艇で所長が必要と認める場合に限る。）
- (6) 社団法人江の島ヨットクラブ
- (7) 海洋少年団
- (8) 艇の変更を申し出た際に、現に年間24回以上の出艇（複数日に渡る遠洋航海のために出艇する場合には、航海日数を出艇回数として加算する。）が3年以上の間継続している者
- (9) 台風等自然災害に起因する損傷等により艇を変更する必要があると指定管理者が認める者

5 指定管理者は、艇の変更の申出があった場合は、艇の変更届（第18号様式）を提出させるとともに、第9条、第11条及び第12条の規定に基づく手続を行わせるものとする。

6 第4項第9号の規定により艇を変更する場合は、変更後の艇について利用承認する期間の終期は変更前の艇について利用承認した期間の終期に一致させるものとする。

(利用の廃止)

第19条 指定管理者は、係留施設又は陸置施設の利用を廃止する旨の申出があったときは、係

留艇 陸置艇 施設利用廃止届（第19号様式）を提出させるものとする。

（手続未了者に対する措置）

第20条 指定管理者は、利用承認期間満了までに、第13条第2項に規定する手続をとらない者に対しては、期日を定めて、施設の継続利用に係る勧告（第20号様式）を行い、当該勧告による期日を経過してもなお手続をとらない場合は、施設の継続利用の意思がないものとみなし、以後、利用を認めないものとし、施設の利用廃止届を提出させ、艇を施設外に搬出させることができる。

2 利用承認期間満了日から3箇月を経過してもなお前項の勧告に対して何ら意思表示のない者については、指定管理者は、その艇を他の場所に移動し、善良な管理者の注意をもって管理するものとする。この場合において指定管理者は、艇の利用廃止、艇の搬出等について通知文（第21号様式）を送付する等所要の手続をとるものとする。

（利用承認の取消し）

第21条 指定管理者は、施設の利用者が施設の遵守事項又は係留若しくは陸置場所の指定に従わない場合、津波、高潮等のおそれがある場合その他係留施設及び陸置施設の管理上特に必要があると認めるときは、条例第24条第1項の規定に基づき、利用承認を取消し、その効力を停止し、又は施設の利用を中止させることができる。

2 指定管理者は、前項に規定する利用承認の取消しを行うときは、聴聞等必要な手続を経て行わなければならない。

（施設利用台帳）

第22条 指定管理者は、一般利用の申請に関し利用承認をした場合は、次の各号に掲げる台帳を作成し、常に利用状況を明らかにしておかなければならない。

(1) 係留施設利用台帳（第22号様式）

(2) 陸置施設利用台帳（第23号様式）

2 指定管理者は、利用の廃止又は利用承認の取消しをしたときは、当該利用の廃止等に係る施設利用台帳を抹消し、廃止台帳として別途保管しておくものとする。

第3章 係留施設及び陸置施設利用者に対する利用指導

（承認標識の表示）

第23条 指定管理者は、一般利用を承認した艇には、利用承認を受けた期間中、利用場所番号及び利用期限を記入した標識（第24号様式）を艇の後側部にはり付けさせるものとする。

2 指定管理者は、短期利用を承認した艇には、利用承認を受けた期間中、標札（第25号様式）を掲示させ、施設利用終了時に返却させるものとする。

（一時搬出及び再搬入）

第24条 指定管理者は、利用承認を受けている期間中に艇を一時搬出しようとするときは、係留艇 陸置艇 一時搬出届（第26号様式）を提出させ、確認した後、搬出させるものとする。

2 指定管理者は、前項の規定により搬出した艇を再度搬入させるときは、艇の異動の有無を確認するものとする。この場合において、修理等により艇の色彩等に変更があった場合は、カラー写真を提出させるとともに、標識をはり替えさせるものとする。

（出艇届等）

第25条 指定管理者は、利用者が艇を利用する場合には、陸置施設を利用する艇（陸置施設を利用しているクルーザーヨット等を除く。）にあつては出艇届（A）（第27号様式）、係留施設を利用する艇（陸置施設を利用しているクルーザーヨット等を含む。）にあつては出艇届（B）（第28号様式）を提出させるとともに、帰港しない予定の場合を除き、それぞれに標旗（第29号様式）を貸与し、これを掲げさせるものとする。

2 出港していた艇が帰港したときは、すみやかに標旗を返納させるとともに、帰港したことを届け出させ、出艇届に帰港日時を記入するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、艇の利用状況等を把握するため出艇管理システムを導入し、当該情報システムを通じて利用者の出艇等の状況を把握することができるものとする。

（出艇禁止指導等）

第26条 指定管理者は、利用者に気象情報を提供するとともに、気象状況に応じ、出艇の禁止又は出艇の注意に関し、指導を行うものとする。

（時間外の施設利用）

第27条 第3条に規定する施設の利用時間外に係留施設又は陸置施設に立ち入ろうとする者又は艇内に宿泊しようとする者があるときは、指定管理者は、あらかじめ、湘南港施設時間外立入届（第30号様式）又は湘南港施設内宿泊届（第31号様式）を提出させるものとする。

（競技会等のための利用）

第28条 指定管理者は、競技会等を開催するため施設を利用させようとするときは、競技会等の主催者に対し、利用を希望する日の30日前までに、競技会等開催届（第32号様式）を提出させるものとする。

2 前項の届出が提出されたときは、指定管理者は、施設の管理上、利用上の支障の有無等を検討し、必要に応じて、主催者に対して調整し、又は指導するものとする。

（指導事項）

第29条 指定管理者は、条例第8条に規定する遵守事項及び第23条から前条までの手続等のほか、快適で安全な施設運営を行うための指導事項を定めることができる。

- 2 前項の指導事項を定めたときは、所長にこれを通知するものとする。

第4章 船舶給水施設、駐車場及びクレーンの利用承認

(船舶給水施設の利用の承認等)

第30条 指定管理者は、船舶給水施設の利用をしようとする者に対して、船舶給水申請書（第33号様式。以下この条において「申請書」という。）を提出させるものとする。

- 2 指定管理者は、申請書の提出があったときは、内容を審査（利用料相当額の証紙が貼付されていることを確認することを含む。）し、支障がないと認めるときは、申請書の証紙貼付箇所を確認印を押印し、必要事項を記載した船舶給水承認書（第34号様式）を交付するものとする。
- 3 船舶の給水施設の管理を行う指定管理者の職員は、利用者から船舶給水承認書の提示を受けて給水させるものとする。
- 4 指定管理者は、高潮等のおそれがある場合等本船岸壁の管理上特に必要があると認めるときは、船舶給水施設の利用承認を取り消し、その効力を停止し、又は施設の利用を中止することができる。

(駐車場の利用の承認等)

第31条 指定管理者は、駐車場の利用をしようとする者に対して、湘南港駐車場利用券（第35号様式）を交付することにより利用の承認を行うものとする。ただし、満車等の事情により利用を認めることができないときは、駐車場利用券を交付しないことにより利用の承認を拒否するものとする。

- 2 駐車場の利用料は、当該利用が終了したときに徴収するものとし、利用料を徴収したときは、領収書（緑化協力金をいただいた場合）（第36号様式）又は領収書（緑化協力金をいただけなかった場合）（第37号様式）を利用者に交付するものとする。
- 3 指定管理者は、条例第12条第1項又は第2項の規定により、駐車場利用料を免除する車両が駐車場を利用する旨所長から連絡を受けた場合は、所長から交付を受けた無料利用券の在庫を確認の上、当該車両の運転手に所定の無料利用券を交付して利用承認を行うとともに、無料利用券を使用した旨を所定の台帳に記入するものとする。
- 4 利用の承認を要しない車両の利用に当たっての取扱いについては、第9条第4項の規定を準用する。
- 5 指定管理者は、駐車場利用者に対し、別に定める湘南港駐車場管理規程に基づく遵守事項を遵守させるとともに、高潮等のおそれがある場合、利用者が遵守事項に従わない場合その他駐車場の管理上特に必要があると認めるときは、駐車場所の変更又は駐車場の利用を中止させることができる。

(駐車場利用料の減免の取扱い)

第31条の2 所長は、次の各号に掲げる減免基準に該当する車両に関し、当該各号に掲げる車

両であることを証する資料の提示を受け、当該各号に該当することが確認できる場合には、駐車場利用料を5割減額するものとする。

- (1) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳（以下「障害者手帳」という。）の所持者が乗車する車両
 - (2) 神奈川県電気自動車認定カード（以下「認定カード」という。）の交付を受けた車両
- 2 指定管理者は、駐車場を利用しようとする者から障害者手帳又は認定カードの提示を受け、前項各号に掲げる車両に該当することが確認できる場合には、所定の台帳に必要事項を記載することにより、同項に基づき所長の確認を受けたものとみなし、駐車場利用料を5割減額とするための必要な処理を行うものとする。
- 3 前2項に規定するもののほか、所長と指定管理者は、協議の上、減免手続きの取扱いに関する運用方法を定めることができる。

（クレーンの利用の承認等）

第32条 指定管理者は、クレーンの利用について、あらかじめその利用方針を定め、これを利用者に周知するものとする。

- 2 指定管理者は、クレーンの利用が必要と認める者に対し、クレーン利用承認申請書（第38号様式）を提出させ、その内容を審査（利用料相当額の証紙が貼付されていることを確認することを含む。）し、支障がないと認めるときは、条例別表第1の6クレーン利用料の備考に該当しない者にあつては、クレーン利用承認書（第39号様式）、該当する者にあつては、クレーン利用券（第40号様式）を交付するものとする。
- 3 クレーンを操作する指定管理者の職員は、利用者から前項に規定するクレーン利用承認通知書又はクレーン利用券の提示を受けてクレーンを操作し、利用させるものとする。この場合において、条例別表第1の6クレーン利用料の備考に該当する者であること（クレーン利用券の提示を受けてクレーンを操作するときに限る。）及び第1項に規定する利用方針に合致するものであることを確認するものとする。
- 4 指定管理者は、利用者が遵守事項に従わない場合その他施設の管理上特に必要があると認めるときは、クレーンの利用承認を取り消し、その効力を停止し、又は施設の利用を中止することができる。

第5章 本船岸壁の利用調整及び入出港届の受付

（本船岸壁の利用に係る調整）

第33条 指定管理者は、本船岸壁の利用について相談があつたときは、所長に連絡の上、規則第3条第1項第1号に規定する岸壁利用承認申請書の受付を行い、利用目的、船舶の船種、船長、船幅、喫水等の諸元、施設及び他の船舶の利用状況等を勘案した上で、維持管理上の支障の有無について意見を付して所長に回付するものとする。

- 2 所長は、本船岸壁の岸壁利用承認申請書の提出があつたときは、必要に応じ指定管理者に確認した上、承認又は不承認の決定を行うものとする。

- 3 所長は、前項の決定をしたときは、これを指定管理者に通知するものとする。
- 4 利用の承認を要しない船舶の利用に当たっての取扱いについては、第9条第4項の規定を準用する。

(入出港届の受付)

第34条 指定管理者は、船舶が入港（漁港区域を除く。）したときは、条例第14条及び規則第8条の規定に基づき、入出港の届出を受け付け、これを所長に回付するものとする。

第6章 施設の利用に係る指導

(専用利用承認等の指導)

第35条 指定管理者は、条例第3条第1項ただし書に基づく許可又は条例第5条第1項に基づく承認その他の法令に基づく許可等を要する行為について相談があったときは、所長と連絡調整の上、申請手続等を指導するものとする。

- 2 指定管理者は、前項による指導の結果、当該申請書が指定管理者に提出された場合は、当該申請書に意見を付して所長に送付するものとする。

(湘南港一時使用届)

第36条 指定管理者は、法令及び条例に基づく許可又は承認を要しない行為で通常の利用とは異なる使用の申出があったときは、湘南港一時使用届（第41号様式）を提出させるものとする。

- 2 指定管理者は、前項の届出書の提出を受けたときは、この写しを所長に送付するものとする。

(施設の利用の中止等)

第37条 指定管理者は、津波、高潮、波浪その他の災害及び緊急の事態が発生し、又は発生するおそれがあるときその他管理上特に必要があると認めるときは、管理する施設の全部又は一部の利用を中止させ、又はその利用の方法を変更させることができるものとする。

第7章 雑則

(雑則)

第38条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、港湾管理者と指定管理者が協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

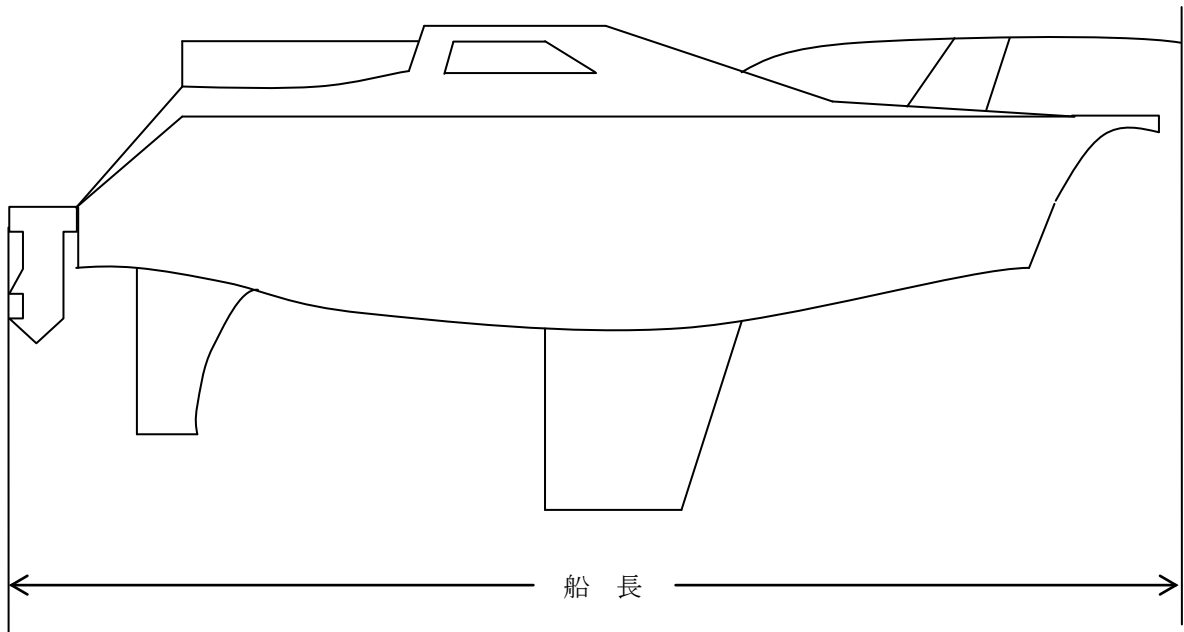
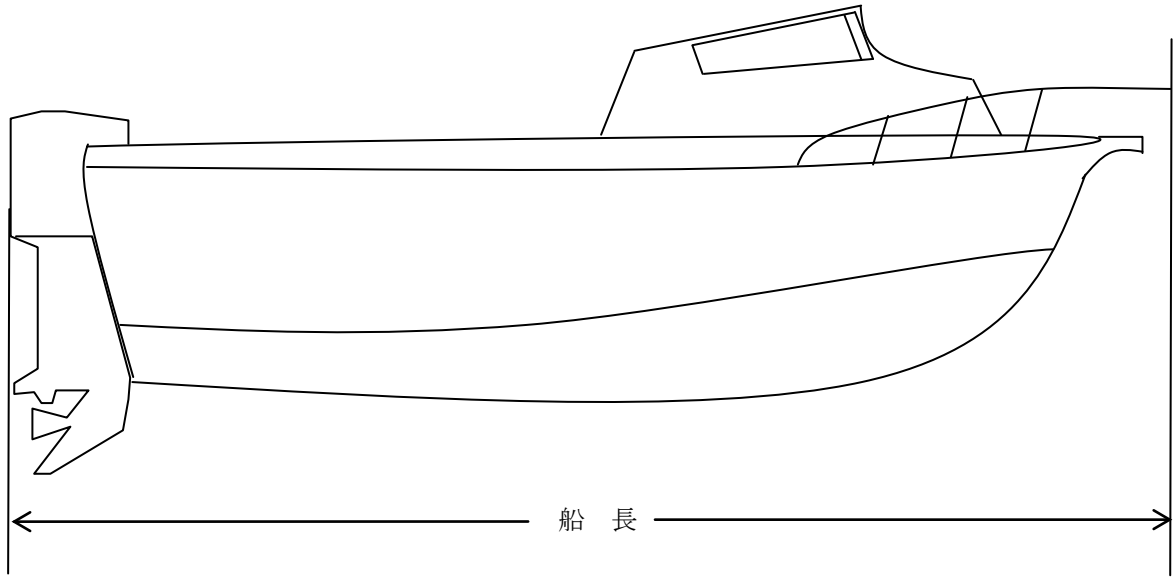
附 則

- 1 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱の規定により利用の承認を受けている者の艇の船長については、改正後の第11条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとし、当該艇において第13条の規定により継続利用する場合も、なお当面の間、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の要綱第15条第1項の規定により附属器具（船台等を除く。）の変更をした場合については、新たに利用承認を受けた日以後の期間につき改正後の要綱の船長を適用する。

| | |
|----------------|--------------------------|
| 第1号様式（第9条関係） | 係留施設利用承認申請書 |
| 第2号様式（第9条関係） | 陸置施設利用承認申請書 |
| 第3号様式（第9条関係） | 誓約書 |
| 第4号様式（第9条関係） | 共同利用者名簿 |
| 第5号様式（第9条関係） | 臨時係留施設利用承認申請書 |
| 第6号様式（第9条関係） | 臨時陸置施設利用承認申請書 |
| 第7号様式（第10条関係） | 利用通知書 |
| 第8号様式（第11条関係） | 係留 陸置 施設の利用承認について（通知） |
| 第9号様式（第11条関係） | 係留 陸置 施設利用不承認通知書 |
| 第10号様式（第12条関係） | 施設利用料減免申請書 |
| 第11号様式（第12条関係） | 施設利用料減免決定通知書 |
| 第12号様式（第13条関係） | 係留・陸置施設の継続利用の手続について（ご案内） |
| 第13号様式（第13条関係） | 施設利用の継続について（通知） |
| 第14号様式（第15条関係） | 利用承認事項等変更届 |
| 第15号様式（第16条関係） | 共同利用者変更（追加）届 |
| 第16号様式（第17条関係） | 名義変更（地位の承継）届 |
| 第17号様式（第17条関係） | 名義変更（権利の譲渡）承認申請書 |
| 第18号様式（第18条関係） | 艇の変更届 |
| 第19号様式（第19条関係） | 係留艇 陸置艇 施設利用廃止届 |
| 第20号様式（第20条関係） | 施設継続利用の手続について（勧告） |
| 第21号様式（第20条関係） | 施設利用廃止届の提出について（通知） |
| 第22号様式（第22条関係） | 係留施設利用台帳 |
| 第23号様式（第22条関係） | 陸置施設利用台帳 |
| 第24号様式（第23条関係） | <標識> |
| 第25号様式（第23条関係） | <標札> |
| 第26号様式（第24条関係） | 係留艇 陸置艇 一時搬出届 |

| | |
|-----------------|---------------|
| 第27号様式 (第25条関係) | 出艇届(A) |
| 第28号様式 (第25条関係) | 出艇届(B) |
| 第29号様式 (第25条関係) | <標旗> |
| 第30号様式 (第27条関係) | 湘南港施設時間外立入届 |
| 第31号様式 (第27条関係) | 湘南港施設内宿泊届 |
| 第32号様式 (第28条関係) | 競技会等開催届 |
| 第33号様式 (第30条関係) | 船舶給水申請書 |
| 第34号様式 (第30条関係) | 船舶給水承認書 |
| 第35号様式 (第31条関係) | 湘南港駐車場利用券 |
| 第36号様式 (第31条関係) | 領収書 (緑化協力金込み) |
| 第37号様式 (第31条関係) | 領収書 (緑化協力金なし) |
| 第38号様式 (第32条関係) | クレーン利用承認申請書 |
| 第39号様式 (第32条関係) | クレーン利用承認通知書 |
| 第40号様式 (第32条関係) | クレーン利用券 |
| 第41号様式 (第36条関係) | 湘南港一時使用届 |

別表第1(第11条関係)



別表第2(第12条関係)

| 船舶の種類 | 利用料の種類 | 減免の内容 | 提出(提示)書類等 | |
|--|-------------------|-----------------|---|------------------|
| (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「学校教育法」という。)第1条に規定する学校のヨット部等(当該学校の長が認めた課外活動を行う団体に限る。)が当該団体本来の活動のために使用する艇 | 条例別表第1の2係留料及び3陸置料 | 5割の減額 | 所属団体課外活動証明書(提出) | |
| (2) 学校教育法第1条に規定する学校の児童、生徒及び学生が使用する艇(ディンギーヨットの短期利用に限る。) | | | 学生証(提示) ※ 学生証を所持していない場合、申請書に在校名及び学年を記入 | |
| (3) 障害者手帳の所持者が操船する艇及びその伴走艇 | | | 短期利用 | 障害者手帳(提示) |
| | | | 一般利用 | 障害者手帳の写し(提出) |
| (4) 青少年を対象として海洋思想の普及又はスポーツ振興に寄与するために活動する団体が、当該団体本来の活動のために使用する艇 | | | 団体の定款等(提出) 団体会員の募集要項(提出) 当該年度の事業計画書(提出) 前年度の事業報告書(提出) | |
| (5) 指定管理者が施設の管理運営のために使用する艇 | | | 免除 | — |
| (6) 第15条第3項の規定により附属器具(船台等を除く。)を変更した場合における新たに利用承認を受けようとする艇 | | | 新たに利用承認を受けた日から変更前の艇について利用承認を受けている期間が満了する日までの間に係る既納の利用料に相当する額の減額 | 利用承認事項等変更届(提出) |
| (7) 第17条第1項の規定により名義を変更する場合における新たに利用承認を受けようとする艇 | | | 新たに利用承認を受けた日から当該艇について利用承認を受けている期間が満了する日までの間に係る既納の利用料に相当する額の減額 | 名義変更(地位の承継)届(提出) |
| (8) 第18条の規定により艇を変更する場合における新たに利用承認を受けようとする艇 | | | 新たに利用承認を受けた日から変更前の艇について利用承認を受けている期間が満了する日までの間に係る既納の利用料に相当する額の減額 | 艇の変更届(提出) |
| (9) その他条例第12条第2項第6号の規定に基づき減免を認められた艇 | 5割の減額又は免除 | 必要に応じて提出(提示)を指導 | | |

備考 1 表中の(1)から(9)までの各減免措置を1つの艇について重複して適用することはできないものとする。

2 表中の(6)から(8)までの減額措置については、次の算式による。

変更後の利用承認期間に係る利用料－(既納の変更前の利用承認期間に係る利用料の1日当たりの額×変更後の利用承認期間の始期から変更前の利用承認期間の終期までの期間の日数)

3 減額の取扱いをした場合に、減額後の利用料に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

4 表中の(1)、(3)、(4)及び(9)の提出書類については、毎年度提出が必要となる。

5 同一の利用者が、同一年度に複数の艇について減免申請をする場合には、提出書類は各1部で足りるものとする。

| |
|---------------|
| 神奈川県収入証紙はり付け欄 |
| |

係留施設利用承認申請書

年 月 日

湘南港指定管理者

殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号

法人その他の団体にあ
つては、所在地、名称、
及び代表者の氏名

印

次のとおり係留施設を利用したいので、承認を申請します。

| | | | |
|---------|--|-------------|------|
| 係留施設の別 | 一 般 漁 船 | | |
| 船 名 | | セ ー ル 番 号 | |
| 船 の 規 格 | | 船 の 長 さ | メートル |
| 船 の 特 徴 | (材質) | 船 の 製 造 年 月 | |
| 利用希望期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | | |
| 施設利用番号 | | ※ 利 用 料 | 円 |
| 連 絡 先 | 電話番号 | | |
| 添 付 書 類 | 小型船舶登録事項証明書の写し・住民票・艇のカラー全形写真・共同利用者名簿・その他 | | |

- 備 考
- 1 ※印の欄には、記入しないでください。
 - 2 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

| |
|---------------|
| 神奈川県収入証紙はり付け欄 |
| |

陸置き施設利用承認申請書

年 月 日

湘南港指定管理者

殿

申請者 住所
氏名
電話番号

法人その他の団体にあっては、所在地、名称、及び代表者の氏名

印

次のとおり陸置施設を利用したいので、承認を申請します。

| | | | |
|--------|--|-----------|------|
| 船名 | | セ ー ル 番 号 | |
| 船の規格 | | 船の長さ | メートル |
| 船の特徴 | (材質) | 船の製造年月 | 年 月 |
| 利用希望期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | | |
| 施設利用番号 | | ※ 利 用 料 | 円 |
| 連絡先 | 電話番号 | | |
| 添付書類 | 小型船舶登録事項証明書の写し・住民票・艇のカラー全形写真・共同利用者名簿・その他 | | |

備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。

2 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

誓 約 書

湘南港の係留施設の利用が承認された際には、「港湾の設置及び管理に関する条例」、「同条例の施行等に関する規則」及び「利用者の心得」に定められた事項を守るほか、係員の指示に従います。

なお、これらのことに違反した場合における神奈川県及び湘南港指定管理者の措置に対しては、異議を申しません。

以上のとおり誓約します。

年 月 日

湘南港指定管理者

殿

(住所)

(氏名)

共 同 利 用 者 名 簿

| | | | |
|------|--|------|--|
| 住 所 | | 住 所 | |
| 氏 名 | | 氏 名 | |
| 生年月日 | | 生年月日 | |
| 住 所 | | 住 所 | |
| 氏 名 | | 氏 名 | |
| 生年月日 | | 生年月日 | |
| 住 所 | | 住 所 | |
| 氏 名 | | 氏 名 | |
| 生年月日 | | 生年月日 | |
| 住 所 | | 住 所 | |
| 氏 名 | | 氏 名 | |
| 生年月日 | | 生年月日 | |
| 住 所 | | | |
| 氏 名 | | | |
| 生年月日 | | | |

(注)クルーザーヨットの場合は9名まで、ディンギーヨットの場合は4名まで登載することができます。

| |
|---------------|
| 神奈川県収入証紙はり付け欄 |
| |

臨時係留施設利用承認申請書

年 月 日

湘南港指定管理者

殿

申請者 住 所

氏 名

電話番号

印

次のとおり係留施設を利用したいので、承認を申請します。

| | | | |
|---------|----------------------|----------------------------------|---|
| 船 名 | | セ ー ル 番 号 | |
| 船 の 規 格 | | 船 の 長 さ | |
| 船 の 特 徴 | (材質) | 船の製造年月日 | |
| 利用希望期間 | 年 月 日 時 分～ 年 月 日 時 分 | | |
| 施設利用番号 | | ※ 利用料金 | 円 |
| ※利用料の計算 | 県内/県外 | 基本日額 × 利用日数 × 減免率% = 円(10円未満切捨て) | |
| | 一般/学生 その他 | @ 円 × 日 × % = 円 | |
| 連絡先 | 電話番号 | | |
| 添付書類 | | | |

備 考 1 ※印の欄には、記入しないでください。

2 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

| |
|---------------|
| 神奈川県収入証紙はり付け欄 |
| |

臨時陸置施設利用承認申請書

年 月 日

湘南港指定管理者

殿

申請者 住 所

氏 名

電話番号

印

次のとおり陸置施設を利用したいので、承認を申請します。

| | | | |
|---------|----------------------|----------------------------------|---|
| 船 名 | | セ ー ル 番 号 | |
| 船 の 規 格 | | 船 の 長 さ | |
| 船 の 特 徴 | (材質) | 船の製造年月日 | |
| 利用希望期間 | 年 月 日 時 分～ 年 月 日 時 分 | | |
| 施設利用番号 | | ※ 利用料金 | 円 |
| ※利用料の計算 | 県内/県外 | 基本日額 × 利用日数 × 減免率% = 円(10円未満切捨て) | |
| | 一般/学生 その他 | @ 円 × 日 × % = 円 | |
| 連絡先 | 電話番号 | | |
| 添付書類 | | | |

備 考 1 ※印の欄には、記入しないでください。

2 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

陸置/係留施設利用承認申請書 内訳表

| 番号 | 艇の規格 | 船の長さ | セール番号 | 施設利用番号 | 日額 × 日数 × 減免率 = 利用料 |
|----|------|------|-------|--------|-------------------------------------|
| 1 | | | | | @ × 日 × = 円 |
| 2 | | | | | |
| 3 | | | | | |
| 4 | | | | | |
| 5 | | | | | |
| 6 | | | | | |
| 7 | | | | | |
| 8 | | | | | |
| 9 | | | | | |
| 10 | | | | | |
| 11 | | | | | |
| 12 | | | | | |
| 13 | | | | | |
| 14 | | | | | |
| 15 | | | | | |

注 「施設利用番号」、「利用料」欄は、記載しないでください。

NO.

年 月 日

様

湘南港指定管理者

利 用 通 知 書

年 月 日付けで申込みのありました係留・陸置施設の利用については、次のおり承認される見込みですので、年 月 日までに艇及びこの通知書を持参して、艇の確認を受けるとともに利用料を納入してください。

なお、指定の期日までに、この手続をされない場合は、利用を承認されないことがあります。

| | | | |
|-----------------------------|--|---------|--|
| 船 種 | | 船 名 | |
| 利 用 料 | | 利 用 期 間 | |
| 艇 の 持 参 及 び 利 用 料 の 納 入 場 所 | | 湘 南 港 | |
| そ の 他 | | | |

問い合わせ先

電話

()

湘 第 号
年 月 日

様

湘南港指定管理者

施設の利用承認について(通知)

あなたが、年 月 日付けで提出されました湘南港の施設の利用については、
次により承認します。

| | | | |
|---------------|--|-------|---|
| 施設名 (利用番号) | | | |
| 船名 | | セール番号 | |
| 船の規格 | | 船の長さ | |
| 利用料 | | | 円 |

湘 第 号

年 月 日

様

湘南港指定管理者

係 留

施設利用不承認通知書

陸 置

係 留

あなたが、 年 月 日付けで提出されました湘南港

陸 置

施設利用承認申請については、次の理由により、承認できませんので御了承願います。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に株式会社湘南なぎさパークを被告横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。

上記の審査請求をした場合においては、窓外審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に株式会社湘南なぎさパークを被告として横浜地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

問い合わせ先

湘南港

電話

()

施設利用料減免申請書

年 月 日

神奈川県藤沢土木事務所長 殿

申請者 住所

氏名

印

〔法人その他の団体にあつては、所在地、
名称並びに代表者の氏名及び印〕

係留 陸置
次のとおり湘南港 施設利用料の減免を申請します。

| | | | |
|---------------|----------------------|------|--|
| 施設名 (利用番号) | | | |
| 船の規格 | | 船の長さ | |
| 利用期間 | 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで | | |
| 減免を受けようとする理由 | | | |

※ 指定管理者意見

本件減免申請について添付資料その他必要書類の提出提出を求め審査したところ、次の条項に該当し、減免を承認する見込みがあると思われますので回付します。

事務処理要綱第12条別表第2 号に該当

指定管理者 氏 名 ㊟

備考

- 1 ※印の欄には記入しないでください
- 2 氏名を本人が白筆で記入したときは、押印を省略することができます。

藤土 第 号
年 月 日

様

神奈川県藤沢土木事務所長

施設利用料減免決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のありました湘南港 係留 施設
陸置

利用料の減免については、次のとおり決定しましたので通知します。

| | | | |
|---------------|-------|-----------|--|
| 施設名 (利用番号) | | | |
| 船の規格 | | 船の長さ | |
| 利用期間 | | | |
| 利用料 | 減免決定額 | 減免決定後の利用料 | |
| 円 | 円 | 円 | |

湘 号
年 月 日

様

湘南港指定管理者

係留・陸置施設の継続利用の手続について(ご案内)

日ごろより湘南港ヨットハーバーをご利用いただき誠にありがとうございます。

あなた様が利用されている係留・陸置施設()の利用承認期間満了日は、
年 月 日となっています。

利用承認期限満了後も引き続き施設を利用する場合は、利用承認期間満了日の
前45日から15日の間に所定の手続きをすることとなっていますので、ご案内します。

なお、利用承認期間満了日までに手続きを完了しない場合は、以後施設の利用が
できなくなりますので、ご注意ください。

また、クルーザーヨット及びモーターボートの場合は、小型船舶登録証明書を添付
してください。

問い合わせ先

電話 ()

※施設利用料相当額の収入証紙は、湘南港窓口で販売しています。

湘 第 号
年 月 日

様

湘南港指定管理者

施設利用の継続について(通知)

あなたが利用している 施設()については、
年 月 日をもって利用承認の期間が終了しますが、
あなたは、年 月 日現在で利用承認の期間中に一度も
出港されていません。

このまま当該利用承認の期間中に
出港されない場合は、前記施設の継続利用が
できませんのでご注意ください。

問い合わせ先

電話

()

利用承認事項等変更届

年 月 日

湘南港指定管理者

殿

住所 印

氏名

法人その他の団体にあつては、所在地
名称並びに代表者の氏名及び印

(利用施設番号 ー)

次のとおり利用承認事項等に変更があつたので、届け出ます。

| | 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
|-------------|-------|-------|-----|
| 利用承認を受けている者 | 住所 | | |
| | 氏名 | | |
| | 連絡先 | | |
| | 船名 | | |
| | セール番号 | | |
| | 附属器具 | | |
| | 変更年月日 | 年 月 日 | |
| 共同利用者 | 住所 | | |
| | 氏名 | | |
| | 連絡先 | | |
| | 変更年月日 | 年 月 日 | |
| 特記事項 | | | |

添付書類 住民票、戸籍抄本等、変更の事実を証する書面を提出してください。

共同利用者変更(追加)届

年 月 日

湘南港指定管理者

殿

住所
氏名

印

〔法人その他の団体にあつては、所在地
名称並びに代表者の氏名及び印〕

次のとおり、共同利用者の変更(追加)をしたいので届け出ます。

| 現在の共同利用者の氏名 | 変更後の共同利用者 | | | |
|-------------|-----------|----|------|-------------|
| | 氏名 | 住所 | 生年月日 | 区分 |
| | | | | 継続・変更・追加・削除 |
| | | | | 継続・変更・追加・削除 |
| | | | | 継続・変更・追加・削除 |
| | | | | 継続・変更・追加・削除 |
| | | | | 継続・変更・追加・削除 |
| | | | | 継続・変更・追加・削除 |
| | | | | 継続・変更・追加・削除 |
| | | | | 継続・変更・追加・削除 |
| | | | | 継続・変更・追加・削除 |

備考

- 「区分」欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 「区分」の別(下記3にある除外の場合は、該当なし)
 ※継続:現在の共同利用者が引き続き共同利用者となる場合
 ※変更:継続、追加いずれにも該当しない場合
 ※追加:現在の共同利用者に変更がない場合で、新たな共同利用者を追加する場合
- 現在の共同利用者のうち、除外する共同利用者がある場合は、同利用者を記載した後、該当者を＝で消して(上書きして)ください。
 (※除外の場合のみでも、本届出が必要です。)
- 添付書類 戸籍抄本、艇の共同所有を証する書類等
- 申請者氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

名義変更(地位の承継)届

年 月 日

湘南港指定管理者

殿

住所

氏名

印

〔法人その他の団体にあつては、所在地
名称並びに代表者の氏名及び印〕

係留

次の 施設の利用にあたり、現在 _____ (※)が利用承認を

陸置

受けている地位を継承したため、利用承認を受けている名義を変更するので届け出ます。

(※)現在利用承認を受けている者の氏名を記載する。

| | |
|-------------------|-------|
| 利 用 施 設 番 号 | |
| 艇 種 | |
| 艇 名 又 は セ ー ル 番 号 | |
| 利 用 承 認 期 間 満 了 日 | 年 月 日 |
| 承 継 の 年 月 日 | 年 月 日 |

備考 1 利用承認期間満了日欄は、利用承認を受けている者の利用承認
期間満了日を記載してください。

2 承継を証する書面(戸籍抄本等)を添付してください。

3 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

名義変更(権利の譲渡)承認申請書

年 月 日

湘南港指定管理者

殿

住所

氏名

印

〔法人その他の団体にあつては、所在地
名称並びに代表者の氏名及び印〕

係留

次の 施設の利用にあたり、現在私が利用承認を受けている名義を変更したい

陸置

ので申請します。

| | | |
|-------------|----|-----|
| 名義変更を受ける者 | 氏名 | |
| (権利を譲り受ける者) | 住所 | |
| 利用施設番号 | | |
| 艇種 | | |
| 艇名又はセール番号 | | |
| 利用承認期間満了日 | 年 | 月 日 |
| 名義変更希望日 | 年 | 月 日 |

備考 1 利用承認期間満了日欄は、利用承認を受けている者の利用承認

期間満了日を記載してください。

2 配偶者又は2親等以内の血族への名義変更の場合は、続柄を

証する書面(戸籍抄本等)を添付してください。

3 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

係留艇 施設利用廃止届
陸置艇

湘南港指定管理者

殿

住所

氏名

印

法人その他の団体にあつては、所在地
名称並びに代表者の氏名及び印

係留艇

次のとおり 施設の利用を廃止するので届け出ます。

陸置艇

| | | | | | |
|---------------|-------|--------|---|--------------|-------|
| 利用施設番号 | | 船種又は船名 | | セール番号 | |
| 利用承認期 | 年 月 日 | | | | |
| 利用廃止 予定年月日 | 年 | 月 | 日 | 艇搬出 予定年月日 | 年 月 日 |

備考 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

上記の艇の搬出を確認しました。

年 月 日

確認者 職氏名

湘 第 号
年 月 日

様

湘南港指定管理者

施設継続利用の手続について(勧告)

あなたが利用している係留・陸置()の施設利用については、利用承認期間が満了しています。

引き続き施設を利用する意思がある場合は、 年 月 日までに継続利用の手続をとられるよう勧告します。

なお、前記の期間までに手続が取られない場合は、利用の意思がないものとして利用廃止の措置をとりますので、ご注意ください。

問い合わせ先

電話 ()

湘 第 号
年 月 日

湘南港指定管理者

施設利用廃止届の提出について(通知)

あなたが利用されている 施設()については、

年 月 日をもって利用承認の期間が満了しています。

このことについては、先に勧告(年 月 日付け第 号)

したところですが、未だに継続して利用する手続きがとられていませんので、

速やかに利用廃止の手続きを取られるとともに、使用する艇を湘南港の施設から

搬出されるよう通知します。

問い合わせ先

電話()

第22号様式(第22条関係)

(裏面)

記事

第23号様式(第22条関係)

(裏面)

記事

.....

.....

.....

.....

.....

.....

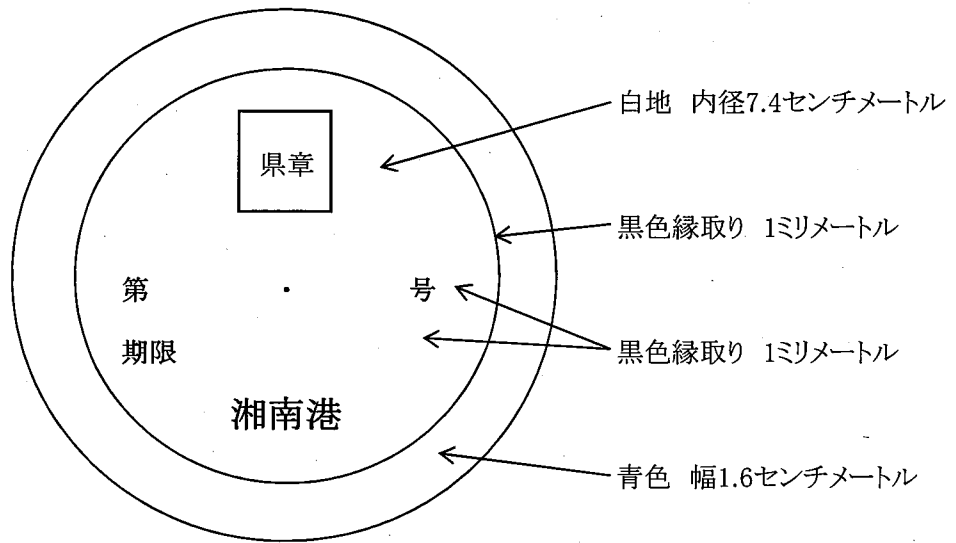
.....

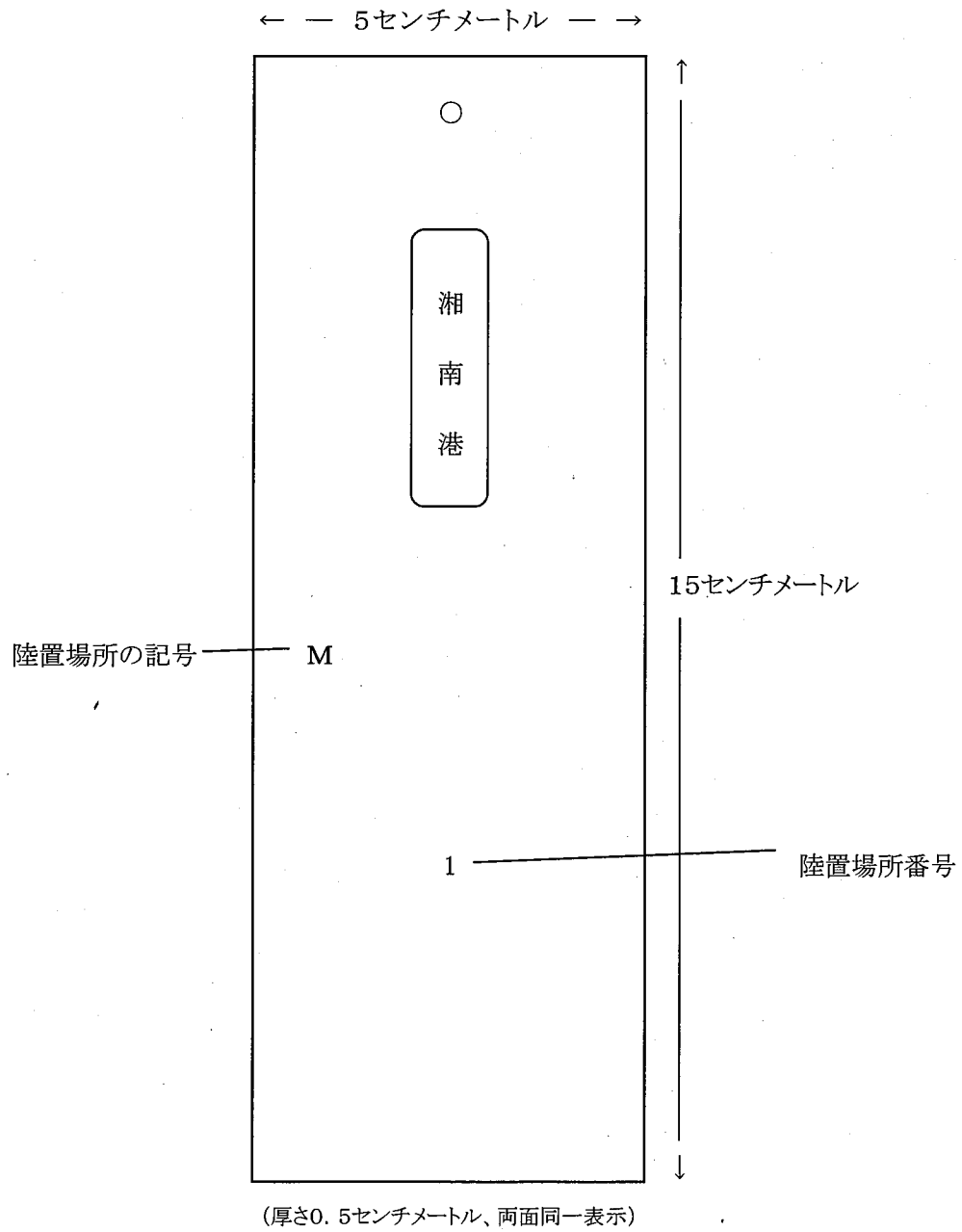
.....

.....

.....

.....





係留艇 一時搬出届
陸置艇

年 月 日

湘南港指定管理者

殿

住所

氏名

印

〔 法人その他の団体にあつては、所在地
名称並びに代表者の氏名及び印 〕

係留艇

次のとおり

を一時搬出するので届け出ます。

陸置艇

| | | | | | |
|--------|-------|---------|-------|----------|-------|
| 利用施設番号 | | 艇種又は船名 | | セール番号 | |
| 搬出の理由 | | | | | |
| 利用承認期 | 年 月 日 | 搬出予定年月日 | 年 月 日 | 再搬入予定年月日 | 年 月 日 |

上記の艇の搬出を確認しました。

年 月 日

確認者 職氏名

上記の艇の搬入を確認しました。

年 月 日

確認者 職氏名

出 艇 届 (A)

出港する艇は、必ず県貸与の標旗を艇に掲げること

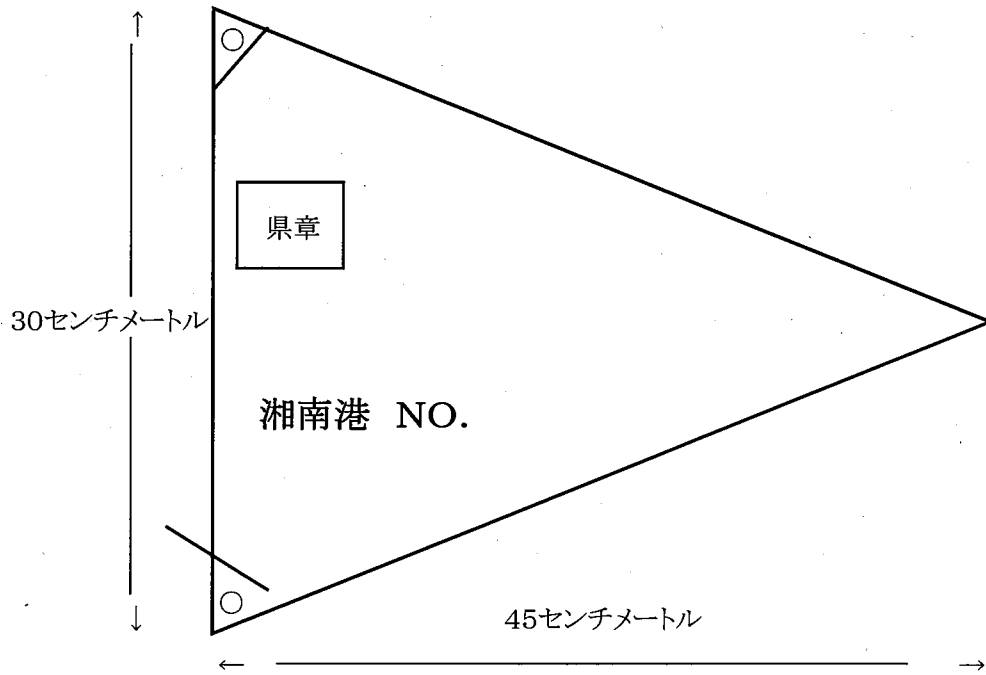
| | | | |
|--------------|------------------|-------|-----|
| 陸置番号 | | 船 名 | |
| 艇の種類 | | セール番号 | |
| 乗 組 員 | 氏名 | 年齢 | 住 所 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 出 艇 | 月 日 時 分 | | |
| 帰港予定 | 月 日 時 分 | | |
| 行先又は 帆走範囲 | 湘南港から東・西・南 km、近海 | | |
| 標旗番号 | | 帰港日時 | 月 日 |
| | | | 時 分 |
| | | / | / |

本件届け出は出港の手書き帳票で、整備の場合は別途様式を定めている

出艇届 (B)

| | | | | | |
|-------|-----------|----|------|---------|----|
| 係留番号 | — | | | | |
| 艇の種類 | | | 船名 | | |
| 艇の所有者 | | | 艇長 | 氏名 | |
| | | | | 海技免状 | 級 |
| 艇長の住所 | TEL () | | | | |
| 乗組員 | 氏名 | 年齢 | 乗組員 | 氏名 | 年齢 |
| 1 | | | | | |
| 2 | | | | | |
| 3 | | | | | |
| 4 | | | | | |
| 5 | | | | | |
| 6 | | | | | |
| 出艇予定 | 年 月 日 時 分 | | | | |
| 帰港予定 | 年 月 日 時 分 | | | | |
| 標旗番号 | | | 帰港確認 | 年 月 時 分 | |
| 行先 | | | | | |

出艇する方は、必ず県が貸与する標旗を艇に掲げてください。



地色はオレンジ色

文字は黒色

湘南港施設時間外立入届

年 月 日

湘南港指定管理者

殿

住所

氏名

〔 法人その他の団体にあつては、所在地
名称並びに代表者の氏名及び印 〕

次のとおり施設利用時間外に立ち入りたいので届け出ます。

| | |
|--------|-------------|
| 立入年月日 | |
| 立入時間 | 時 分から 時 分まで |
| 立入目的 | |
| 船名 | |
| 利用施設番号 | |

| 立入者氏名 | 住 所 | 連絡先等 |
|-------|-----|------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

湘南港施設内宿泊届

年 月 日

湘南港指定管理者

殿

住所

氏名

〔 法人その他の団体にあつては、所在地
名称並びに代表者の氏名及び印 〕

次のとおり施設内に宿泊するので届け出ます。

| | |
|-----------|-------------|
| 宿 泊 日 時 | 年 月 日 時 分から |
| | 年 月 日 時 分から |
| 宿 泊 の 目 的 | |
| 船 名 | |
| 利用施設番号 | |

| 宿 泊 者 氏 名 | 住 所 | 連 絡 先 等 |
|-----------|-----|---------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

競技会等開催届

年 月 日

湘南港指定管理者

殿

主催又は主管(団体)名

所在地

(電話)

代表者氏名

連絡責任者

(住所)

(電話)

(氏名)

このたび江の島沖で
次のとおり湘南港の港湾施設を利用したいので届け出ます。

競技会を開催することになり、

1 競技会名

2 開催日時

3 利用期間

4 利用艇の規格及び艇数

5 参加艇名簿(湘南港保管艇)

別紙のとおり

(他港からの参加艇)

別紙のとおり

| |
|---------------|
| 神奈川県収入証紙はり付け欄 |
| |

船舶給水申請書

年 月 日

湘南港指定管理者

殿

申請者 住 所

氏 名

電話番号

印

〔 法人その他の団体にあつては、
所在地、名称、及び代表者の氏名 〕

次のとおり 港において船舶の給水を受けたいので、承認を申請します。

| | | | |
|--------------------|---------------|-----------|----------|
| 船 種 | | 船 名 | |
| 総 ト ン 数 | トン | 給 水 の 方 法 | 自己給水 県給水 |
| 船主又は用船者 の住所又は名称 | | | |
| 利用希望日時 | 年 月 日 | 時 分 | ごろ |
| 申 込 給 水 量 | 立法メートル | ※給水量 | |
| ※ 給 水 料 | 円 (1立方メートル当たり | | 円) |

備 考 1 ※印の欄には、記入しないでください。

2 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

年 月 日

殿

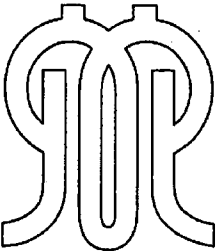
湘南港指定管理者

船舶給水承認書

次のとおり船舶の給水を承認する。

| | | | |
|--------------------|-----------------|-------|----------|
| 船種 | | 船名 | |
| 総トン数 | トン | 給水の方法 | 自己給水 県給水 |
| 船主又は備船者の住所及び氏名又は名称 | | | |
| 給水時間 | 年 月 日 | 時 分 | ころ |
| 申込給水量 | 立方メートル | 給水量 | |
| 給水料 | 円(1立方メートル当たり 円) | | |
| 取扱者印 | | | |

(表)

| |
|---|
| <p>湘南港駐車場利用券</p>  <p>年 月 日発行</p> |
|---|

(裏)

| |
|---|
| <p>注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none">1 車両の種類に従い、所定の場所に駐車してください。2 駐車場内での車両の損傷、盗難等の事故に対する責任は負いません。3 本券の再発行はいたしませんので、紛失しないようご注意ください。4 本券は折り曲げたり、磁気に近づけたりしないでください。5 車両の入退場は、所定の開場時間内に行ってください。6 その他係員の指示に従ってください。 |
|---|

備考 地色は黄色とする。

| | | | |
|-------|--------|---|---|
| | 年 | 月 | 日 |
| 領 収 書 | | | |
| 入 | 年 | 月 | 日 |
| | (入場時刻) | | |
| 出 | (出場時刻) | | |
| 現金 | | | 円 |
| (内訳) | | | |
| 駐車料金 | | | 円 |
| 緑化協力金 | | | 円 |

| | | | |
|-------|--------|---|---|
| | 年 | 月 | 日 |
| 領 収 書 | | | |
| 入 | 年 | 月 | 日 |
| | (入場時刻) | | |
| 出 | (出場時刻) | | |
| 現金 | | | 円 |
| (内訳) | | | |
| 駐車料金 | | | 円 |

| |
|---------------|
| 神奈川県収入証紙はり付け欄 |
| |

クレーン利用承認申請書

年 月 日

湘南港指定管理者

殿

申請者 住 所

氏 名

電話番号

印

法人その他の団体にあつては、
所在地、名称、及び代表者の氏名

次のとおりクレーンを利用したいので、承認を申請します。

| | | | |
|-----------|-------|---------------|------------------------------|
| 船 種 | | 船 名 | (施設番号) |
| 総 ト ン 数 | トン | クレーン の 種 別 | 3 ト ン 2 0 ト ン 利用希望回数 回 |
| 利用希望日時 | 年 月 日 | 時 分 | ごろ |
| 係留(陸置き)施設 | 年 月 日 | から | |
| 利用承認期間 | 年 月 日 | まで | |
| ※ 利 用 料 | 円 | | |

備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。

2 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

湘 第 号
年 月 日

殿

湘南港指定管理者

クレーン利用承認書

次のとおりクレーンの利用を承認する。

| | | | |
|---------------------|----------------------|---------------|-------------------------|
| 船 種 | | 船 名 | (施 設 番 号) |
| 総 ト ン 数 | トン | クレーン の 種 別 | 3トン 20トン 利用希望回数 回 |
| 利用希望日時 | 年 月 日 時 分ごろ | | |
| 係留(陸置き)施設 利用承認期間 | 年 月 日 から 年 月 日 まで | | |
| 利 用 料 | 円 | | |

取扱者印

(表面)

| | |
|----------|--|
| NO | NO |
| 湘 南 港 | 湘 南 港 |
| クレーン利用券控 | クレーン利用券 |
| 陸置番号 | 陸置番号 |
| 年 月 日発行 | 年 月 日発行 |
| 取扱者 | 利用済印 <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 40px; margin: 5px;"></div> |
| 湘南港指定管理者 | 取扱者 湘南港指定管理者 |
| | (本券は発行当日1日限り有効です) |

(裏面)

| |
|--|
| 注 意 事 項 |
| 1 利用の際は必ず係員に提示し、利用が 終わったときは係員にお渡し下さい。 |
| 2 クレーン利用については、係員の指示に 従って下さい。 |
| 3 表示の艇以外は利用できません。 |
| 4 有効期限が切れたり、不用になったときは 必ずお返し下さい。 |
| 5 不正利用手段として使用したときは無効と して回収します。 |

湘南港一時使用届

平成 年 月 日

湘南港指定管理者

殿

住 所

(所在地)

氏 名

(名称)

(連絡先)

1 場 所

2 日 時 平成 年 月 日 時から 時まで

(予備日) 平成

3 目 的

4 人 数 約 人

5 責 任 者 (連絡先)

6 備 考

※ 位置図、参考資料を添付して下さい。

<誓約事項>

- 近隣住民等に迷惑となるような夜間・早朝の騒音や、施設の損傷、ゴミの放置などはありません。その他、事前に指導を受けた内容を遵守します。
- 使用場所周辺の他の一般利用者に迷惑をかけないよう、十分注意します。
また、使用中に事故などのないよう十分注意し、万一、事故等が発生した場合は、当方の責任で対応します。
- 使用(準備)中には係員の指示に従い、使用後は必ず原状に回復いたします。
- 護岸や擁壁の落書きを背景に撮影を行うなど、不法行為を助長するような行為は行いません。

※ チェックリスト(タイプ)の指導事項を確認すること。

湘南港駐車場管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、湘南港臨港道路附属駐車場の利用について必要な事項を定めるものとする。

(規程の遵守)

第2条 駐車場を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、この規程を遵守しなければならない。

(開場時間)

第3条 駐車場の開場時間は、午前5時から午後9時30分までとする。ただし、必要があると認めるときは、開場時間を臨時に変更することがある。

(供用の休止等)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場の全部又は一部について、供用の中止、車路の通行止、駐車した自動車（以下「車輛」という。）の退避等を行うことがある。

- (1) 天災地変による災害、火災、浸水、その他これらに準ずる事故が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合
- (2) 駐車場の保安上利用の継続が適当ではないと認められる場合
- (3) その他駐車場の管理上特に必要があると認められる場合

(駐車できる車輛)

第5条 駐車場に駐車することのできる車輛は、自動二輪車、普通自動車、大型自動車等とする。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日における大型自動車及び大型特殊自動車の利用は認めない。

第2章 利用

(駐車場の入出等)

第6条 利用者は駐車場入口において駐車券の交付を受けてから入庫しなければならない。

- 2 利用者は出庫しようとするときは、出口精算機にて所定の駐車料金を納付し、出庫しなければならない。
- 3 駐車場の管理上必要があると認められるときは、出入口の一部を閉鎖することがある。

(駐車位置の変更)

第7条 駐車場の管理上必要があると認められるときは、駐車位置を変更させることがある。

(駐車場内の通行)

第8条 利用者は、駐車場の車輛通行について、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 速度は8km毎時を超えないこと
- (2) 追い越しをしないこと
- (3) 駐車位置を離れる車輛の通行を優先すること
- (4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること

(5) その他係員の指示に従うこと

(遵守事項)

第9条 前条の定めによるほか利用者は駐車場において、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の位置以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと
- (2) ごみは持ち帰ること
- (3) 場内、又は車内で宿泊しないこと
- (4) 場内で車輛の洗浄はしないこと
- (5) 場内の施設、他の車輛に損傷を与え、又はその他の事故が発生したときは直ちに係員に届け出ること
- (6) 駐車中はエンジンを必ず停止し、貴重品その他盗難のおそれのある物品を車内に放置しないこと
- (7) 場内において営業行為、演説、宣伝、募金、署名活動その他公安を害する行為をしないこと
- (8) その他業務、又は他の利用者の妨げとなる行為をしないこと。

(駐車拒絶等)

第10条 管理委託者は、駐車場が満車である場合に駐車受付を停止するほか、次の各号に該当する場合には駐車場の利用を拒絶し、又は車輛を退出させることがある。

- (1) 駐車場の施設、又は車輛を毀損、又は汚損するおそれがあるとき
- (2) 有毒物、又は爆発物その他の危険物を積載し、又は取り付けているとき
- (3) 著しい騒音、又は臭気を発するとき
- (4) 非衛生的なものを積載し、若しくは取り付けているとき、又は液汁を出し、若しくは積載物をこぼすおそれがあるとき
- (5) その他、駐車場の管理上支障があると認められたとき

(出庫拒否)

第11条 管理受託者は、次の場合には駐車した車輛の出庫を拒否することがある。

- (1) 利用者が正当な理由なく利用券を提出しないとき
- (2) 利用者が出庫する場合において所定額の現金を納付しないとき
- (3) この規程第12条に規定する措置を取るため必要があるとき

(事故に関する措置)

第12条 管理受託者は、駐車場において事故が発生し、又はそのおそれがあるときは速やかに必要な措置を行うものとする。

第3章 駐車料金及び駐車料金の算定等

(駐車料金)

第13条 駐車料金は、1 車輛につき次の通りとする。

| 車両の種類 | | |
|--|--|--|
| 原動機付自転車及び二輪自動車 | 普通自動車 | 大型自動車 |
| (港湾施設利用者) 1 時間につき150円。ただし、1 回の駐車時間が2 時間を超えるときは、1 回につき400円とする。 | (港湾施設利用者) 1 時間につき300円。ただし、1 回の駐車時間が2 時間を超えるときは、1 回につき800円とする。 | (港湾施設利用者) 1 時間につき600円。ただし、1 回の駐車時間が2 時間を超えるときは、1 回につき1,600円とする。 |
| (その他の者) 1 時間につき150円。ただし、1 回の駐車時間が4 時間を超えるときは、1 回につき750円とする。 | (その他の者) 1 時間につき300円。ただし、1 回の駐車時間が4 時間を超えるときは、1 回につき1,500円とする。 | (その他の者) 1 時間につき600円。ただし、1 回の駐車時間が4 時間を超えるときは、1 回につき3,000円とする。 |

- 1 車両及びその附帯器具の保管料は、含まない。
- 2 1 回とは、一の利用日における継続的な利用をいう。
- 3 港湾の設置及び管理用に関する条例の施行等に関する規則で定める開場時間を過ぎて、翌日の開場時間までに駐車したときは2回分の料金とする。
- 4 港湾施設利用者とは、港湾の設置及び管理等に関する条例第4条第1項第1号に掲げる施設（臨港道路附属駐車場を除く。）の利用について、同項の規定により知事又は指定管理者の承認を受けた者（港湾の設置及び管理等に関する条例第6条第2項及び第3項の規定により知事又は指定管理者の承認を要しない者を含む。）で、当該承認を受けた施設を利用するために駐車場を利用するものをいう。
- 5 普通自動車とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（同法第3条の小型自動車及び軽自動車のうち二輪の小型自動車及び軽自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。以下この表において同じ。）でその附帯器具を含めた高さが2.5メートル未満のものをいい、大型自動車とは、同項に規定する自動車でその附帯器具を含めた高さが2.5メートル以上のものをいう。

(料金の払戻し等)

第14条 料金の払戻し、又は割戻しの請求には応じない。

(利用者に対する損害の賠償)

第15条 管理受託者は、その責に帰すべき事由により車輛を滅失し、毀損又は汚損したときは、その損害を賠償する責任を負うものとする。

(車内の物品に関する免責)

第16条 前条の規定にかかわらず、管理受託者は駐車場に駐車中の車内に留置された貴重品その他の物品が滅失、毀損又は汚損した場合の損害については賠償しない。

(車輛又は利用者の損害に関する免責)

第17条 管理受託者は、次の事由、その他管理受託者の責に帰することのできない事

由によって生じた車輛、又は利用者の損害については賠償しない。

(1) 天災地変、その他不可抗力による事故

(2) 当該車輛、その積載物、若しくは取付物の瑕疵又は積載物、若しくは取付物の性質による事故

(3) 第12条の規定による措置

(利用者の故意、過失による損害の賠償)

第18条 利用者は故意、又は過失により駐車場の施設、又は他の利用者の車輛等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

第4章 雑則

(この規程に定めない事項)

第19条 この規程に定めのない事項については、関係法令等の定めるところによる。

改正施行 平成25年4月1日

緑化協力金制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、緑化協力金の受入れ、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 緑化協力金 かながわトラストみどり基金条例（昭和61年条例第4号。以下「基金条例」という。）第3条第2号に規定する基金の趣旨に添う寄附金で、駐車場利用者及び駐車場の経営主体から拠出される任意の寄附金をいう。
- (2) 県営駐車場 県が公の施設条例に基づき設置している駐車場のうち、月極等の定期的利用駐車場を除いた有料駐車場をいう。
- (3) 県の第三セクターの駐車場 県有地を活用して駐車場を運営する県の第三セクターの駐車場のうち、月極等の定期的利用駐車場を除いた有料駐車場をいう。
- (4) 地方独立行政法人の駐車場 神奈川県が設立する地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人及び同法第55条に規定する一般地方独立行政法人の駐車場のうち、月極等の定期的利用駐車場を除いた有料駐車場をいう。

(実施駐車場)

第3条 緑化協力金は、別表第1及び別表第2に掲げる県営駐車場並びに別表第3及び別表第4に掲げる県の第三セクターの駐車場並びに別表第5及び別表第6に掲げる地方独立行政法人の駐車場において実施する。

(受入れ方法)

第4条 別表第1に掲げる県営駐車場における緑化協力金の受入れは、当該施設の出納員又は会計出納員が利用者に駐車料金を請求する際、駐車料金とは別に収受し、県の緑化協力金の歳入科目に納付するものとする。

- 2 別表第2に掲げる県営駐車場及び別表第6に掲げる地方独立行政法人の駐車場における緑化協力金の受入れは、当該施設の管理受託者、指定管理者又は駐車料金徴収受託者が利用者に駐車料金を請求する際、駐車料金とは別に預かるものとする。
- 3 別表第4に掲げる第三セクターの駐車場における緑化協力金の受入れは、当該施設を運営する第三セクター代表者が利用者に駐車料金を請求する際、駐車料金とは別に収受するものとする。
- 4 別表第5に掲げる地方独立行政法人の駐車場における緑化協力金の受入れは、当該施設の管理責任者が利用者に駐車料金を請求する際、駐車料金とは別に収受するものとする。
- 5 前4項における緑化協力金の金額は、駐車時間や車種にかかわらず自動車（二輪車を含む）1台当たり1回20円とする。
- 6 第1項において緑化協力金を利用者から現金領収したときに交付する現金領収書については、別紙1に掲げる様式によるものとする。
- 7 第2項において緑化協力金を利用者から預かったときは、緑化協力金の金額を明示した領収書を利用者に交付し、別紙2に掲げる「緑化協力金用現金出納簿」に記帳するものとする。

- 8 第3項及び第4項において緑化協力金を利用者から収受したときは、緑化協力金の金額を明示した領収書を利用者に交付するものとする。
- 9 第2項において緑化協力金を利用者から預かった施設の管理受託者、指定管理者又は駐車料金徴収受託者、第3項において利用者から緑化協力金を収受した県の第三セクター代表者及び第4項において利用者から緑化協力金を収受した施設の管理責任者は、一定期間それを取りまとめ、(財)かながわトラストみどり財団の銀行預金口座に振り込むものとする。
- 10 前項に基づき緑化協力金の振り込みを受けた(財)かながわトラストみどり財団(昭和60年6月1日に財団法人みどりのまち・かながわ県民会議という名称で設立された法人をいう。)は、県の緑化協力金の歳入科目に納付するものとする。
- 11 別表第3に掲げる県有地を活用して駐車場を経営する県の第三セクターにおいては、その駐車場収入の一部を県に拠出するものとし、それを緑化協力金とする。
- 12 第2項の定めとは別に、別表第2のうち県営駐車場の指定管理者及び管理受託者が、緑化協力金として県に任意の寄附金を拠出することを申し出、県がこれを承諾した場合は、これによる。
- 13 第3項の定めとは別に、別表第4に掲げる第三セクターの代表者が、緑化協力金として県に任意の寄附金を拠出することを申し出、県がこれを承諾した場合は、これによる。

(基金への積み立て)

第5条 緑化協力金は、基金条例に基づく基金に積み立てるものとする。

(運用益金の処理)

第6条 基金の運用から生ずる収益のうち、緑化協力金が原資となっている部分については、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

第7条 基金に積み立てた緑化協力金は、自然環境又は歴史的環境を保全するために樹林地等を買入れる場合に限り、これを処分することができる。

- 附 則
この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成12年4月25日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成12年8月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成13年6月21日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成13年7月20日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成13年7月24日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成14年6月20日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成14年10月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成15年6月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成15年7月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成15年7月20日から施行する。

- 附 則
この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成 17 年 7 月 25 日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成 19 年 4 月 16 日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成 21 年 8 月 31 日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成 22 年 3 月 1 日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成 24 年 3 月 30 日から施行する。

別表第1（県直営）

| |
|---------------|
| フラワーセンター大船植物園 |
|---------------|

別表第2（委託、指定管理）

| |
|----------------------|
| かながわ県民活動サポートセンター |
| かながわ労働プラザ |
| 湘南港 |
| 大磯港臨港道路附属駐車場 |
| 芦ノ湖キャンプ村 |
| 相模湖交流センター |
| 由比ヶ浜地下駐車場 |
| 葉山港臨港道路附属駐車場 |
| （三崎漁港）本港環境整備施設区域の駐車場 |
| 県民ホール |
| 片瀬海岸地下駐車場 |
| （三崎漁港）宮川環境整備施設区域の駐車場 |
| 青少年センター |
| 汐見台病院 |
| 相模湖公園 |
| あいかわ公園 |
| 恩賜箱根公園 |
| 大磯城山公園 |
| 七沢森林公園 |
| 四季の森公園 |
| 秦野戸川公園 |
| 観音崎公園 |
| 東高根森林公園 |
| 相模原公園 |
| 辻堂海浜公園 |
| 保土ヶ谷公園 |
| 城ヶ島公園 |
| 三ツ池公園 |
| 神奈川県立花と緑のふれあいセンター |

別表第3（団体、寄附金）

| |
|-------------|
| 神奈川県道路公社 |
| （株）湘南なぎさパーク |

別表第4（団体、預り金）

| |
|-----------------|
| （公財）神奈川県公園協会 |
| （公財）宮ヶ瀬ダム周辺振興財団 |

別表第5（一般地方独立行政法人 直営）

| |
|-------------|
| 足柄上病院 |
| 循環器呼吸器病センター |

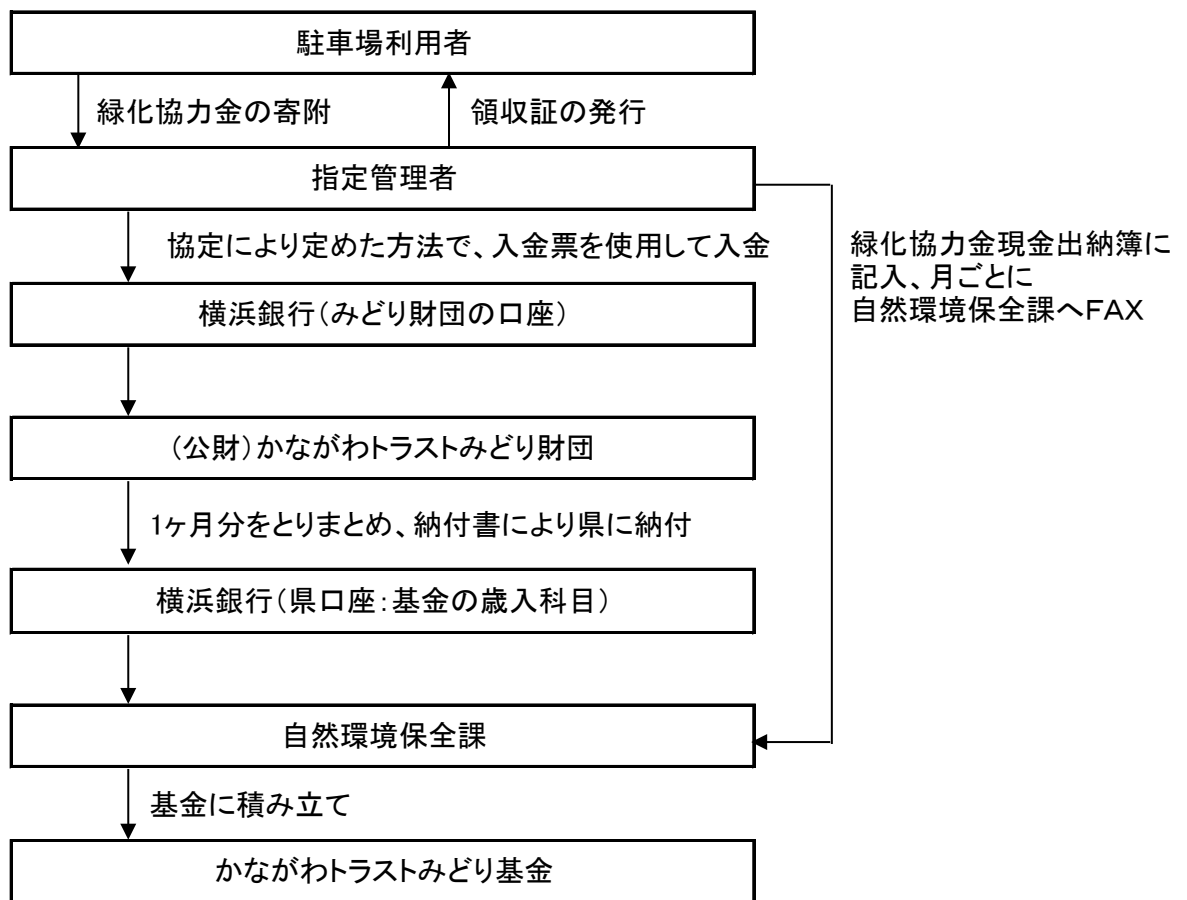
別表第6（一般地方独立行政法人 徴収委託）

| |
|-----------|
| こども医療センター |
|-----------|

領収書様式

| | | |
|-------|--------|-----|
| | | 出納員 |
| | 年 月 日 | |
| | 領 収 書 | |
| 入 | 年 月 日 | |
| | (入場時刻) | |
| 出 | (出場時刻) | |
| 現金 | | 円 |
| (内訳) | | |
| 駐車料金 | | 円 |
| 緑化協力金 | | 円 |

○ 緑化協力金フロー図



(参考例)

〇〇港津波発生時行動マニュアル

平成 年 月 日作成

〇〇港指定管理者 〇〇〇〇〇

現指定管理者のマニュアルは、現指定管理者が独自に作成しておりますが、ここでは県が最低限求める項目を明らかにするため、県が作成した参考例を掲載します。

目 次

第1章 総 則

- 1 目的・・・○
- 2 津波発生時の対応の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○

第2章 配備基準（勤務時間外）

- 1 津波発生時に係る配備基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○
- 2 勤務時間外に津波警報等が発表された場合の対応・・・・・・・・・・・・・・○

第3章 職員の連絡・参集体制

- 1 勤務時間外の職員の連絡・参集体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○
- 2 臨港道路の通行止め対応（大磯港のみ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○
- 3 関係機関の連絡先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○

第4章 避難場所・避難経路

- 1 避難場所・・○
- 2 避難経路・・○
- 3 一時避難場所・一時避難経路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○
- 4 一時避難場所から避難場所への避難・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○
- 5 避難誘導の判断・・・○

第5章 初動態勢時の役割・初動態勢の流れ

- 1 初動態勢時の役割・・・○
- 2 初動態勢の流れ・・・○

第6章 初動態勢時の対応内容

- 1 津波情報等の収集・・・○
- 2 津波情報等の伝達・・・○
- 3 利用者の避難誘導・・・○
- 4 海上にいる利用者への避難対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○
- 5 臨港道路附属駐車場の出庫停止措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○
- 6 臨港道路の通行止め対応（大磯港のみ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○
- 7 防潮門扉の閉鎖（大磯港のみ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・○
- 8 土木事務所への報告・・・○
- 9 職員自身の避難手順等・・・○

第1章 総則

1 目的

このマニュアルは、津波が発生した場合にその発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から十数時間の間、港湾施設の利用者の生命及び身体の安全を確保するために、職員がとるべき基本的な対応手順等を定めるものです。

職員は、日ごろからこのマニュアルの内容を理解し、津波が発生した場合には、適切かつ迅速に対応を行えるようにしておく必要があります。

2 津波発生時の対応の基本的な考え方

- (1) 津波による人的被害を軽減するためには、「直ちに水際から離れ、急いで安全な場所に避難する。」という行動原則を職員自身が認識しておくことが必要です。
- (2) 津波発生時には予想される津波到達時間を考慮しつつ、職員の安全が確保されることを前提としたうえで、利用者の避難対応を最優先に行う必要があります。
- (3) マニュアルに定める内容は、基本的な対応手順を明らかにするものであり、状況に応じて臨機応変に適切な避難対応を行うことが必要です。

(※ その他、必要に応じて記載する。)

第2章 配備基準（勤務時間外）

1 津波発生時に係る配備基準

勤務時間外に地震が発生した場合や、津波警報又は大津波警報（以下「津波警報等」という。）が発表された場合の配備基準は、次のとおりです。

勤務時間外に津波警報等が発表された時には、管理事務所へ向かうことは非常に危険なため、直ちに参集する必要はありませんが、各職員は、指示があった場合にすぐに参集できるように準備しておく必要があります。

| 基準震度等 | | 配備基準 |
|--------------|------------------|--|
| 震度5弱 | 所管港湾市町の震度 | ※ 指定管理業務仕様書の配備基準に基づき、対応が必要な人数を検討し、定める。 |
| 震度5強 | | |
| 震度6弱以上 | 県内の最大震度 | |
| 県内に大規模な災害が発生 | 県の災害対策本部が設置された場合 | |
| 津波警報 | 相模湾・三浦半島 | 連絡待機 |
| 大津波警報 | 相模湾・三浦半島又は東京湾内湾 | |

※ その他、東海地震注意警報又は東海地震予知情報が発表されたときは所長の指示に従い連絡待機。

2 勤務時間外に津波警報等が発表された場合の対応

勤務時間外に津波警報等が発表された場合には、第3章1により緊急連絡網に基づき連絡しますので、管理責任者の指示に従って行動（待機）してください。

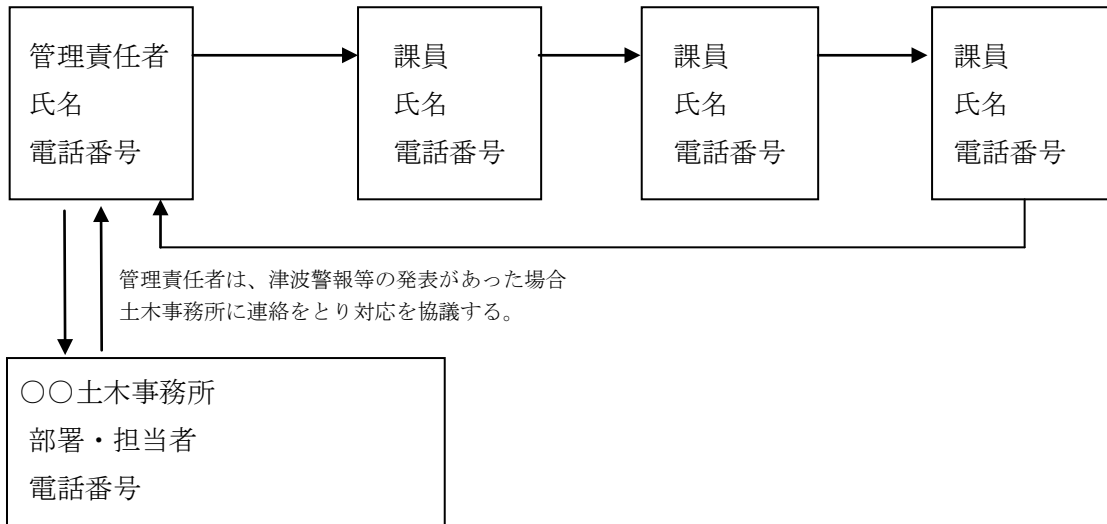
また、警備員により次のとおり対応が行われ、対応内容について管理責任者が報告を受けることとなっております。

（※ 警備員による対応が可能な場合には、対応指示内容を記載する。）

第3章 職員の連絡・参集体制

1 勤務時間外の職員の連絡・参集体制

勤務時間外に津波警報等が発表された場合には、次の緊急連絡網（※）に基づき連絡しますので、管理責任者の指示に従って行動（待機）してください。



（※ 別紙として緊急連絡網を添付してもよい。）

2 臨港道路の通行止め対応（大磯港のみ）

勤務時間外に津波警報等の発表があった場合には、次の交通管理者等と連絡をとり対応をとります。

（※ このページに記載するか、別紙として連絡系統図を添付する。）

3 関係機関の連絡先

<〇〇土木事務所>

| 担当課 | 担当者 | 連絡先 |
|------------|------|---------------------------------------|
| 〇〇土木事務所〇〇課 | | 000-000-0000（直通） 000-000-0000（FAX） |
| | 〇〇課長 | 090-0000-0000 |
| | 〇〇 | 090-0000-0000 |

<その他関係機関> （※ 必要に応じて追加・修正する。）

| 関係機関名 | 部署（担当者） | 連絡先 | 関係機関の役割 |
|-------|---------|--------------|----------|
| 〇〇市 | 〇〇課（ ） | 000-000-0000 | 住民の避難誘導等 |
| 海上保安署 | 〇〇課（ ） | 000-000-0000 | 海上パトロール等 |
| | | | |

（※ 別紙として連絡先を添付してもよい。）

第4章 避難場所・避難経路

利用者の避難誘導を行う際の避難場所や避難経路は、次のとおりです。

1 避難場所

津波が発生した場合には、原則として〇〇市（町）の指定する津波避難場所である「〇〇〇」へ利用者の避難誘導を行います。

（※ 市町の津波避難場所が指定されていない場合は、指定管理者が関係機関等と協議のうえ、避難場所等を設定する。）

2 避難経路

1の避難場所への避難経路は、次のとおりです。

（※ 津波避難場所・避難経路を明記する。）

3 一時避難場所・一時避難経路

津波が間近に迫っており、1の避難場所へ避難する間がない場合や、災害時要援護者等避難場所への誘導が困難な場合等については、「〇〇〇」へ一時的な避難誘導を行います。〇〇への避難経路は、次のとおりです。

（※ 一時避難場所・一時避難経路を明記する。）

4 一時避難場所から避難場所への避難

一時避難場所は、とりあえず津波の危険から命を守るための場所であるため、一時避難場所へ避難した場合には、津波等の状況を見て、次の経路のとおり、避難場所へ避難することとなります。

ただし、避難の際に、津波注意報や津波警報等が解除されるまでは、津波浸水予想地域内を經由しないよう十分注意してください。

（※ 避難経路を明記する。）

5 避難誘導の判断

津波発生時にどの場所に避難させるかは、その時の状況により異なるため、当日の責任者の指示を仰ぐこと。

第5章 初動態勢時の役割・初動態勢の流れ

1 初動態勢時の役割

津波発生時には、何よりも利用者の避難対応を最優先に行う必要があります。

各職員は、初動態勢時には原則として次の役割を担います。

配備体制の責任者は、津波発生時に勤務する一番上席の者とし、配備体制の責任者は、あらかじめ定められた役割を基本に職員に指示を出します。各職員は、責任者の指示に従うとともに、自発的な行動が求められます。

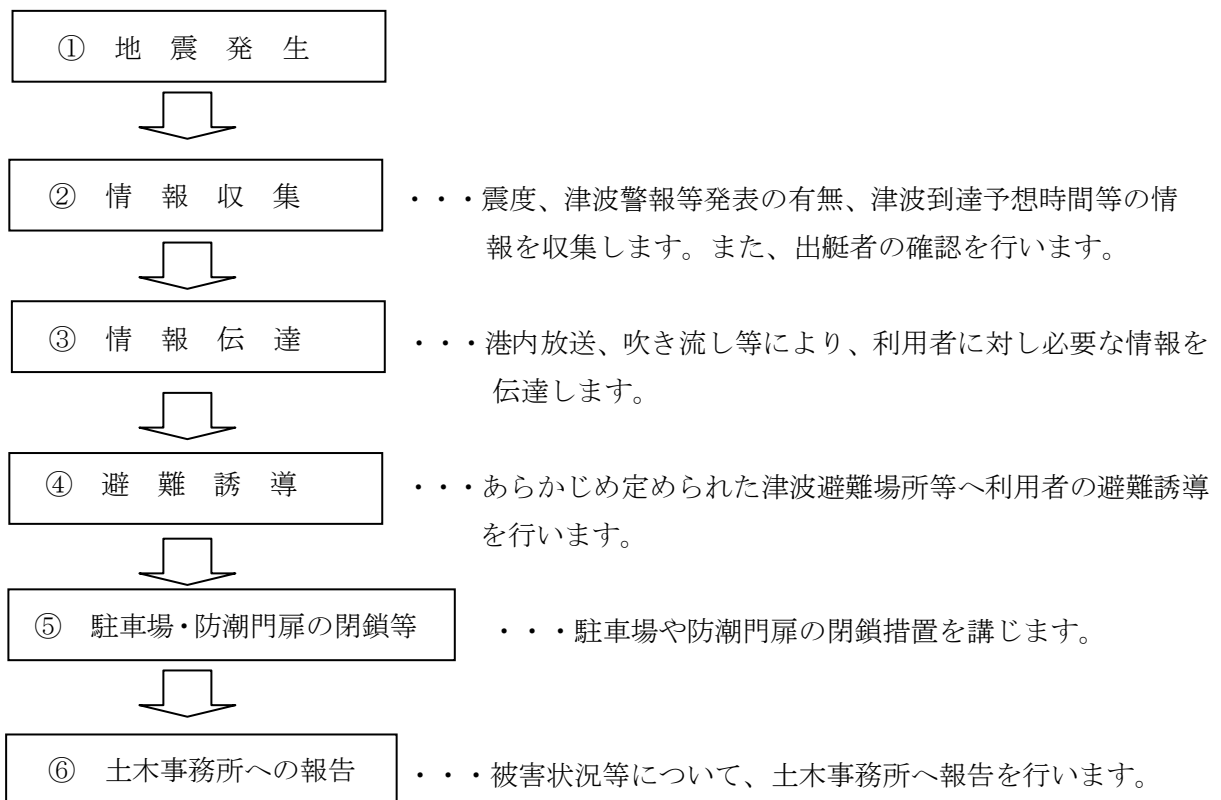
(※ 施設の特性や人員体制の状況に応じ、各職員の役割を定めておく。)

<参考例>

| 区 分 | 人 員 | 役 割 |
|----------|--------------|--|
| 管理課 | 管理課員〇名 | 建物内の施設安全確認、港内放送、利用者避難誘導等 |
| ポートサービス課 | ポートサービス課員〇名 | 建物外の状況確認、ハンドマイクによる放送、津波警戒避難標識（吹き流し）の掲揚、利用者避難誘導、出艇者の避難措置等 |
| 駐車場案内員 | 駐車場案内員 〇名 | ハンドマイクによる放送、駐車場からの出庫禁止措置等 |

2 初動態勢の流れ（勤務時間内の場合）

初動態勢時の流れと対応すべき主な内容は次のとおりです。



(※ その他、必要な内容は適宜追加・修正する。)

第6章 初動態勢時の対応内容（勤務時間内の場合）

（※ 係が複数となる場合には、係ごとに章立てを分けることも考えられます。）

職員は、各自の役割に基づいて、次のとおり対応します。

なお、ここで定める内容は基本的な対応手順を明らかにするものであり、被害等の状況に応じて臨機応変に対応することが必要となる場合がありますので、留意してください。

1 津波情報等の収集（〇〇係）

(1) 津波警報等の情報収集

〇〇係は、地震が発生した場合には、(テレビ、インターネット等)により次の情報を収集する。

停電により、テレビ等から情報が収集できない場合には、ラジオや携帯電話で情報を収集します。

＜収集すべき情報＞ （※必要に応じて適宜追加・修正する。）

- 津波警報等発表の有無
- 津波の予想される高さ
- 津波到達予想時刻
- 震度・震源の大きさ
- 震源地
- 余震の起こる可能性

(2) 出艇者の確認等

〇〇係は、ヨットの出艇届、出艇記録を速やかに確認し、帰着していない艇がいる場合には、艇数、船種等を確認し、レスキュー艇の出動、海上保安署への連絡・巡視要請、出艇者の携帯電話への連絡等、状況に応じた措置を講じます。

2 津波情報等の伝達（〇〇係）

〇〇係は、状況に応じて、次の情報を（港内放送、防災行政無線等）により利用者へ伝達します。また〇〇係は、ハンドマイクより上記情報を併せて利用者へ伝達します。

停電時には港内放送が使えない可能性があるため、ハンドマイクやメガホン等によりできる限りの伝達に努めます。

＜津波注意報発表時の伝達内容例（参考）＞

「こちらは、〇〇港管理事務所です。

〇時〇分、津波注意報が発表されました。

水際付近は危険です。直ちに水際から離れてください。

（※ 津波到達時間が判明した場合）

予想される津波の到達時刻は、〇時〇分です。」

<津波警報（大津波警報）発表時の伝達内容例>

「こちらは、〇〇港管理事務所です。

〇時〇分、津波（大津波）警報が発表されました。

高い所で2メートル程度（3メートル程度以上）の津波が予想されます。

水際付近は危険です。直ちに水際から離れ、〇〇（避難場所）、または高台に避難してください。

また、車での避難は避けてください。

（※ 津波到達時間が判明した場合）

予想される津波の到達時刻は、〇時〇分です。」

（※ 施設の特性に応じて、適宜修正してください。）

3 利用者の避難誘導（〇〇係）

〇〇係は、利用者の避難誘導を行います。

(1) 避難誘導方法

〇〇係は、残留者の確認を行うとともに、利用者を〇〇市（町）指定の津波避難場所である〇〇へ避難誘導を行います。職員は、利用者が迅速に〇〇へ避難できるよう、交差点等に待機するなど可能な限り誘導の補助を行います。

（※ 避難誘導方法を具体的に記載する。）

(2) 津波が間近に迫っている場合や災害時要援護者への対応

津波が間近に迫っており、避難場所へ避難する間がない場合や、災害時要援護者等避難場所への誘導が困難な場合等については、一時避難場所として〇〇へ避難誘導を行います。

一時避難場所への避難も間に合わない場合等最低限の避難を行わざるを得ない場合には、（管理事務所の最上階等の高台へ）避難誘導を行います。

（※ 避難誘導方法を具体的に記載する。）

4 海上にいる利用者への避難対応（〇〇係）

〇〇係は、海上にいる利用者へ呼びかけを行うとともに、必要に応じて、海上保安署等への協力要請を行います。

また、沿岸のヨット等利用者に対し、〇〇（掲揚場所）に津波警戒避難標識（吹き流し）を掲揚します。

（※ 避難誘導方法、吹き流しの掲揚手順等を具体的に記載する。）

5 臨港道路附属駐車場の出庫禁止措置（〇〇係）

利用者は原則として徒歩による避難を行うため、〇〇係は、利用者の避難に支障をきたさないよう、駐車場のバーを閉め、駐車場の出庫禁止措置をとります。

ただし、災害時要援護者等、車での避難が必要な場合には、状況により出庫を認めることとします。

(※ 避難誘導方法を具体的に記載する。)

6 臨港道路の通行止め対応 (〇〇係) 【大磯港のみ】

第3章2のとおり対応してください。

7 防潮門扉の閉鎖 (〇〇係) 【大磯港のみ】

(1) 設置状況

防潮門扉の設置状況は、次のとおりです。

(※ 門扉の名称・設置箇所等を記載する。)

(2) 管理体制

防潮門扉の閉鎖は、〇〇係が行います。

(3) 閉鎖手順

(※ 利用者の避難に支障が生じないように、門扉の閉鎖の順序等の手順を定めておく。)

(4) 関係機関への通報

防潮門扉を閉鎖した場合には、次の関係機関に速やかに連絡します。

| 機関名 | 電話番号 |
|-----|------|
| | |

8 土木事務所への報告 (〇〇係)

下記事項を、利用者・職員の安全確保後、できるだけ速やかに電話、FAX、メール等により報告を行います。

<報告事項>

(※ そのほか、必要な報告事項を追加する。(土木事務所と事前に協議し決めておく。))

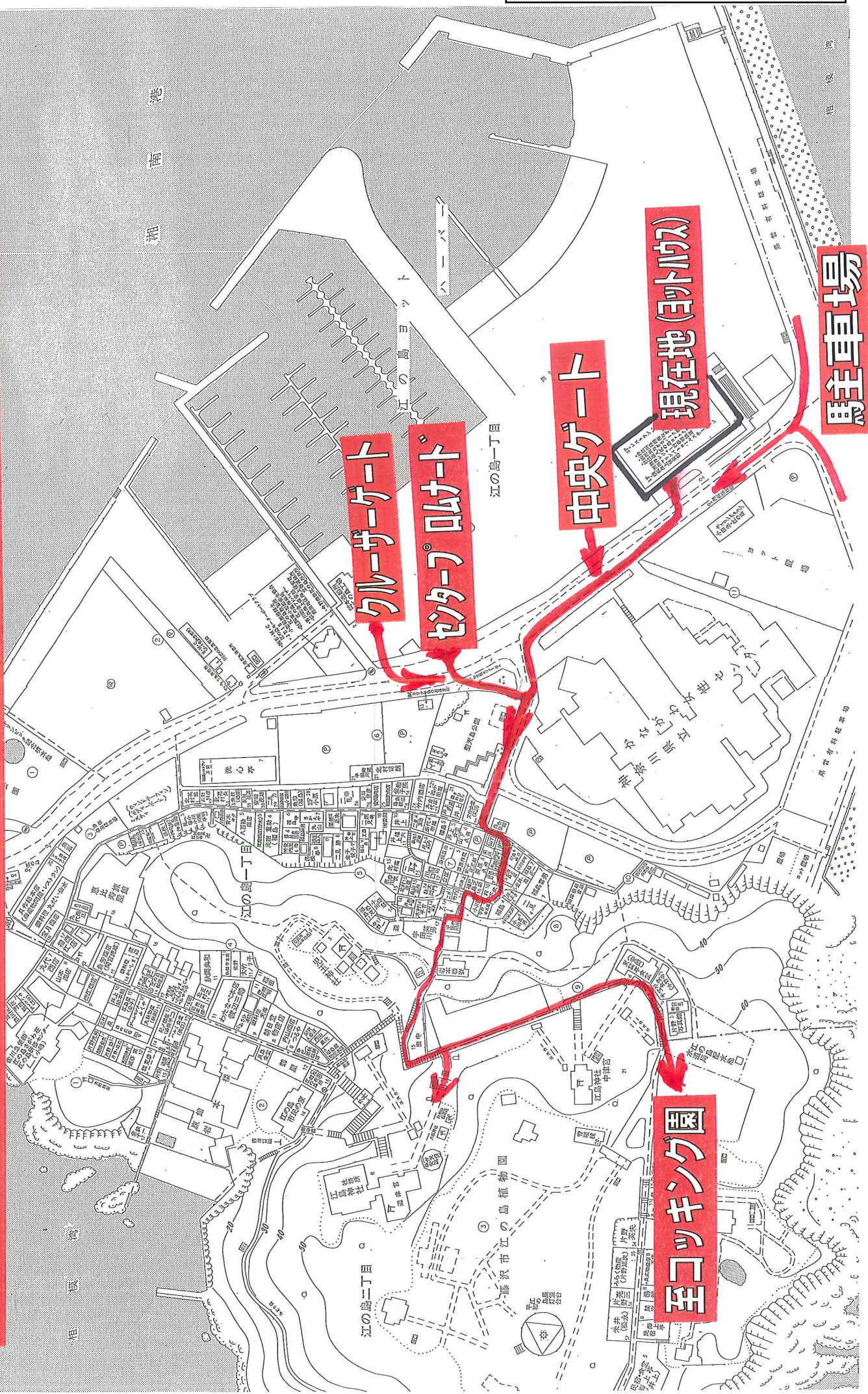
- 責任者(連絡者)の氏名・連絡先
- 避難対応状況(避難場所、避難人数等)
- 負傷者等の状況
- 施設の被害状況(分かる範囲で)
- 今後の対応予定

9 職員自身の避難について

予想される津波到達時間を考慮し、自身の身の危険が差し迫っている場合は、上記対応等を中止し、避難することもやむを得ません。直ちに避難場所へ避難してください。(基本的には、責任者の指示によるものとしますが、状況により各自で判断することもやむを得ません。)

(※ 必要に応じて、避難手順等を定めておく。)

津波警報発令時の避難経路



前回の募集時における質問への回答事項

| 番号 | 質 問 | 回 答 |
|----|---|---|
| 1 | 湘南港指定管理者募集要項参考資料74ページ、人件費内訳要領（様式3別添）の作成に関し、現行指定管理者による全職員の給与他明細に係る資料を提供願いたい。 | 平成19年度湘南港指定管理者人件費実績 （常勤給与・賞与） 32,894,993円 常勤7名 （各種手当） 5,631,348円 常勤7名分 （法定福利費） 6,594,913円 全員18名分 （アルバイト賃金） 14,777,542円 非常勤8名、アルバイト3名 （合計） 59,898,796円 |

港湾の設置及び管理等に関する条例（改正施行予定版）

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 港湾の設置及び管理（第2条～第17条）
- 第3章 指定管理者（第18条～第27条）
- 第4章 雑則（第28条）
- 第5章 罰則（第29条～第31条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、別に定めがあるもののほか、港湾の設置及び管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 港湾の設置及び管理

（設置）

第2条 港湾を次のとおり設置する。

| 名称 | 位置 |
|-----|-------------|
| 湘南港 | 藤沢市江の島1丁目地先 |
| 葉山港 | 三浦郡葉山町堀内地先 |
| 大磯港 | 中郡大磯町大磯地先 |
| 真鶴港 | 足柄下郡真鶴町真鶴地先 |

（行為の制限）

第3条 港湾においては、何人も次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第4号及び第6号から第8号までに掲げる行為については、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 港湾の施設を損傷し、又は損傷するおそれのある行為をすること。
 - (2) じんあい、汚物その他衛生上有害と認められる物を投棄し、又は放置すること。
 - (3) 自動車、牛車、馬車その他の車両又は牛、馬その他の畜類を放置すること。
 - (4) 物品を加工し、又は販売すること。
 - (5) 港湾の施設の保全上支障を及ぼす程度に貨物を積み上げること。
 - (6) 貨物を停滞させること。
 - (7) けい留施設にいかだその他の物件をけい留すること。
 - (8) けい留施設において、有毒物、爆発物その他の危険物又はじんあい、汚物その他衛生上有害と認められる物の荷役をすること。
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、港湾の機能を妨げる行為をすること。
- 2 知事は、前項ただし書の規定による許可の申請があつた場合において、その申請に係る行為が港湾の施設の保全又は利用に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、これを許可してはならない。
- 3 知事は、第1項ただし書の規定による許可に港湾の施設の保全又は利用上必要な条件を付することができる。

（利用の承認）

第4条 次の各号に掲げる港湾において当該各号に掲げる施設（これに附属する設備を含む。以下同じ。）のいずれかを利用しようとする者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、知事が指定する者（以下「指定管理者」という。）（第1号ア及びエ並びに第2号イ及びウにあつては、知事。次項において同じ。）の承認を受けなければならない。ただし、公開の施設の利用については、この限りでない。

- (1) 湘南港
 - ア 本船岸壁
 - イ 南物揚場、中央物揚場、北物揚場及び浮棧橋

- ウ 船舶保管地
- エ 漁船物揚場及び漁船船揚場
- オ 臨港道路附属駐車場
- カ 船舶給水施設
- キ 港湾管理事務所
- ク 固定式荷役機械

(2) 葉山港

- ア 西物揚場、西中央物揚場、西船揚場、本港浮棧橋及び新港浮棧橋
- イ 東物揚場、東中央物揚場及び東船揚場
- ウ 南物揚場
- エ 船舶保管地
- オ 臨港道路附属駐車場
- カ 港湾管理事務所
- キ 固定式荷役機械

(3) 大磯港

- ア 西岸壁、中央岸壁、東岸壁、漁船物揚場及び漁船船揚場
- イ 西荷さばき地及び漁船荷さばき地
- ウ 臨港道路附属駐車場
- エ 船舶給水施設

(4) 真鶴港

- ア 南物揚場及び北物揚場
- イ 第一物揚場、第二物揚場、第三物揚場、第四物揚場、第五物揚場、第六物揚場、南船揚場及び北船揚場
- ウ 南荷さばき地及び西荷さばき地
- エ 船舶修理施設

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の承認を与えないことができる。

- (1) 港湾の施設を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (2) 公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他利用させることが港湾の管理上支障があると認められるとき。

(専用利用の承認)

第5条 港湾の施設に構築物を設け、又は区域を画して一定の期間独占的にこれを利用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による承認の申請があつた場合において、その申請に係る事項が、港湾の開発若しくは利用に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき又は港湾の風致を著しく害するおそれがあるときは、これを承認してはならない。ただし、知事が公益上やむを得ないと認めるものについては、この限りでない。

3 第3条第3項の規定は、第1項の承認を行なう場合について準用する。

(許可等の特例)

第6条 国又は地方公共団体が第3条第1項ただし書の規定による行為又は前条第1項の規定による利用（以下「専用利用」という。）をしようとするときは、あらかじめ知事に協議することをもつて足りる。

2 次の各号に掲げる船舶又は車両を運行する者が、船舶給水施設以外の港湾の施設を利用する場合においては、第4条第1項の規定による承認を受けることを要しない。ただし、第5号及び第6号に掲げるものにあつては、その開催に伴う利用について、あらかじめ知事の同意を得たものに限る。

- (1) 犯罪捜査、警備その他警察の用務に従事する船舶又は車両
- (2) 災害救助、水防、消防又は防疫の用務に従事する船舶又は車両
- (3) 海難を避けようとする船舶
- (4) 運転の自由を失つた船舶
- (5) 国際的競技会又は国若しくは地方公共団体が主催する競技会に参加する船舶又はその練習を行なう船舶

(6) 祭礼その他地方的慣行の催し物に参加する船舶

3 専ら漁業に従事する船舶を運行する者が、次の各号に掲げる港湾において当該各号に掲げる施設を専ら漁業のために利用する場合においては、第4条第1項の規定による承認を受けることを要しない。

- (1) 湘南港 漁船物揚場及び漁船船揚場
- (2) 葉山港 東物揚場、東中央物揚場及び船揚場
- (3) 大磯港 漁船物揚場、漁船船揚場及び漁船荷さばき地
- (4) 真鶴港 南物揚場、第一物揚場、第三物揚場、第六物揚場、南船揚場、北船揚場及び船舶修理施設

(利用の期間)

第7条 第4条第1項の規定による利用の期間は1箇年以内とし、第5条第1項の規定による専用利用の期間は5箇年以内とする。

(遵守事項)

第8条 港湾の施設を利用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 船舶又は車両の修理のための用具又は資材その他の物件を放置しないこと。
- (2) 港湾の施設又は他の船舶若しくは車両に損傷を与えたときは、すみやかに知事に届け出ること。
- (3) けい留施設及び他の船舶に衝撃を与えないよう適当な防げん具を使用すること。
- (4) 投げように当つては、他のびよう鎖と交さしないように投げようすること。
- (5) 荷役等を終わったときは、すみやかに船舶を離岸させ、又は転けいすること。
- (6) 火災その他により他に危害を及ぼすおそれのある事態が生じたときは、すみやかに離岸その他の適当な処置をとること。
- (7) 天候不穏のおそれがあるときは、いつでも避難できるように準備すること。
- (8) 有毒物又は爆発物その他の危険物を積載して臨港道路付属駐車場に駐車しないこと。
- (9) 臨港道路付属駐車場において火気を使用しないこと。

(承認に基づく地位の承継)

第9条 相続人、合併又は分割により設立された法人その他の第4条第1項又は第5条第1項の規定による承認を受けた者の一般承継人（分割による承継の場合にあつては、第4条第1項の承認に係る船舶又は第5条第1項の承認に係る事業を承継した法人に限る。）は、被承継人が有していた承認に基づく地位を承継する。

2 前項の規定により地位を承継した者は、速やかにその旨を知事（第4条第1項各号（同項第1号ア及びエ並びに第2号イ及びウを除く。）に掲げる施設における同項の承認に基づく地位の承継にあつては、指定管理者）に届け出なければならない。

(権利の譲渡)

第10条 第4条第1項又は第5条第1項の規定による承認に基づく権利は、知事（第4条第1項各号（同項第1号ア及びエ並びに第2号イ及びウを除く。）に掲げる施設における同項の承認に基づく権利にあつては、指定管理者）の承認がなければ、譲渡することができない。

2 前項の規定により承認に基づく権利を譲り受けた者は、譲渡人が有していた承認に基づく地位を承継する。

(利用料、使用料及び占用料等の徴収)

第11条 第4条第1項の規定による利用又は第5条第1項の規定による専用利用の承認を受けた者から別表第1に定める額の利用料を徴収する。

2 地方自治法第238条の4第7項の規定による港湾の施設の使用については、前項中第5条第1項の規定による専用利用の利用料の例により使用料を徴収する。

3 港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第37条第1項の規定による許可（同項第1号又は第2号に該当するものに限る。）を受けた者から、別表第2に定める額の占用料又は土砂採取料（以下「占用料等」という。）を徴収する。

4 第1項に規定する利用料の額及び前項に規定する占用料等の額の変更については、あらかじめ神奈川県港湾審議会の意見を聴くものとする。

(利用料等の減免)

第12条 次に掲げる船舶、車両又は貨物については、船舶給水施設以外の施設の利用についての利用料を免除する。

- (1) 法第44条の2第1項ただし書に規定する船舶
 - (2) 港湾に係る公務のための船舶、車両又は貨物
 - (3) 港湾の建設、改良、維持又は復旧の工事のための船舶、車両又は貨物
 - (4) その他知事が特に認める船舶、車両又は貨物
- 2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の利用料を減免することができる。
- (1) 港湾の建設、改良、維持又は復旧の工事のため港湾の施設の専用利用をするとき。
 - (2) 港湾の機能を助長する施設として知事が特に認める構築物の設置のため港湾の施設の専用利用をするとき。
 - (3) 地元漁業協同組合又はその組合員が漁業上欠くことのできない用途にあてるため、主として漁業の用に供する目的で設置された港湾の施設の専用利用をするとき。
 - (4) 知事が指示する行為を行なうため、港湾の施設の専用利用をするとき。
 - (5) 地方公共団体が港湾その他の海事に関する理解の増進を図る目的で港湾の施設を利用するとき。
 - (6) その他知事が特に認める船舶又は車両により港湾の施設を利用するとき。
- 3 知事は、次の各号に掲げる場合で特に必要と認めるときは、占用料等を減免することができる。
- (1) 水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設又は航行補助施設の建設、改良、維持又は復旧の工事を行うとき。
 - (2) 営利を目的としない公益事業を行うとき。
 - (3) 漁業上欠くことのできない行為を行うとき。
 - (4) 知事が指定する行為を行うとき。

(利用料等の不還付)

第13条 既に徴収した利用料及び占用料等は、還付しない。ただし、知事が災害その他特別の事情により利用、占用又は採取することができないと認めるときは、この限りでない。

(入出港の届出)

第14条 船舶が入港したとき又は出港しようとするときは、知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる船舶については、この限りでない。

- (1) 総トン数5トン未満の船舶
- (2) 第6条第2項各号に掲げる船舶
- (3) もっぱら漁業に従事する船舶

(けい留場所等の指示及び変更)

第15条 知事は、港湾の施設の利用上必要と認めるときは、船舶のけい留場所、車両の駐車場所若しくは貨物の滞留場所を指示し、又はその変更を命ずることができる。

(港湾の施設の利用の禁止又は制限)

第16条 知事は、港湾の保全、開発又は利用上特に必要があると認めるときは、港湾の施設の全部又は一部の利用を禁止し、又は制限することができる。

(監督処分)

第17条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第27条第1項に規定するものを除き、その許可若しくは承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件若しくは指示を変更し、又は利用その他の行為の中止、構築物の改築若しくは除去、利用その他の行為により生じた若しくは生ずべき損害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは原状に回復することを命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定若しくはこの条例に基づく処分に違反した者、その者の一般承継人若しくはその者から当該違反に係る構築物を譲り受けた者又はこれらの者から賃貸借その他により当該違反に係る構築物を使用する権利を取得した者
- (2) この条例の規定による許可若しくは承認に付した条件又は指示に違反した者
- (3) 詐欺その他不正な手段により、この条例の規定による許可又は承認を受けた者

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、港湾の施設を利用する者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

- (1) 利用その他の行為につき、又はこれに係る事業を営むことにつき、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を受けたことを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかつたとき又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失つたとき。
- (2) 利用その他の行為又はこれに係る事業の全部若しくは一部の廃止があつたとき。
- (3) 津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動等により港湾の施設の状況が変化したことによつて、利用その他の行為が港湾の施設の保全又は利用上著しい支障を生ずることになつたとき。
- (4) 港湾の施設に関する工事のため必要があるとき。
- (5) 公益上特に必要があるとき。

第3章 指定管理者

(指定管理者による管理)

第18条 次の表の左欄に掲げる港湾の施設の管理に関する業務のうち、同表の当該右欄に掲げる業務(以下「指定管理業務」という。)は、指定管理者に行わせるものとする。

| 港湾 | 業務 |
|-----|---|
| 湘南港 | <ol style="list-style-type: none"> 1 港湾の施設(法第2条第5項第4号に規定する道路及び橋りょう並びに法第39条の規定により知事が漁港区として指定した区域内の施設を除く。)の維持管理に関する業務 2 第4条、第9条(第4条第1項第1号イ、ウ及びオからクまでに掲げる施設における同項の承認に係るものに限る。)、第10条(第4条第1項第1号イ、ウ及びオからクまでに掲げる施設における同項の承認に係るものに限る。)及び第27条に関する業務 3 第14条に規定する入出港の届出の受付に関する業務 4 その他湘南港の円滑な利用の確保に関する業務 |
| 葉山港 | <ol style="list-style-type: none"> 1 港湾の施設(法第39条の規定により知事が漁港区として指定した区域内の施設を除く。)の維持管理に関する業務 2 第4条、第9条(第4条第1項第2号ア、エ、オ、カ及びキに掲げる施設における同項の承認に係るものに限る。)、第10条(第4条第1項第2号ア、エ、オ、カ及びキに掲げる施設における同項の承認に係るものに限る。)及び第27条に関する業務 3 第14条に規定する入出港の届出の受付に関する業務 4 その他葉山港の円滑な利用の確保に関する業務 |
| 大磯港 | <ol style="list-style-type: none"> 1 港湾の施設の維持管理に関する業務 2 第4条、第9条(第4条第1項の承認に係るものに限る。)、第10条(第4条第1項の承認に係るものに限る。)、第14条及び第27条に関する業務 3 第14条に規定する入出港の届出の受付に関する業務 4 港湾の施設の利用に関する秩序の維持に関する業務 5 漁業を営む者、マリーナを経営する者、内航運送を行う者、船舶運航事業を営む者その他事業活動のために港湾を利用する者の利用調整等に関する業務 6 その他大磯港の円滑な利用の確保に関する業務 |
| 真鶴港 | <ol style="list-style-type: none"> 1 港湾の施設の維持管理に関する業務 2 第4条、第9条(第4条第1項の承認に係るものに限る。)、第10条(第4条第1項の承認に係るものに限る。)、第14条及び第27条に関する業務 3 第14条に規定する入出港の届出の受付に関する業務 4 港湾の施設の利用に関する秩序の維持に関する業務 5 漁業を営む者、マリーナを経営する者、内航運送を行う者、船舶運航事業を営む者その他事業活動のために港湾を利用する者の利用調整等に関する業務 6 その他真鶴港の円滑な利用の確保に関する業務 |

(指定管理者の指定の申請)

第19条 指定管理者の指定を受けようとする者は、法人その他の団体(以下「法人等」という。)の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載した申請書を、知事が指定する日までに、知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 法人等の定款又はこれに準ずる書類及び法人にあつては、登記事項証明書
- (2) 知事が指定する事業年度における事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書その他法人等の事業及び経営の状況を明らかにする書類
- (3) 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (4) 指定管理業務の実施の計画及び方法を記載した書類
- (5) 知事が指定する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- (6) 指定の申請に関する法人等の意思の決定を証する書類
- (7) その他知事が必要と認める書類

(指定管理者の指定の基準)

第20条 知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準（第5号に掲げる基準にあつては、湘南港及び葉山港を除く。）により港湾の施設の指定管理者として最も適切であると認めた者を指定管理者として指定する。

- (1) 住民の平等利用が確保されること。
- (2) 県内に事務所を有する法人等であること。
- (3) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること。
- (4) 港湾の施設の運営を公正かつ中立に行うことができること。
- (5) 港湾の施設の利用に関する秩序の維持及び漁業を営む者、マリナーを経営する者、内航運送を行う者、船舶運航事業を営む者その他事業活動のために港湾を利用する者の利用調整等を十全に行う能力がある公共団体であること。
- (6) 津波、高潮、波浪その他の災害及び緊急の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、知事の指示に従い、適切に対応する体制を確保できること。
- (7) 指定管理業務について、相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること。
- (8) 安定した経営基盤を有していること。
- (9) 第23条第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、指定管理業務が効果的かつ効率的に行われるものであることを判断するために必要なものとして規則で定める基準

(指定管理者の指定の告示)

第21条 知事は、前条の規定により指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定の期間を告示しなければならない。

- 2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を告示しなければならない。

(管理の基準等)

第22条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
 - (2) 第4条第1項の規定による利用（同項第1号オ、第2号オ及び第3号ウに掲げる施設に係るものを除く。）に係る事務を行わない日は、規則で定める日であること。
 - (3) 第4条第1項第1号オ、第2号オ及び第3号ウに掲げる施設の開場時間並びに同項第1号キ及び第2号カに掲げる施設の開所時間は、規則で定める時間であること。
 - (4) 港湾の施設の維持管理を適切に行うこと。
 - (5) 港湾の施設の利用に関する調整等を適切に行うこと。
 - (6) 指定管理業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- 2 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。
 - (1) 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
 - (2) 指定管理業務の実施に関する事項
 - (3) 指定管理業務の実績報告に関する事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理業務の実施に関し必要な事項

(指定管理者の指定の取消し等)

第23条 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、第20条の規定による指定を取

り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 指定管理業務又は経理の状況に関する知事の指示に従わないとき。
- (2) 第20条各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。
- (3) 前条第1項各号に掲げる基準を遵守しないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。

2 知事は、前項の規定により指定を取り消し、又は指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(利用料金の納付)

第24条 第4条第1項の規定による指定管理者の承認を受けた者は、別表第3に掲げる当該施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

- 2 利用料金は、別表第3に定める額の範囲内において、指定管理者が知事の承認を得て定める。
- 3 前項の利用料金（駐車場利用料金を除く。）は、前納とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、これを後納させることができる。
- 4 駐車場利用料金は、駐車場の利用が終了した後、速やかに、精算し納付しなければならない。
- 5 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 6 別表第3に定める額の変更については、第11条第4項の規定を準用する。

(利用料金の減免)

第25条 次に掲げる車両については、前条第1項の規定にかかわらず、駐車場利用料金を免除する。

- (1) 港湾に係る公務のための車両
 - (2) 港湾の建設、改良、維持又は復旧の工事のための車両
 - (3) その他あらかじめ知事が特に指定した車両
- 2 前条第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を得て定めた基準により、利用料金を減免することができる。

(利用料金の還付)

第26条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が災害その他特別の事情により施設を利用することができないと認めるときは、この限りでない。

(利用承認の取消し等)

第27条 指定管理者は、第17条第1項各号のいずれかに該当する者に対して、第4条第1項の規定による承認（湘南港にあつては第4条第1項第1号イ、ウ及びオからクまでに掲げる施設に係るもの、葉山港にあつては同項第2号ア及びエからキまでに掲げる施設に係るものに限る。）を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。

- 2 指定管理者は、港湾の施設（湘南港にあつては法第2条第5項第4号に規定する道路及び橋りょう並びに法第39条の規定により知事が漁港区として指定した区域内の施設、葉山港にあつては法第39条の規定により知事が漁港区として指定した区域内の施設を除く。）の管理上特に必要があると認めるときは、当該港湾の施設の全部又は一部の利用を中止させ、又はその利用の方法を変更させることができる。

第4章 雑則

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

(罰則)

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第3条第1項、第4条第1項又は第5条第1項の規定に違反した者
 - (2) 第15条又は第16条の規定による指示、命令又は処分に従わない者
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、2万5,000円以下の過料に処する。
- (1) 第9条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - (2) 第10条第1項の規定による承認を受けないで権利を譲渡した者

第30条 詐欺その他不正の行為により第11条第1項又は第2項に規定する利用料又は使用料の全部又は一部の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金

額が5万円を超えないときは、5万円)以下の過料に処する。

(過怠金)

第31条 詐欺その他不正の行為により占用料等の全部又は一部の徴収を免れた者から、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を徴収する。

附 則

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は平成25年4月1日から、次項の規定は公布の日から施行する。
- 港湾の設置及び管理等に関する条例第20条の規定により指定管理者の指定を受けた者は、この条例の施行の前においても、第2条の規定による改正後の港湾の設置及び管理等に関する条例第24条第2項、第25条第2項及び別表第3の規定の例により、知事の承認を得ることができる。

附 則

- この条例は、平成26年4月1日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表第1の7の改正規定及び次項の規定は、平成26年1月1日から施行する。
- 別表第1の7の改正規定の施行の際現に葉山港の港湾の施設の専用利用の承認を受け、かつ、現に当該承認に係る期間のうち当該改正規定の施行の日以後の期間に係る利用料を納入している者の当該納入している期間に係る利用料については、改正後の別表第1の7 専用利用料の表の(2) 建物の専用利用の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1 (第11条関係)

1 岸壁利用料

岸壁利用料の額は、次の表により計算して得た額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条の税率と当該税率に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83の税率を乗じて得た率を合計した率(以下「消費税率等」という。)に1を加えた率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

| 港湾名 | 施設名 | 利用の期間 | 利用料 |
|-----|-----------------------|-------------|---|
| 湘南港 | 本船岸壁 | 1日以内 | 12円に船舶の総トン数1トンを超える1トンまでごとに12円を加算した額 |
| | | 1日を超え10日以内 | 99円に船舶の総トン数1トンを超える1トンまでごとに99円を加算した額 |
| | | 10日を超え1箇月以内 | 279円に船舶の総トン数1トンを超える1トンまでごとに279円を加算した額 |
| | | 1箇月を超え3箇月以内 | 789円に船舶の総トン数1トンを超える1トンまでごとに789円を加算した額 |
| | | 3箇月を超え6箇月以内 | 1,467円に船舶の総トン数1トンを超える1トンまでごとに1,467円を加算した額 |
| | | 6箇月を超え1箇年以内 | 1,806円に船舶の総トン数1トンを超える1トンまでごとに1,806円を加算した額 |
| 大磯港 | 西岸壁 | 3時間以内 | 8円に船舶の総トン数1トンを超える1トンまでごとに8円を加算した額 |
| | 中央岸壁 | | |
| | 東岸壁 漁船物揚場 漁船船揚場 | 3時間を超える期間 | 係留時間24時間までごとに、12円に船舶の総トン数1トンを超える1トンまでごとに12円を加算した額 |
| 真鶴港 | 第二物揚場 | 3時間以内 | 8円に船舶の総トン数1トンを超える1トンまでごとに8円を加算した額 |
| | 第四物揚場 | | |
| | 第五物揚場 | 3時間を超える期間 | 係留時間24時間までごとに、12円に船舶の総トン数1トンを超える1トンまでごとに12円を加算した額 |

2 係留料

| 港湾名 | 施設名 | 利用の期間 単位 利用者 | 1箇月未満 | | 1箇月以上1箇年未満 | | 1箇年 | |
|-----|-----|--------------------|-------|------|------------|-------|-------|--------|
| | | | 1日 | | 1箇月 | | 1箇年 | |
| | | | 県内に住 | 県外に住 | 県内に住 | 県外に住所 | 県内に住所 | 県外に住所を |
| | | | | | | | | |

| | | 船長 | 所を有する者 | 所を有する者 | 所を有する者 | を有する者 | を有する者 | 有する者 |
|-----|-------|-----------------------|---|---|--|---|--|--|
| 湘南港 | 南物揚場 | 6メートル以下のもの | 2,010円 | 2,450円 | 34,710円 | 41,660円 | 378,530円 | 454,220円 |
| | 中央物揚場 | 6メートルを超え6.5メートル以下のもの | 2,730円 | 3,320円 | 45,140円 | 54,100円 | 491,980円 | 590,390円 |
| | 北物揚場 | 6.5メートルを超え7メートル以下のもの | 2,880円 | 3,460円 | 49,040円 | 58,880円 | 547,270円 | 656,660円 |
| | 浮棧橋 | 7メートルを超え7.5メートル以下のもの | 3,320円 | 4,040円 | 55,550円 | 66,690円 | 607,330円 | 728,730円 |
| | | 7.5メートルを超え8メートル以下のもの | 3,740円 | 4,480円 | 61,780円 | 74,070円 | 673,440円 | 808,170円 |
| | | 8メートルを超え8.5メートル以下のもの | 4,180円 | 5,060円 | 69,740円 | 83,620円 | 760,270円 | 912,360円 |
| | | 8.5メートルを超え9メートル以下のもの | 4,620円 | 5,480円 | 78,130円 | 93,750円 | 851,740円 | 1,022,050円 |
| | | 9メートルを超え9.5メートル以下のもの | 5,060円 | 6,060円 | 84,210円 | 100,980円 | 919,600円 | 1,103,520円 |
| | | 9.5メートルを超え10メートル以下のもの | 5,330円 | 6,350円 | 90,280円 | 108,380円 | 985,870円 | 1,183,120円 |
| | | 10メートルを超えるもの | 5,330円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに410円を加算した額 | 6,350円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに570円を加算した額 | 90,280円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに6,060円を加算した額 | 108,380円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに7,220円を加算した額 | 985,870円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに65,830円を加算した額 | 1,183,120円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに79,570円を加算した額 |
| 湘南港 | 漁船物揚場 | 4メートル以下のもの | 570円 | 710円 | 9,970円 | 12,000円 | 109,240円 | 130,950円 |
| | 漁船船揚場 | 4メートルを超え4.5メ | 710円 | 850円 | 12,720円 | 15,330円 | 138,460円 | 166,100円 |

| | | | | | | |
|-----------------------|------------------|------------------|------------------|--------------------|---------------------|-------------------------|
| 一トル以下のもの | | | | | | |
| 4.5メートルを超え5メートル以下のもの | 850円 | 1,150円 | 15,610円 | 18,790円 | 170,750円 | 204,890円 |
| 5メートルを超え5.5メートル以下のもの | 1,150円 | 1,430円 | 18,660円 | 22,420円 | 202,870円 | 243,390円 |
| 5.5メートルを超え6メートル以下のもの | 1,290円 | 1,570円 | 21,540円 | 25,890円 | 234,850円 | 281,870円 |
| 6メートルを超え6.5メートル以下のもの | 1,430円 | 1,730円 | 24,010円 | 28,780円 | 261,610円 | 314,010円 |
| 6.5メートルを超え7メートル以下のもの | 1,570円 | 1,870円 | 26,890円 | 32,260円 | 293,730円 | 352,490円 |
| 7メートルを超え7.5メートル以下のもの | 1,870円 | 2,310円 | 30,800円 | 37,030円 | 336,290円 | 403,570円 |
| 7.5メートルを超え8メートル以下のもの | 2,150円 | 2,580円 | 35,720円 | 42,820円 | 389,830円 | 467,820円 |
| 8メートルを超え8.5メートル以下のもの | 2,450円 | 2,880円 | 40,640円 | 48,740円 | 444,390円 | 533,230円 |
| 8.5メートルを超え9メートル以下のもの | 2,880円 | 3,460円 | 49,040円 | 58,880円 | 534,960円 | 641,900円 |
| 9メートルを超え9.5メートル以下のもの | 3,160円 | 3,740円 | 53,820円 | 64,520円 | 587,350円 | 704,850円 |
| 9.5メートルを超え10メートル以下のもの | 3,460円 | 4,180円 | 58,740円 | 70,450円 | 640,880円 | 769,100円 |
| 10メートルを超えるもの | 3,460円に10メートルを超え | 4,180円に10メートルを超え | 58,740円に10メートルを超 | 70,450円に10メートルを超える | 640,880円に10メートルを超える | 769,100円に10メートルを超える0.5メ |

| | | | る0.5メートルまでごとに270円を加算した額 | る0.5メートルまでごとに410円を加算した額 | える0.5メートルまでごとに4,910円を加算した額 | 0.5メートルまでごとに5,770円を加算した額 | 0.5メートルまでごとに53,530円を加算した額 | 一メートルまでごとに63,660円を加算した額 |
|-----|--------|-----------------------|---|---|--|--|--|--|
| 葉山港 | 西物揚場 | 6メートル以下のもの | 1,650円 | 2,020円 | 28,630円 | 34,360円 | 312,290円 | 374,720円 |
| | 西中央物揚場 | 6メートルを超え6.5メートル以下のもの | 2,220円 | 2,660円 | 37,230円 | 44,630円 | 405,870円 | 487,060円 |
| | 西船揚場 | 6.5メートルを超え7メートル以下のもの | 2,360円 | 2,830円 | 40,440円 | 48,560円 | 451,490円 | 541,730円 |
| | 東物揚場 | 7メートルを超え7.5メートル以下のもの | 2,720円 | 3,320円 | 45,820円 | 55,020円 | 501,020円 | 601,190円 |
| | 東中央物揚場 | 7.5メートルを超え8メートル以下のもの | 3,090円 | 3,680円 | 50,960円 | 61,100円 | 555,590円 | 666,740円 |
| | 東船揚場 | 8メートルを超え8.5メートル以下のもの | 3,440円 | 4,150円 | 57,530円 | 68,990円 | 627,230円 | 752,690円 |
| | 南物揚場 | 8.5メートルを超え9メートル以下のもの | 3,800円 | 4,520円 | 64,440円 | 77,350円 | 702,680円 | 843,180円 |
| | | 9メートルを超え9.5メートル以下のもの | 4,150円 | 4,990円 | 69,460円 | 83,300円 | 758,640円 | 910,400円 |
| | | 9.5メートルを超え10メートル以下のもの | 4,410円 | 5,230円 | 74,470円 | 89,390円 | 813,350円 | 976,050円 |
| | | 10メートルを超えるもの | 4,410円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに340円を加算した額 | 5,230円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに450円を加算した額 | 74,470円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに4,990円を加算した額 | 89,390円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに5,950円を加算した額 | 813,350円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに54,290円を加算した額 | 976,050円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに65,640円を加算した額 |

| | | | | | | | | |
|-----|-----------------------------------|-----------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|--|--|--|--|
| 葉山港 | 本港浮 栈橋 新港浮 栈橋 | 6メートル以下のもの | 1,800円 | 2,200円 | 31,230円 | 37,480円 | 340,680円 | 408,790円 |
| | | 6メートルを超え6.5メートル以下のもの | 2,420円 | 2,900円 | 40,620円 | 48,690円 | 442,770円 | 531,340円 |
| | | 6.5メートルを超え7メートル以下のもの | 2,580円 | 3,090円 | 44,120円 | 52,980円 | 492,540円 | 590,980円 |
| | | 7メートルを超え7.5メートル以下のもの | 2,970円 | 3,620円 | 49,990円 | 60,020円 | 546,570円 | 655,840円 |
| | | 7.5メートルを超え8メートル以下のもの | 3,370円 | 4,020円 | 55,590円 | 66,660円 | 606,100円 | 727,350円 |
| | | 8メートルを超え8.5メートル以下のもの | 3,750円 | 4,530円 | 62,760円 | 75,260円 | 684,250円 | 821,120円 |
| | | 8.5メートルを超え9メートル以下のもの | 4,150円 | 4,930円 | 70,300円 | 84,380円 | 766,560円 | 919,830円 |
| | | 9メートルを超え9.5メートル以下のもの | 4,530円 | 5,440円 | 75,780円 | 90,870円 | 827,610円 | 993,160円 |
| | | 9.5メートルを超え10メートル以下のもの | 4,810円 | 5,710円 | 81,240円 | 97,520円 | 887,290円 | 1,064,780円 |
| | | 10メートルを超えるもの | 4,810円に10メートルを超える0.5メートルごとに370円を加算した額 | 5,710円に10メートルを超える0.5メートルごとに490円を加算した額 | 81,240円に10メートルを超える0.5メートルごとに5,440円を加算した額 | 97,520円に10メートルを超える0.5メートルごとに6,490円を加算した額 | 887,290円に10メートルを超える0.5メートルごとに59,230円を加算した額 | 1,064,780円に10メートルを超える0.5メートルごとに71,610円を加算した額 |
| 真鶴港 | 南物揚 場 北物揚 場 第一物 揚場 | 6メートル以下のもの | 1,290円 | 1,570円 | 20,830円 | 25,020円 | 227,180円 | 272,610円 |
| | | 6メートルを超え6.5メートル以下のもの | 1,570円 | 1,870円 | 27,040円 | 32,390円 | 295,190円 | 354,230円 |

| | | | | | | | |
|--|-----------------------|---|---|--|--|--|--|
| 第三物揚場 第六物揚場 南船揚場 北船揚場 船舶修理施設 | 6.5メートルを超え7メートル以下のもの | 1,730円 | 2,150円 | 30,080円 | 36,160円 | 328,320円 | 394,020円 |
| | 7メートルを超え7.5メートル以下のもの | 2,010円 | 2,450円 | 33,410円 | 40,070円 | 364,350円 | 437,290円 |
| | 7.5メートルを超え8メートル以下のもの | 2,450円 | 2,880円 | 37,030円 | 44,410円 | 404,160円 | 485,050円 |
| | 8メートルを超え8.5メートル以下のもの | 2,730円 | 3,320円 | 41,800円 | 50,200円 | 456,090円 | 547,270円 |
| | 8.5メートルを超え9メートル以下のもの | 3,160円 | 3,740円 | 46,870円 | 56,280円 | 511,080円 | 613,240円 |
| | 9メートルを超え9.5メートル以下のもの | 3,320円 | 4,040円 | 50,480円 | 60,620円 | 551,750円 | 662,160円 |
| | 9.5メートルを超え10メートル以下のもの | 3,600円 | 4,320円 | 54,240円 | 65,090円 | 591,560円 | 709,770円 |
| | 10メートルを超えるもの | 3,600円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに270円を加算した額 | 4,320円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに410円を加算した額 | 54,240円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに3,740円を加算した額 | 65,090円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに4,320円を加算した額 | 591,560円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに39,490円を加算した額 | 709,770円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに47,310円を加算した額 |

- 備考 1 船舶及びその附属器具の保管料は、含まない。
- 2 県内に住所を有する者及び県外に住所を有する者の判定は、利用承認の日における現況による。
- 3 利用の期間が4時間に満たない場合における係留料は、1日の係留料の額に2分の1を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 4 利用の期間が1日に満たない場合（4時間に満たない場合を除く。）又は1日に端数がある場合は、1日として計算する。
- 5 利用の期間が1箇月を超える場合で、その期間に1箇月未満の端数があるときは、その端数は、1箇月として計算する。
- 6 船舶保管地の利用の承認を受けている者が、その承認に係る船舶により、出港又は帰港の際に、港湾（当該承認に係る港湾に限る。）の施設を一時的に利用する場合には、係留料は徴収しない。

2の2 荷さばき地利用料

荷さばき地利用料の額は、次の表により計算して得た額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

| 港湾名 | 施設名 | 利用料 |
|-----|-------------------|------------------|
| 大磯港 | 西荷さばき地 漁船荷さばき地 | 1平方メートル1日につき 12円 |
| 真鶴港 | 南荷さばき地 西荷さばき地 | 1平方メートル1日につき 12円 |

備考 1平方メートル若しくは1日に満たない場合又はこれらに端数が生じた場合は、それぞれ1平方メートル又は1日として計算する。

3 陸置料

| 港湾名 | 施設名 | 利用の期間 単位 利用者 船長 | 1箇月未満 | | 1箇月以上1箇年未満 | | 1箇年 | |
|-----|-------|--------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | | 1日 | | 1箇月 | | 1箇年 | |
| | | | 県内に住所を有する者 | 県外に住所を有する者 | 県内に住所を有する者 | 県外に住所を有する者 | 県内に住所を有する者 | 県外に住所を有する者 |
| 湘南港 | 船舶保管地 | 4メートル以下のもの | 850円 | 990円 | 12,280円 | 14,750円 | 143,820円 | 172,620円 |
| | | 4メートルを超え4.5メートル以下のもの | 990円 | 1,150円 | 15,610円 | 18,790円 | 170,310円 | 204,310円 |
| | | 4.5メートルを超え5メートル以下のもの | 1,150円 | 1,430円 | 19,230円 | 23,140円 | 210,250円 | 252,350円 |
| | | 5メートルを超え5.5メートル以下のもの | 1,290円 | 1,570円 | 22,850円 | 27,480円 | 249,600円 | 299,530円 |
| | | 5.5メートルを超え6メートル以下のもの | 1,570円 | 1,870円 | 26,470円 | 31,820円 | 289,110円 | 346,990円 |
| | | 6メートルを超え6.5メートル以下のもの | 1,730円 | 2,010円 | 29,510円 | 35,440円 | 322,110円 | 386,500円 |
| | | 6.5メートルを超え7メートル以下のもの | 2,010円 | 2,450円 | 31,540円 | 37,890円 | 361,460円 | 433,820円 |
| | | 7メートルを超え7.5メートル以下のもの | 2,310円 | 2,730円 | 37,890円 | 45,420円 | 414,000円 | 496,760円 |
| | | 7.5メートルを超え8メートル以下のもの | 2,580円 | 3,160円 | 43,970円 | 52,810円 | 479,840円 | 575,770円 |

| | | | | | | | | |
|---------|-----------|-----------------------------------|---|---|--|--|--|--|
| | | の | | | | | | |
| | | 8メートルを 超え8.5メー トル以下のも の | 3,020円 | 3,600円 | 50,060円 | 60,030円 | 546,830円 656,240円 | |
| | | 8.5メートル を超え9メー トル以下のも の | 3,600円 | 4,320円 | 61,190円 | 73,490円 | 667,660円 801,230円 | |
| | | 9メートルを 超え9.5メー トル以下のも の | 3,890円 | 4,620円 | 66,260円 | 79,570円 | 722,790円 867,360円 | |
| | | 9.5メートル を超え10メー トル以下のも の | 4,320円 | 5,200円 | 72,340円 | 86,800円 | 788,630円 946,370円 | |
| | | 10メートルを 超えるもの | 4,320円に 10メー トルを超 える0.5メ ートルま でごと に350 円を加 算した 額 | 5,200円 に10メ ートル を超 える0.5 メー トルま でごと に410 円を加 算した 額 | 72,340 円に10 メー トルを 超 える0.5 メー トルま でごと に6,060 円を加 算した 額 | 86,800 円に10 メー トルを 超 える0.5 メー トルま でごと に7,220 円を加 算した 額 | 788,630 円に10 メー トルを 超 える0.5 メー トルま でごと に65,830 円を加 算した 額 | 946,370 円に10 メー トルを 超 える0.5 メー トルま でごと に78,990 円を加 算した 額 |
| 葉山 港 | 船舶保 管地 | 4メートル以 下のもの | 700円 | 810円 | 10,130円 | 12,150円 | 118,650円 | 142,410円 |
| | | 4メートルを 超え4.5メー トル以下のも の | 810円 | 930円 | 12,870円 | 15,510円 | 140,490円 | 168,550円 |
| | | 4.5メートル を超え5メー トル以下のも の | 930円 | 1,180円 | 15,860円 | 19,070円 | 173,440円 | 208,190円 |
| | | 5メートルを 超え5.5メー トル以下のも の | 1,050円 | 1,290円 | 18,850円 | 22,660円 | 205,920円 | 247,110円 |
| | | 5.5メートル を超え6メー トル以下のも の | 1,290円 | 1,540円 | 21,820円 | 26,240円 | 238,510円 | 286,260円 |
| | | 6メートルを 超え6.5メー トル以下のも の | 1,410円 | 1,650円 | 24,330円 | 29,220円 | 265,730円 | 318,850円 |
| | | 6.5メートル | 1,650円 | 2,020円 | 26,010円 | 31,250円 | 298,190円 | 357,890円 |

| | | | | | | | |
|-----------------------|---|---|--|--|--|--|--|
| を超え7メートル以下のもの | | | | | | | |
| 7メートルを超え7.5メートル以下のもの | 1,900円 | 2,250円 | 31,250円 | 37,460円 | 341,530円 | 409,820円 | |
| 7.5メートルを超え8メートル以下のもの | 2,130円 | 2,600円 | 36,260円 | 43,560円 | 395,850円 | 475,010円 | |
| 8メートルを超え8.5メートル以下のもの | 2,480円 | 2,950円 | 41,280円 | 49,530円 | 451,140円 | 541,380円 | |
| 8.5メートルを超え9メートル以下のもの | 2,950円 | 3,560円 | 50,470円 | 60,630円 | 550,810円 | 661,010円 | |
| 9メートルを超え9.5メートル以下のもの | 3,210円 | 3,800円 | 54,670円 | 65,640円 | 596,310円 | 715,570円 | |
| 9.5メートルを超え10メートル以下のもの | 3,560円 | 4,270円 | 59,660円 | 71,590円 | 650,620円 | 780,740円 | |
| 10メートルを超えるもの | 3,560円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに250円を加算した額 | 4,270円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに290円を加算した額 | 59,660円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに4,460円を加算した額 | 71,590円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに5,310円を加算した額 | 650,620円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに48,480円を加算した額 | 780,740円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに58,190円を加算した額 | |

- 備考 1 船舶及びその附属器具の保管料は、含まない。
2 県内に住所を有する者及び県外に住所を有する者の判定は、利用承認の日における現況による。
3 利用の期間が1日に満たない場合又は1日に端数がある場合は、1日として計算する。
4 利用の期間が1箇月を超える場合で、その期間に1箇月未満の端数があるときは、その端数は、1箇月として計算する。

4 駐車場利用料

| 港湾名 | 施設名 | 車両の種類 | | |
|-----|-----------|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| | | 原動機付自転車及び自動二輪車 | 普通自動車 | 大型自動車 |
| 湘南港 | 臨港道路附属駐車場 | (港湾施設利用者) 1時間につき150円。ただし、1回の駐車時間が | (港湾施設利用者) 1時間につき300円。ただし、1回の駐車時間が | (港湾施設利用者) 1時間につき600円。ただし、1回の駐車時間が |

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | | 2時間を超えるときは、1回につき400円とする。 | 2時間を超えるときは、1回につき800円とする。 | 2時間を超えるときは、1回につき1,600円とする。 |
| | | (その他の者) 1時間につき150円。ただし、1回の駐車時間が4時間を超えるときは、1回につき750円とする。 | (その他の者) 1時間につき300円。ただし、1回の駐車時間が4時間を超えるときは、1回につき1,500円とする。 | (その他の者) 1時間につき600円。ただし、1回の駐車時間が4時間を超えるときは、1回につき3,000円とする。 |

- 備考 1 車両及びその附帯器具の保管料は、含まない。
- 2 1回とは、一の利用日における継続的な利用をいう。
- 3 港湾施設利用者とは、第4条第1項第1号に掲げる施設（臨港道路附属駐車場を除く。）の利用について、同項の規定により知事又は指定管理者の承認を受けた者（第6条第2項及び第3項の規定により知事又は指定管理者の承認を要しない者を含む。）で、当該承認を受けた施設を利用するために駐車場を利用するものをいう。
- 4 普通自動車とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（同法第3条の小型自動車及び軽自動車のうち二輪の小型自動車及び軽自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。以下、この表において同じ。）でその附帯器具を含めた高さが2.5メートル未満のものをいい、大型自動車とは、同項に規定する自動車でその附帯器具を含めた高さが2.5メートル以上のものをいう。

5 船舶給水料

船舶給水料の額は、次の表により計算して得た額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

| 港湾名 | 施設名 | 給水料 |
|-----|--------|-----------------|
| 湘南港 | 船舶給水施設 | 1立方メートルにつき 457円 |
| 大磯港 | 船舶給水施設 | 1立方メートルにつき 457円 |

- 備考 1 1立方メートルに満たない場合又はこれに端数がある場合は、1立方メートルとして計算する。
- 2 給水量は、所定の量水器により計量する。ただし、量水器の故障により給水量が明らかでないときは、知事の認定するところによる。

5の2 船舶修理施設利用料

船舶修理施設利用料の額は、次の表により計算して得た額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

| 港湾名 | 施設名 | 利用料 |
|-----|--------|--|
| 真鶴港 | 船舶修理施設 | 1日につき12円に船舶の総トン数1トンを超える1トンまでごとに12円を加算した額 |

- 備考 利用の期間が1日に満たない場合又はその期間に1日未満の端数がある場合は、その満たない期間又はその端数は、1日として計算する。

6 クレーン利用料

| 港湾名 | 施設名 | 種別 | 利用料 | |
|-----|---------|------|---|-------------|
| 湘南港 | 固定式荷役機械 | 3トン | 1箇月未満の係留施設の利用の承認を受けたもの | 1回につき2,710円 |
| | | | 1箇月以上の係留施設の利用の承認を受けたもの及び1箇月未満の船舶保管地の利用の承認を受けたもの | 1回につき1,690円 |
| | | 20トン | 1箇月未満の係留施設の利用の承認を受けたもの | 1回につき5,070円 |
| | | | 1箇月以上の係留施設の利用の承認を受けたもの及び1箇月未満の船舶保管地の利用の承認を受けたもの | 1回につき3,170円 |

受けたもの

備考 1箇月以上の船舶保管地の利用の承認を受けている者が、その承認に係る船舶のために利用する場合は、クレーン利用料は徴収しない。

6の2 港湾管理事務所利用料

| 港湾名 | 施設名 | 区 分 | | 利 用 料 | | |
|-----|---------|------------|-------------|------------------|-------------------|------------------|
| | | | | 午前9時から 午後5時まで | 午後5時から 午後10時まで | |
| 湘南港 | 港湾管理事務所 | ミーティングルームA | 全室 | 1時間につき 1,120円 | 1時間につき 1,240円 | |
| | | | ミーティングルームA1 | 1時間につき 700円 | 1時間につき 780円 | |
| | | | ミーティングルームA2 | 1時間につき 420円 | 1時間につき 460円 | |
| | | | ミーティングルームB | 1時間につき 420円 | 1時間につき 460円 | |
| | | | ミーティングルームC | 1時間につき 420円 | 1時間につき 460円 | |
| | | | ミーティングルームD | 1時間につき 160円 | 1時間につき 180円 | |
| | | | ミーティングルームE | 1時間につき 160円 | 1時間につき 180円 | |
| | | | ミーティングルームF | 1時間につき 160円 | 1時間につき 180円 | |
| | | | 大会運営室 | 全部を使用する場合 | 1時間につき 3,200円 | 1時間につき 3,530円 |
| | | | | 2分の1を使用する場合 | 1時間につき 1,600円 | 1時間につき 1,770円 |
| | | | | 3分の1を使用する場合 | 1時間につき 1,070円 | 1時間につき 1,180円 |
| | | | | 4分の1を使用する場合 | 1時間につき 800円 | 1時間につき 890円 |
| | | | | メモリアルルーム | 1時間につき 310円 | 1時間につき 340円 |

7 専用利用料

専用利用料の額は、次の表により計算して得た額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、第5条第1項の規定による承認の期間が1箇月以上である第一種電柱、第二種電柱、第三種電柱、第一種電話柱、第二種電話柱、第三種電話柱、支線柱、支線、鉄塔、その他の柱類、上空に設ける線類、地下に設ける線類、管類、さく類及び看板に係る専用利用料の額は、次の表により計算して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 土地の専用利用

| 区分 | 港湾名 | 湘南港 | 葉山港、大磯港、真鶴港 |
|---------------------------------|-----|-------------------------------|-------------------------------|
| 原状のまま使用するもの | | 利用面積1平方メートル 1箇月につき 80円 | 利用面積1平方メートル 1箇月につき 70円 |
| 倉庫、物置、小屋その他の工作物（次の各項に掲げるものを除く。） | | 利用面積1平方メートル 1箇月につき 120円 | 利用面積1平方メートル 1箇月につき 100円 |

| | | | | | |
|----------|---------------------------|---------------|-----------------------|---------------|--------|
| 第一種電柱 | 1本1箇年につき | 1,780円 | 1本1箇年につき | 1,630円 | |
| 第二種電柱 | 1本1箇年につき | 2,740円 | 1本1箇年につき | 2,500円 | |
| 第三種電柱 | 1本1箇年につき | 3,690円 | 1本1箇年につき | 3,370円 | |
| 第一種電話柱 | 1本1箇年につき | 1,590円 | 1本1箇年につき | 1,460円 | |
| 第二種電話柱 | 1本1箇年につき | 2,550円 | 1本1箇年につき | 2,330円 | |
| 第三種電話柱 | 1本1箇年につき | 3,500円 | 1本1箇年につき | 3,200円 | |
| 支線柱及び支線 | 1本(条)1箇年につき | 730円 | 1本(条)1箇年につき | 670円 | |
| 鉄塔 | 利用面積1平方メートル 1箇年につき | 1,640円 | 利用面積1平方メートル 1箇年につき | 1,350円 | |
| その他の柱類 | 1本1箇年につき | 160円 | 1本1箇年につき | 150円 | |
| 上空に設ける線類 | 長さ1メートル1箇年につき | 140円 | 長さ1メートル1箇年につき | 110円 | |
| 地下に設ける線類 | 長さ1メートル1箇年につき | 70円 | 長さ1メートル1箇年につき | 55円 | |
| 管類 | 外径が0.07メートル未満のもの | 長さ1メートル1箇年につき | 70円 | 長さ1メートル1箇年につき | 65円 |
| | 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの | 長さ1メートル1箇年につき | 100円 | 長さ1メートル1箇年につき | 90円 |
| | 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの | 長さ1メートル1箇年につき | 150円 | 長さ1メートル1箇年につき | 140円 |
| | 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの | 長さ1メートル1箇年につき | 200円 | 長さ1メートル1箇年につき | 180円 |
| | 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの | 長さ1メートル1箇年につき | 290円 | 長さ1メートル1箇年につき | 270円 |
| | 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの | 長さ1メートル1箇年につき | 390円 | 長さ1メートル1箇年につき | 350円 |
| | 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの | 長さ1メートル1箇年につき | 670円 | 長さ1メートル1箇年につき | 610円 |
| | 外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの | 長さ1メートル1箇年につき | 960円 | 長さ1メートル1箇年につき | 880円 |
| | 外径が1メートル以上2メートル未満のもの | 長さ1メートル1箇年につき | 1,910円 | 長さ1メートル1箇年につき | 1,750円 |
| | 外径が2メートル以上のもの | 長さ1メートル1箇年につき | 3,820円 | 長さ1メートル1箇年につき | 3,490円 |
| さく類 | 長さ1メートル1箇年につき | 820円 | 長さ1メートル1箇年につき | 630円 | |
| 看板 | 表示面積1平方メートル 1箇年につき | 5,520円 | 表示面積1平方メートル 1箇年につき | 2,110円 | |

備考 1 第一種電柱とは、電柱のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。

2 第一種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは、

電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。

- 3 表示面積とは、看板の表示部分の正面面積をいう。
- 4 利用面積、利用物件の長さ若しくは表示面積が1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、その満たない数又はその端数は、1平方メートル又は1メートルとして計算する。
- 5 専用利用料の額が年額で定められているものに係る利用の期間が、1箇年未満であるとき又はその期間に1箇年未満の端数があるときは月割りをもつて計算し、なお1箇月未満の端数があるときはその端数は1箇月として計算し、専用利用料の額が月額で定められているものに係る利用の期間が、1箇月未満であるとき又はその期間に1箇月未満の端数があるときは日割りをもつて計算する。
- 6 月数は、利用することができる日（以下「利用開始日」という。）から起算し、利用を終える日の属する月の利用開始日に相当する日の前日までの月数をもつて計算する。
- 7 利用の期間が2会計年度以上にわたるときは、年度ごとに計算する。

(2) 建物の専用利用

| 港湾名 | 利用料 |
|--------------------------|---|
| 湘南港 葉山港 大磯港 真鶴港 | $\text{専用利用の部分に係る建物の価額} \times \frac{6}{100} \times \text{専用利用の承認をした年数} + \text{当該建物の敷地のうち当該建物の建築面積に相当する面積の土地の価額} \times \frac{3}{100} \times \text{専用利用の承認をした年数} \times \frac{\text{専用利用の部分に係る建物の面積}}{\text{当該建物の延べ面積}}$ |

- 備考
- 1 建物及び土地の価額は、知事が別に定める額とする。
 - 2 利用の期間が1箇年未満であるとき又はその期間に1箇年未満の端数があるときの専用利用の承認をした年数は、当該利用の期間を月数（1箇月未満の端数があるときは、これを1箇月とする。）に換算して得た月数を12で除した数とする。
 - 3 月数は、利用することができる日（以下「利用開始日」という。）から起算し、利用を終える日の属する月の利用開始日に相当する日の前日までの月数をもつて計算する。
 - 4 面積が1平方メートル未満であるとき又は面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その満たない数又はその端数は、1平方メートルとして計算する。
 - 5 利用の期間が2会計年度以上にわたるときは、年度ごとに計算する。

別表第2（第11条関係）

占用料等の額は、次の表により計算して得た額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、法第37条第1項第1号の占用の期間が1箇月以上であるものに係る占用料の額は、次の表により計算して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

| 区分 | 単位 | 金額 | |
|---|---------------|--------|-------------|
| | | 湘南港 | 葉山港、大磯港、真鶴港 |
| 通路、作業場、材料置場、貯木場、いかだ等の係留場その他原状のまま使用するもの | 占用面積1平方メートル1年 | 280円 | 220円 |
| 倉庫、物置、小屋、棧橋、橋りょうその他の工作物（次の各項に掲げるものを除く。） | | 620円 | 490円 |
| 第一種電柱 | 1本1年 | 1,780円 | 1,630円 |
| 第二種電柱 | | 2,740円 | 2,500円 |
| 第三種電柱 | | 3,690円 | 3,370円 |

| | | | | | |
|-----------------|----------------|---------------------------|-----------|--------|--------|
| 占用 | 第一種電話柱 | | 1,590円 | 1,460円 | |
| | 第二種電話柱 | | 2,550円 | 2,330円 | |
| | 第三種電話柱 | | 3,500円 | 3,200円 | |
| | 支線柱及び支線 | 1本(条)1年 | 730円 | 670円 | |
| | 鉄塔 | 占用面積1平方メートル1年 | 1,640円 | 1,350円 | |
| | その他の柱類 | 1本1年 | 160円 | 150円 | |
| | 上空に設ける線類 | | 16円 | 15円 | |
| | 地下に設ける線類 | | 10円 | 9円 | |
| | 管類 | 外径が0.07メートル未満のもの | 長さ1メートル1年 | 70円 | 65円 |
| | | 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの | | 100円 | 90円 |
| | | 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの | | 150円 | 140円 |
| | | 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの | | 200円 | 180円 |
| | | 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの | | 290円 | 270円 |
| | | 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの | | 390円 | 350円 |
| | | 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの | | 670円 | 610円 |
| | | 外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの | | 960円 | 880円 |
| | | 外径が1メートル以上2メートル未満のもの | | 1,910円 | 1,750円 |
| | 外径が2メートル以上のもの | 3,820円 | 3,490円 | | |
| | さく類 | | 820円 | 630円 | |
| | 係船浮標、係船くい及び信号標 | 1基1年 | 740円 | 670円 | |
| | 看板 | 表示面積1平方メートル1年 | 5,520円 | 2,110円 | |
| 海水浴施設、売店及びバンガロー | 占用面積1平方メートル1月 | 280円 | 220円 | | |
| 土砂の採取 | 採取量1立方メートル | | 300円 | | |

- 備考 1 第一種電柱とは、電柱のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 2 第一種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 3 表示面積とは、看板の表示部分の正面面積をいう。
- 4 占用面積、占用物件の長さ、表示面積若しくは土砂の採取量が1平方メートル、1メートル若しくは1立方メートル未満であるとき又はこれらの面積、長さ若しくは採取量が1平方メートル、1メートル若しくは1立方メートル未満の端数があるときは、その満たない数又はその端数は、1平方メートル、1メートル又は1立方メートルとして計算する。
- 5 占用料の額が年額で定められているものに係る占用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもつて計算し、なお1月未満の端数が

あるときはその端数は1月として計算し、占用料の額が月額で定められているものに係る占用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは日割りをもって計算する。

- 6 月数は、占用することができる日（以下「占用開始日」という。）から起算し、占用を終える日の属する月の占用開始日に相当する日の前日までの月数をもって計算する。
- 7 占用の期間が2会計年度以上にわたるときは、年度ごとに計算する。
- 8 海水浴施設、売店及びバンガローの付属施設として設置する電線、水道管その他の付属工作物の占用料は、海水浴施設、売店及びバンガローの占用料の中に含まれるものとする。

別表第3（第24条関係）

1 駐車場利用料金

| 港湾名 | 施設名 | 車両の種類 | | |
|-----|-----------|--|--|--|
| | | 原動機付自転車及び自動二輪車 | 普通自動車 | 大型自動車 |
| 葉山港 | 臨港道路附属駐車場 | （港湾施設利用者） 1時間につき150円。ただし、1回の駐車時間が2時間を超えるときは、1回につき400円とする。 | （港湾施設利用者） 1時間につき300円。ただし、1回の駐車時間が2時間を超えるときは、1回につき800円とする。 | （港湾施設利用者） 1時間につき600円。ただし、1回の駐車時間が2時間を超えるときは、1回につき1,600円とする。 |
| | | （その他の者） 1時間につき150円。ただし、1回の駐車時間が4時間を超えるときは、1回につき750円とする。 | （その他の者） 1時間につき300円。ただし、1回の駐車時間が4時間を超えるときは、1回につき1,500円とする。 | （その他の者） 1時間につき600円。ただし、1回の駐車時間が4時間を超えるときは、1回につき3,000円とする。 |
| 大磯港 | 臨港道路附属駐車場 | 1時間につき150円。ただし、1回の駐車時間が3時間を超えるときは、1回につき500円とする。 | 1時間につき300円。ただし、1回の駐車時間が3時間を超えるときは、1回につき1,000円とする。 | 1時間につき600円。ただし、1回の駐車時間が3時間を超えるときは、1回につき2,000円とする。 |

- 備考 1 車両及びその附帯器具の保管料は、含まない。
- 2 1回とは、一の利用日における継続的な利用をいう。
- 3 港湾施設利用者とは、第4条第1項第2号に掲げる施設（臨港道路附属駐車場を除く。）の利用について、同項の規定により知事又は指定管理者の承認を受けた者（第6条第2項及び第3項の規定により知事又は指定管理者の承認を要しない者を含む。）で、当該承認を受けた施設を利用するために駐車場を利用するものをいう。
- 4 普通自動車とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（同法第3条の小型自動車及び軽自動車のうち二輪の小型自動車及び軽自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。以下、この表において同じ。）でその附帯器具を含めた高さが2.5メートル未満のものをいい、大型自動車とは、同項に規定する自動車でその附帯器具を含めた高さが2.5メートル以上のものをいう。

2 港湾管理事務所利用料金

（1）会議室利用料金

| 港湾名 | 施設名 | 区分 | 利用料金 | |
|-----|---------|------|----------------|----------------|
| | | | 午前9時から午後5時まで | 午後5時から午後10時まで |
| 葉山港 | 港湾管理事務所 | 会議室A | 1時間につき 330円 | 1時間につき 360円 |

| | | | |
|--|--------|-----------------|-----------------|
| | 会議室 B | 1 時間につき 400円 | 1 時間につき 440円 |
| | 多目的室 A | 1 時間につき 670円 | 1 時間につき 750円 |
| | 多目的室 B | 1 時間につき 720円 | 1 時間につき 800円 |

(2) 設備利用料金

ア シャワー室利用料金

| 港湾名 | 施設名 | 種別 | 単位 | 利用料金 |
|-----|---------|--------|-----|------|
| 葉山港 | 港湾管理事務所 | シャワー設備 | 1 回 | 100円 |

イ 会議室設備利用料金

| 港湾名 | 施設名 | 種別 | 単位 | 利用料金 |
|-----|---------|----------|-----|--------|
| 葉山港 | 港湾管理事務所 | 会議室音響セット | 1 回 | 1,400円 |

備考 1 1 回とは、継続する 4 時間以内の利用をいう。

2 利用時間が継続して 4 時間を超える場合のその超える利用時間に係る利用料金は、その超える利用 1 時間につき、1 回の利用料の額に 4 分の 1 を乗じて得た額とする。この場合において、その超える利用時間が 1 時間に満たない場合又はこれに 1 時間未満の端数の時間を生じた場合は、その満たない時間又はその端数の時間を 1 時間として計算する。

(3) 船具ロッカー利用料金

| 港湾名 | 施設名 | 種別 | 利用料金 | |
|-----|---------|----|---------|---------|
| 葉山港 | 港湾管理事務所 | 大型 | 1 箇年につき | 12,700円 |
| | | | 1 日につき | 400円 |
| | | 小型 | 1 箇年につき | 6,350円 |
| | | | 1 日につき | 200円 |

6 の 3 舟艇上下架装置利用料金

| 港湾名 | 施設名 | 利用料金 |
|-----|---------|----------------|
| 葉山港 | 固定式荷役機械 | 1 回につき 600円 |

備考 1 箇月以上の船舶保管地の利用の承認を受けている者が、その承認に係る船舶のために利用する場合は、舟艇上下架装置利用料金は徴収しない。

港湾の設置及び管理等に関する条例の施行等に関する規則（改正施行予定版）

（趣旨）

第1条 この規則は、港湾の設置及び管理等に関する条例（昭和39年神奈川県条例第93号）の施行その他港湾の管理並びに港湾法（昭和25年法律第218号）の規定に基づく届出及び通知に関し必要な事項を定めるものとする。

（事務の委任）

第1条の2 次に掲げる事務は、土木事務所長（以下「所長」という。）に委任する。

- (1) 港湾の設置及び管理等に関する条例（以下「条例」という。）第3条第1項ただし書及び第6条第1項の規定により、行為を許可し、及び許可に代わる協議を行うこと。
- (2) 条例第4条第1項の規定により、港湾の施設の利用を承認すること（同項第1号ア及びエ並びに第2号イ及びウに掲げる施設における同項の承認に係るものに限る。）。
- (3) 条例第5条第1項及び第6条第1項の規定により、次に掲げる専用利用を承認し、及び承認に代わる協議を行うこと。

ア 臨港道路における専用利用（イからオまでに該当するものを除く。）

イ 仮設又は可搬式構造の構築物の設置に係る専用利用（エ及びオに該当するものを除く。）

ウ 原状のまま使用する300平方メートル以下の専用利用

エ 電柱その他の柱類、鉄塔、線類、さく類及び看板の設置に係る専用利用（オに該当するものを除く。）

オ 条例第5条第1項又は第6条第1項の規定により承認を受け、又は承認に代わる協議を行い設置した構築物に添架する構築物のための専用利用

カ 条例第5条第1項又は第6条第1項の規定により知事がした専用利用の承認又は承認に代わる協議に付された有効期間の満了の日から引き続いて行う、当該承認又は承認に代わる協議に基づく専用利用と同一内容の専用利用

- (4) 条例第9条第2項の規定により、前2号の承認に係る地位承継の届出を受理すること（条例第4条第1項第1号イ、ウ及びオからクまで、第2号ア及びエからキまで、第3号並びに第4号に掲げる施設における同項の承認に係るものを除く。）。
- (5) 条例第10条第1項の規定により、第2号及び第3号の承認に係る権利の譲渡を承認すること（条例第4条第1項第1号イ、ウ及びオからクまで、第2号ア及びエからキまで、第3号並びに第4号に掲げる施設における同項の承認に係るものを除く。）。
- (6) 条例第12条第2項の規定により条例第4条第1項の承認及び第3号の承認に係る利用料を減免し、並びに条例第12条第2項第2号の規定により構築物を港湾の機能を助長する施設として特に認めること。
- (7) 条例第12条第3項の規定により、第14号の許可に係る占用料等を減免すること。
- (8) 条例第13条ただし書の規定により、第2号及び第3号の承認に係る利用料並びに第14号の許可に係る占用料等を還付すること。
- (9) 条例第14条の規定により、船舶の入出港の届出を受理すること。
- (10) 条例第15条の規定により、係留場所、駐車場所及び滞留場所を指示し、並びにこれらの変更を命ずること。
- (11) 条例第16条の規定により、港湾の施設の一部の利用の禁止及び制限をすること。
- (12) 条例第17条第1項及び第2項第1号から第3号までの規定により、許可及び承認の取消し等の監督処分を行うこと。ただし、第1号から第3号まで及び第5号の許可、承認及び協議に係るものに限る。
- (13) 条例第30条の規定により、過料を科すること。
- (14) 港湾法（以下「法」という。）第37条第1項及び第3項の規定により、次に掲げる行為を許可し、及び許可に代わる協議を行うこと。

ア 公共空地の占用

イ 仮設又は可搬式構造の工作物の設置に係る水域の占用

ウ 原状のまま使用する2,000平方メートル以下の水域の占用

エ 法第37条第1項又は第3項の規定により知事がした港湾区域内の水域の占用の許可又は許可に代わる協議に付された有効期間の満了の日から引き続いて行う、当該許可又は許可に代わる

協議に基づく占有と同一内容の占有

オ 1,000立方メートル以下の土砂の採取

カ 係留施設、用水きよ又は排水きよの建設及び改良

キ 汚水等の廃物の投棄

(15) 法第56条の4第1項の規定により、同項第2号又は第3号に該当する者（前号の規定による所長の許可を受けた者に限る。）に対して工事その他の行為の中止等及び許可の取消し等の監督処分を行い、並びに法第37条第1項の規定に違反した者（同項第1号の規定に違反した者については、公共空地を許可なく占有した者、仮設又は可搬式構造の工作物の設置のために許可なく水域を占有した者及び許可なく水域を原状のままに占有した者のうち違反行為発見時における当該原状のままの占有の面積が2,000平方メートル以下の面積を占有した者に限る。）に対して工事その他の行為の中止等の監督処分を行うこと。

(16) 法第56条の4第2項の規定により、前号に掲げる事務に関し、必要な措置を自ら行い、及び命じた者に行わせること。

（行為の許可の申請）

第2条 条例第3条第1項ただし書の規定による行為の許可を受けようとする者は、港湾施設内における行為許可申請書（第1号様式）を所長に提出しなければならない。

（利用の承認の申請）

第3条 次の各号に掲げる港湾の施設の利用の承認を受けようとする者は、当該各号に掲げる申請書を所長に提出しなければならない。

(1) 条例第4条第1項第1号アに掲げる施設 岸壁利用承認申請書（第2号様式）

(2) 条例第4条第1項第1号エ並びに第2号イ及びウに掲げる施設 1箇月以上の施設の利用の承認を受けようとする場合にあつては係留施設利用承認申請書（第3号様式）、1箇月未満の施設の利用の承認を受けようとする場合にあつては臨時係留施設利用承認申請書（第4号様式）

（専用利用の承認の申請）

第4条 条例第5条第1項の規定による専用利用の承認を受けようとする者は、港湾施設専用利用承認申請書（第5号様式）を知事（第1条の2第3号に掲げる事務に係るものにあつては、所轄の所長）に提出しなければならない。

（湘南港の施設の専用利用の承認等の基準）

第5条 湘南港における条例第5条第2項に規定する風致を著しく害するおそれがあるときは、次に掲げるときとする。

(1) 構築物の外観、形態及び色彩が周囲の環境に著しく調和しないものであるとき。

(2) 構築物の用途、高さ及び敷地面積に対する割合が別表第1左欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表中欄に掲げる用途及び同表右欄に掲げる基準に該当しないものであるとき。

2 湘南港における地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による施設の使用については、その内容が次の各号に該当するものである場合に限り、これを許可することができるものとする。

(1) 構築物の外観、形態及び色彩が周囲の環境に調和するものであるとき。

(2) 構築物の用途、高さ及び敷地面積に対する割合が別表第2左欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表中欄に掲げる用途及び同表右欄に掲げる基準に該当するものであるとき。

(3) 港湾の開発又は利用に著しい支障を及ぼすおそれがないものであるとき。

（利用料の徴収時期）

第6条 条例第11条第1項の規定による利用料（条例第4条第1項の規定による利用に係るものに限る。）は、前納とする。ただし、荷さばき地利用料及び船舶修理施設利用料については承認の日から起算して20日以内に、駐車場利用料については当該利用が終了した後、速やかに精算し納付しなければならない。

第7条 削除

（出港届の時期の特例）

第8条 条例第14条の規定による入港の届出を行う場合において、出港の日時があらかじめ定まっているときは、入港の届出と同時に届出をすることができる。この場合において、届け出た後に届出の日時に変更があつたときは、速やかにその旨を所長に届け出なければならない。

(指定管理者指定申請書)

第9条 条例第19条第1項に規定する申請書は、港湾指定管理者指定申請書(第6号様式)とする。

(指定管理者の指定の基準)

第10条 条例第20条第10号に規定する規則で定める基準は、申請者である法人その他の団体の役員等が、港湾の振興について熱意と識見を有していることとする。

(利用の事務を行わない日)

第11条 条例第4条第1項の規定による利用(同項第1号オ、第2号オ及び第3号ウに掲げる施設に係るものを除く。)に係る事務(以下「利用の事務」という。)を行わない日は、港湾の区分に応じて、別表第3に掲げる日とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は知事の承認を得て、利用の事務(条例第4条第1項第1号エ及び第2号イに掲げる施設に係るものを除く。以下この項において同じ。)を行わない日を臨時に変更し、又は臨時に利用の事務を行わない日を定めることができる。

(駐車場の開場時間)

第12条 臨港道路附属駐車場の開場時間は、港湾の区分に応じて、次の各号に掲げる時間とする。

(1) 湘南港 午前5時から午後9時30分まで

(2) 葉山港 午前5時から午後10時まで

(3) 大磯港 午前5時から午後10時まで(4月1日から9月30日までの間にあつては、午前4時から午後10時まで)

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は知事の承認を得て、同項に規定する開場時間を臨時に変更することができる。

(港湾管理事務所の開所時間)

第12条の2 港湾管理事務所の開所時間は、港湾の区分に応じて、次の各号に掲げる時間とする。

(1) 湘南港 午前8時から午後6時まで(4月29日から5月5日までの日、5月6日から6月30日までの間の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「国民の祝日等」という。)並びに7月1日から8月31日までの日にあつては、午前7時30分から午後7時まで)。ただし、ミーティングルームAからミーティングルームFまで、大会運営室及びメモリアルルームにあつては、午前9時から午後10時まで

(2) 葉山港 午前8時から午後6時まで(7月1日から8月31日までの間の土曜日、日曜日及び国民の祝日等にあつては、午前7時30分から午後7時まで)。ただし、会議室A、会議室B、多目的室A及び多目的室Bにあつては、午前9時から午後10時まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は知事の承認を得て、同項に規定する開所時間を臨時に変更することができる。

(利用料金の承認の申請)

第12条の3 指定管理者が利用料金の承認を受けようとするときは、収支予算書その他知事が必要と認める書類を添付して知事に申請しなければならない。

(占用等の許可の申請)

第13条 法第37条第1項の規定により同項各号に掲げる行為の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める申請書を知事(第1条の2第14号に掲げる事務に係るものにあつては、所轄の所長)に提出しなければならない。

(1) 法第37条第1項第1号に掲げる行為 水域(公共空地)占用許可申請書(第7号様式)

(2) 法第37条第1項第2号に掲げる行為 土砂採取許可申請書(第8号様式)

(3) 法第37条第1項第3号に掲げる行為 工事許可申請書(第9号様式)

(4) 法第37条第1項第4号に掲げる行為のうち港湾法施行令(昭和26年政令第4号。以下「政令」という。)第14条第2号に規定する行為 廃物投棄許可申請書(第10号様式)

(廃物の指定)

第14条 政令第14条第2号に規定する知事が指定する廃物は、汚水、残さい、残土その他これらに類する物とする。

(書類の経由及び部数)

第15条 条例又はこの規則の規定により知事に提出する書類(第9条に規定する申請書を除く。)並びに法第38条の2及び法第56条の3の規定に基づく届出又は通知は、当該港湾又は水域を管轄する

所長を経由して正副2部を提出しなければならない。

(港湾審議会の委員)

第16条 神奈川県港湾審議会(以下「審議会」という。)の委員は、学識経験がある者、県議会議員、関係市町長及び関係行政機関の職員のうちから知事が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は補充による委員の任期は、他の在任委員の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(審議会の会長)

第17条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を行う。

(審議会の会議)

第18条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数の同意で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の庶務)

第19条 審議会の庶務は、県土整備局河川下水道部砂防海岸課において処理する。

(審議会への委任)

第20条 第16条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(実施細目)

第21条 この規則に定めるもののほか、港湾の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例(平成25年神奈川県条例第38号)附則第2項の規定による承認のうち同条例第2条の規定による改正後の港湾の設置及び管理等に関する条例(昭和39年神奈川県条例第93号)第24条第2項及び別表第3の規定の例による承認については、改正後の第12条の3の規定の例による。

附 則

この規則は、港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例(平成25年神奈川県条例第 号)の施行の日から施行する。

別表第1(第5条関係)

| 施設の名称 | 用途 | 基準 | |
|-----------|--------------------------------------|---------|------------|
| | | 高さ | 敷地面積に対する割合 |
| 臨港道路付属駐車場 | 駐車場関連施設 | 3メートル以下 | 100分の1以内 |
| 漁船荷さばき地 | 蓄養池、油倉庫、漁具倉庫及びこれらの関連施設 | 3メートル以下 | 100分の4以内 |
| 貯油所 | 貯油タンク(地下に設けるものに限る。)、船舶給油施設及びこれらの関連施設 | 3メートル以下 | 100分の80以内 |

別表第2(第5条関係)

| 施設の区分 | 用途 | 基準 | |
|-------|-------------------------------------|----------|------------|
| | | 高さ | 敷地面積に対する割合 |
| 船舶保管地 | ヨットクラブハウス、船舶修理施設、公衆便所、焼却炉及びこれらの関連施設 | 14メートル以下 | 100分の25以内 |
| 旅客待合所 | 旅客待合所、手荷物取扱所及びこれらの関連施設 | 10メートル以下 | 100分の40以内 |
| 中央緑地 | 公衆便所、公衆電話、公園施設、上水道ポンプ場 | 4メートル以下 | 100分の20以内 |

| | | | |
|-----|--------------------------------|---------|----------|
| | 下水ポンプ場、消防器具保管施設及びこれらの関連施設 | | |
| 北緑地 | バス停車場、公衆便所、公衆電話、公園施設及びこれらの関連施設 | 4メートル以下 | 100分の5以内 |

別表第3（第11条関係）

| 港湾の区分 | | 利用の事務を行わない日 |
|----------|---|--|
| 湘南港 | 本船岸壁 南物揚場 中央物揚場 北物揚場 浮棧橋 船舶保管地 船舶給水施設 港湾管理事務所 固定式荷役機械 | (1) 火曜日（4月29日から5月5日まで及び6月1日から8月31日までの間を除く。以下この項において同じ。）ただし、国民の祝日等が火曜日に当たるときは、水曜日とする。 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日 (3) 5月6日以降の最初の水曜日 |
| | 漁船物揚場 漁船船揚場 | (1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日等 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（(2)に掲げる日を除く。） |
| 葉山港 | 西物揚場 西中央物揚場 西船揚場 本港浮棧橋 新港浮棧橋 南物揚場 船舶保管地 港湾管理事務所 固定式荷役機械 | (1) 火曜日（7月1日から8月31日までの間を除く。以下この項において同じ。）。ただし、国民の祝日等が火曜日に当たるときは、水曜日とする。 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日 |
| | 東物揚場 東中央物揚場 東船揚場 | (1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日等 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（(2)に掲げる日を除く。） |
| 大磯港及び真鶴港 | | (1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日等 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（(2)に掲げる日を除く。） |

様式略